

令和2年度

包括外部監査結果報告書

市保有財産の管理及び過年度包括外部監査
に対する措置対応状況について

倉敷市包括外部監査人

壺田周彦

目 次

第1章 外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類	1
2. 監査の対象	1
(1) 監査対象（選定した特定の事件）	1
(2) 監査対象年度.....	1
3. 監査テーマの選定理由.....	1
4. 実施した監査の方法.....	2
5. 監査の結果	3
6. 監査の体制	3
7. 監査実施期間	3
8. 利害関係	3
第2章 監査対象の概要.....	4
1. 市有財産の管理に関する法令、条例、規則.....	4
2. 市有財産の概要	4
(1) 市有財産の範囲.....	4
(2) 市有財産の状況.....	5
<指摘事項1 有価証券の評価額について>	6
3. 公有財産の概要	7
(1) 公有財産の範囲.....	7
(2) 公有財産の分類.....	7
(3) 公有財産の推移.....	8
(4) 公有財産の管理.....	9
(5) 遊休資産・未利用資産の処分.....	11
4. 物品の概要	13
(1) 物品の範囲	13
(2) 物品の推移	13
(3) 物品の管理	14
5. 債権の概要	15
(1) 債権の種類と内容.....	15
(2) 債権残高の推移.....	16
(3) 債権管理	17
6. 基金の概要	17
(1) 基金の種類と内容.....	17
(2) 基金残高の推移.....	18

<指摘事項 2 「財産に関する調書」の基金残高について>	21
(3) 基金の管理と運用.....	21
(4) 運用実績（運用先別の年度末残高・運用収入・利回り推移）	25
<意見 1 基金の運用方法の見直しについて>	27
<意見 2 基金の効率的な運用方法の選択について>	28
第 3 章 監査対象一覧.....	29
I. 公有財産	30
I-1. 土地、建物、山林.....	30
I-2. 物権	31
I-3. 無体財産権	31
I-4. 有価証券	32
I-5. 出資による権利.....	33
I-6. 不動産の信託の受益権.....	35
II. 物品	35
III. 債権	36
IV. 基金	36
第 4 章 個別の市保有財産監査結果.....	38
I. 公有財産	38
I-1. 土地、建物、山林.....	38
1. 二重計上により公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産.....	38
(1) 対象固定資産一覧.....	38
(2) No.①～③指摘事項及び意見.....	38
<指摘事項 3 二重計上の固定資産について>	38
2. 登記されている事実が確認できない等、公有財産管理台帳システムから削除すべき 固定資産	39
(1) 対象固定資産一覧.....	39
(2) No.①～⑦指摘事項及び意見.....	39
<指摘事項 4 登記されている事実が確認できない固定資産について>	39
3. 除却処理が漏れており、公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産.....	39
(1) 対象固定資産一覧.....	39
(2) No.①指摘事項及び意見.....	40
<指摘事項 5 払下げ済みの固定資産について>	40
4. 施設名称・所管部署・分類などを変更すべき固定資産.....	40
(1) 対象固定資産一覧.....	40
(2) No.①旧茶屋町し尿処理場跡地.....	41
(3) No.②旧長尾小学校.....	42

(4) No.①～⑩指摘事項及び意見.....	42
<指摘事項 6 所管部署・分類等について>	43
<意見 3 公有財産管理台帳システムの施設名称登録について>	43
5. 貸付を行っている固定資産.....	43
(1) 対象固定資産一覧.....	43
(2) No.①その他貸付財産（連島町亀島新田）	44
(3) No.①指摘事項及び意見.....	44
<指摘事項 7 難視聴解消アンテナの設置のための敷地の貸付について>	45
(4) No.②その他（目的有）普通財産（玉島中央町 3 丁目）	45
(5) No.②指摘事項及び意見.....	46
<指摘事項 8 商店街利用者のための駐車場の取扱いについて>	46
<指摘事項 9 契約の相手方について>	46
(6) No.③～⑩指摘事項及び意見.....	47
6. その他（1. ～ 5. に属さない個別の固定資産）	47
(1) 対象固定資産一覧.....	47
(2) No.①旧倉敷駅周辺開発事務所.....	47
(3) No.①指摘事項及び意見.....	48
(4) No.②旧連島東小学校.....	48
(5) No.②指摘事項及び意見.....	49
<指摘事項 10 旧連島東小学校について>	49
(6) No.③旧琴浦西幼稚園.....	49
(7) No.③指摘事項及び意見.....	50
<意見 4 旧琴浦西幼稚園について>	50
(8) No.④旧郷内公民館.....	50
(9) No.⑤旧下津井西小学校松島分校.....	51
(10) No.⑤指摘事項及び意見.....	51
(11) No.⑥旧福田火葬場.....	51
(12) No.⑥指摘事項及び意見.....	52
(13) No.⑦旧玉島消防署真備分署.....	52
(14) No.⑦指摘事項及び意見.....	54
<意見 5 一部残る土地の有効利用の想定について>	54
(15) No.⑧遊休地（児島味野 6 丁目）	54
(16) No.⑨旧安江住宅.....	54
(17) No.⑨指摘事項及び意見.....	54
<指摘事項 11 旧安江住宅跡地の管理、不動産の売却について>	56
(18) No.⑩所管不明財産（玉島道口）	56

(19) No.⑩指摘事項及び意見.....	56
<指摘事項 12 玉島道口の土地について>	57
(20) No.⑪その他普通財産（玉島爪崎）.....	57
(21) No.⑪指摘事項及び意見.....	57
<意見 6 玉島爪崎の土地について>	58
(22) No.⑫その他普通財産（玉島中央町 1 丁目）.....	59
(23) No.⑫指摘事項及び意見.....	59
<指摘事項 13 玉島中央町 1 丁目の土地の有償貸付について>	59
(24) No.⑬その他普通財産（児島下の町 1 丁目）.....	59
(25) No.⑬指摘事項及び意見.....	60
<意見 7 児島下の町 1 丁目の土地の有効利用について>	60
7. 監査対象としてサンプル抽出したが、指摘事項・意見のない固定資産（1.～6.の固定資産を除く）.....	60
(1) 対象固定資産一覧.....	60
(2) No.①～⑤指摘事項及び意見.....	61
8. 平成 20 年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産.....	61
(1) 対象固定資産一覧.....	61
(2) No.①旧明石保育園敷地.....	63
(3) No.①指摘事項及び意見.....	64
<意見 8 旧明石保育園敷地の利用について>	65
(4) No.②倉敷中第 2 ポンプ場代替地.....	65
(5) No.②指摘事項及び意見.....	66
(6) No.③街路事業代替用地.....	66
(7) No.③指摘事項及び意見.....	67
(8) No.④堀貫線代替用地.....	67
(9) No.④指摘事項及び意見.....	68
(10) No.⑤堀貫線代替用地.....	68
(11) No.⑤指摘事項及び意見.....	69
(12) No.⑥市道矢柄西田線代替用地及び進入路.....	69
(13) No.⑥指摘事項及び意見.....	70
(14) No.⑦水島東栄町駐車場用地.....	70
(15) No.⑦指摘事項及び意見.....	74
<意見 9 水島東栄町駐車場用地の利用について>	75
<意見 10 普通財産貸付基準の見直しについて>	75
(16) No.⑧土木課駐車場.....	75
(17) No.⑧指摘事項及び意見.....	77

<意見 11 土木課駐車場の利用について>	77
(18) No.⑨教職員住宅敷地.....	77
(19) No.⑨指摘事項及び意見.....	78
<意見 12 教職員住宅敷地の利用について>	78
(20) No.⑩船穂中山遊園.....	78
(21) No.⑩指摘事項及び意見.....	79
(22) No.⑪保育園地.....	80
(23) No.⑪指摘事項及び意見.....	81
(24) No.⑫幼稚園地.....	81
(25) No.⑫指摘事項及び意見.....	82
(26) No.⑬福祉施設跡地.....	82
(27) No.⑬指摘事項及び意見.....	83
<意見 13 福祉施設跡地の利用について>	83
(28) No.⑭軽費老人ホーム「唐琴荘」跡地.....	84
(29) No.⑭指摘事項及び意見.....	86
<意見 14 軽費老人ホーム「唐琴荘」跡地の利用について>	86
(30) No.⑮郷内公民館建設事業用地.....	86
(31) No.⑮指摘事項及び意見.....	88
<意見 15 旧郷内公民館について>	89
(32) No.⑯倉敷運動公園駐車場用地.....	89
(33) No.⑯指摘事項及び意見.....	90
(34) No.⑰(仮称)水島文化センター用地.....	90
(35) No.⑰指摘事項及び意見.....	92
(36) No.⑱農業用施設団地用地土地造成事業.....	92
(37) No.⑱指摘事項及び意見.....	94
<意見 16 農業用施設団地用地土地造成事業について>	94
(38) No.⑲児島市民交流プラザ.....	94
(39) No.⑲指摘事項及び意見.....	95
(40) No.⑳倉敷市立旧児島高等学校.....	96
(41) No.⑳指摘事項及び意見.....	97
<指摘事項 14 旧児島高等学校跡地の利用について>	97
(42) No.㉑倉敷まちづくりセンター.....	97
(43) No.㉑指摘事項及び意見.....	99
(44) No.㉒空地であり売却すべきもの.....	99
(45) No.㉒指摘事項及び意見.....	99
(46) No.㉓現在調査中であり対応は未定であるが、早期に調査結果を出し、対応・処分を	

進めるべきもの	100
(47)No.㉓指摘事項及び意見.....	100
<指摘事項 15 中庄、三田の土地について>	101
9. 公有財産管理台帳システムについて.....	101
(1) 公有財産管理台帳システムの登録に関する作業フローの概要.....	101
(2) 指摘事項及び意見.....	103
<指摘事項 16 不動産の棚卸の実施について>	104
<意見 17 各所管部署での公有財産管理台帳システムの確認と管理について>	104
<意見 18 システム連携のデザインについて>	104
I-2. 物権	105
1. 地上権	105
(1) 概要	105
(2) 指摘事項及び意見.....	105
<指摘事項 17 分収造林契約書について>	106
<指摘事項 18 地上権の記載内容の修正及び追加について>	106
2. 地役権	106
(1) 概要	106
(2) 指摘事項及び意見.....	107
<指摘事項 19 地役権の登記について>	107
<指摘事項 20 地役権の「財産に関する調書」の記載誤りについて>	107
<意見 19 登記面積と実測面積の大幅な乖離について>	107
I-3. 無体財産権	107
(1) 概要	107
(2) 指摘事項及び意見.....	108
<意見 20 著作権の財産的価値について>	108
I-4. 有価証券	108
(1) 概要	108
(2) 実績	113
(3) 実施した手続き及び結果.....	114
(4) 指摘事項及び意見.....	116
<意見 21 残高証明について>	116
<意見 22 株券不発行会社の株券について>	116
<意見 23 株券等の管理について>	116
<意見 24 株式の保有目的の明確化について>	117
I-5. 出資による権利.....	117
(1) 概要	117

(2) 実施した手続き及び結果.....	119
(3) 指摘事項及び意見.....	120
<意見 25 証明書等の封印について>	120
<意見 26 証書の再発行、証明書の入手について>	120
I-6. 不動産の信託の受益権.....	121
(1) 実績および概要.....	121
(2) 指摘事項及び意見.....	122
II. 物品	123
(1) 概要	123
(2) 実施した手続き及び結果.....	123
(3) 指摘事項及び意見.....	127
<指摘事項 21 物品調査のマニュアルの作成について>	127
<指摘事項 22 物品調査の報告と取りまとめについて>	127
<指摘事項 23 現物のない物品について>	128
<意見 27 使用見込みのない物品について>	128
III. 債権	129
1. 住宅新築資金等貸付金.....	129
(1) 制度の概要	129
(2) 実績	129
(3) 指摘事項及び意見.....	131
<意見 28 債務者情報の更新について>	131
<意見 29 回収業務の外部委託の検討について>	131
2. 環境改善資金貸付金.....	132
(1) 制度の概要	132
(2) 実績	132
(3) 指摘事項及び意見.....	132
3. 浴そう設置資金貸付金.....	133
(1) 制度の概要	133
(2) 実績	133
(3) 指摘事項及び意見.....	133
4. 下水道受益者負担金.....	134
(1) 制度の概要	134
(2) 実績	134
(3) 指摘事項及び意見.....	136
5. 母子金庫資金貸付金.....	136
(1) 制度の概要	136

(2)実績	136
(3)指摘事項及び意見	136
6. 生活保護費返還金	137
(1)制度の概要	137
(2)実績	138
(3)指摘事項及び意見	140
7. 災害援護資金貸付金	140
(1)制度の概要	140
(2)実績	141
(3)指摘事項及び意見	142
8. 市民税特別徴収分	142
(1)制度の概要	142
(2)実績	142
(3)指摘事項及び意見	142
9. ぐらしきシティプラザ東ビル管理組合法人貸付金	142
(1)制度の概要	142
(2)実績	143
(3)指摘事項及び意見	143
10. 土地開発公社事業資金貸付金	144
(1)制度の概要	144
(2)実績	144
(3)指摘事項及び意見	144
11. 柳井原地域産地化支援事業運営資金貸付金	144
(1)制度の概要	144
(2)実績	145
(3)指摘事項及び意見	145
12. ふなおワイナリー貸付金	145
(1)制度の概要	145
(2)実績	146
(3)指摘事項及び意見	146
<意見 30 貸付金の回収可能性について>	146
IV. 基金	147
1. 倉敷市財政調整基金	147
(1)基金の概要	147
(2)実績	148
(3)指摘事項及び意見	149

2. 倉敷ふるさと応援基金.....	149
(1) 基金の概要	149
(2) 実績	150
(3) 指摘事項及び意見.....	153
<意見 31 ふるさと納税のポータルサイトについて>	153
3. 倉敷市清掃施設整備基金.....	153
(1) 基金の概要	153
(2) 実績	154
(3) 指摘事項及び意見.....	156
4. 倉敷市学校施設整備基金.....	156
(1) 基金の概要	156
(2) 実績	157
(3) 指摘事項及び意見.....	158
5. 倉敷市産業廃棄物適正処理基金.....	159
(1) 基金の概要	159
(2) 実績	160
(3) 指摘事項及び意見.....	161
6. 倉敷市環境保全基金.....	162
(1) 基金の概要	162
(2) 実績	163
(3) 指摘事項及び意見.....	164
<意見 32 倉敷市環境保全基金の活用について>	164
7. 倉敷市減債基金	164
(1) 基金の概要	164
(2) 実績	165
(3) 指摘事項及び意見.....	166
8. 倉敷市交通拠点施設整備基金.....	167
(1) 基金の概要	167
(2) 実績	167
(3) 指摘事項及び意見.....	170
<意見 33 倉敷市交通拠点施設整備基金の活用について>	170
9. 倉敷市国際交流基金.....	170
(1) 基金の概要	170
(2) 実績	171
(3) 指摘事項及び意見.....	173
<意見 34 倉敷市国際交流基金について>	173

10. 倉敷市文化振興基金.....	173
(1) 基金の概要	173
(2) 実績	174
(3) 指摘事項及び意見.....	177
<意見 35 倉敷市文化振興基金の助成対象事業について>	178
11. 倉敷市スポーツ振興基金.....	178
(1) 基金の概要	178
(2) 実績	179
(3) 指摘事項及び意見.....	180
12. 倉敷市地域福祉基金.....	181
(1) 基金の概要	181
(2) 実績	182
(3) 指摘事項及び意見.....	183
13. 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金.....	184
(1) 基金の概要	184
(2) 実績	185
(3) 指摘事項及び意見.....	186
<意見 36 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金の活用について>	186
14. 倉敷市よい子いっぱい基金.....	187
(1) 基金の概要	187
(2) 実績	188
(3) 指摘事項及び意見.....	189
<意見 37 倉敷市よい子いっぱい基金の新規事業について>	190
15. 倉敷市将棋文化振興基金条例.....	190
(1) 基金の概要	190
(2) 実績	191
(3) 指摘事項及び意見.....	192
16. 倉敷市緑化基金	192
(1) 基金の概要	192
(2) 実績	193
(3) 指摘事項及び意見.....	195
<意見 38 倉敷市緑化基金の活用について>	195
17. 倉敷市奨学基金	196
(1) 基金の概要	196
(2) 実績	197
(3) 指摘事項及び意見.....	198

18. 倉敷市緊急援護資金貸付基金.....	198
(1) 基金の概要	198
(2) 実績	199
(3) 指摘事項及び意見.....	200
<意見 39 不納欠損処理について>	200
19. 倉敷市地域振興基金.....	200
(1) 基金の概要	200
(2) 実績	201
(3) 指摘事項及び意見.....	202
20. 倉敷市立図書館図書整備基金.....	203
(1) 基金の概要	203
(2) 実績	203
(3) 指摘事項及び意見.....	204
21. 商工業活性化基金.....	204
(1) 基金の概要	204
(2) 実績	205
(3) 指摘事項及び意見.....	206
22. 倉敷市災害復興基金.....	206
(1) 基金の概要	206
(2) 実績	207
(3) 指摘事項及び意見.....	208
23. 倉敷市土地開発基金.....	208
(1) 基金の概要	208
(2) 実績	209
(3) 指摘事項及び意見.....	210
24. 倉敷市公共施設整備基金.....	210
(1) 基金の概要	210
(2) 実績	211
(3) 指摘事項及び意見.....	212
<意見 40 倉敷市公共施設整備基金の対象事業の会計処理について>	213
25. 倉敷市森林環境譲与税基金.....	213
(1) 基金の概要	213
(2) 実績	214
(3) 指摘事項及び意見.....	215
第5章 総括	216

第1章 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の第37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

(1) 監査対象（選定した特定の事件）

市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について

(2) 監査対象年度

令和元年度

ただし、必要に応じて平成30年度以前及び令和2年度分についても監査の対象とする。

3. 監査テーマの選定理由

地方財政法第8条には、財産の管理及び運用として、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」が示され、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要である旨示されている。

また、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月 総務省）によれば、複式簿記におけるストック情報（資産・負債）把握の重要性や固定資産台帳の整備について述べるとともに、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を策定している。

以上からは、長期的な資産保有形態である固定資産の連結貸借対照表に占める割合が多い地方公共団体における資産の状況について、重要視しているといえる。

一方、市の財産として連結貸借対照表に重要な影響があるものは、土地、建物、山林、有価証券、出資による権利、物品、債権、基金と考えられる。

このうち、土地、建物、出資による権利は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、同程度の水準で推移しており、物品、債権、基金については、毎年増加している傾向にある。特に基金については、この 5 年間で 7,435 百万円増加しており、金額的な重要性が高いといえる。

財産の数量等が同程度の水準で推移する、もしくは上昇傾向であれば、監査の重要な着眼点は、不動産・物品等であれば、長期間未利用のものとなっていないか、有価証券等であれば、評価額は適切であるか、債権等であれば適切に回収できているか、基金であれば目的に沿って適切に運営されているか等と考える。例えば、基金においては、毎年増加しているもの、表面上残高に変動がないものがあり、事業への充当が適切に行われているかどうか、基金としての必要性などに着眼する。

ところで、公有財産、債権については、平成 26 年度、平成 24 年度、平成 20 年度等の過年度の包括外部監査において、監査対象となったものも存在する。(土地、建物、有価証券、出資による権利、奨学金貸付金(債権)、住宅新築資金等貸付金(債権)等)

過年度の包括外部監査の結果について目を向けると、市は包括外部監査人からの指摘事項及び意見について、平成 28 年度以降の監査は、監査終了後 1 年内である令和元年度を除き、指摘事項だけでなく、意見についても措置対応状況を倉敷市のホームページに公表しているが、平成 27 年度以前は、指摘事項のみ措置対応状況を公表しており、意見に対する措置対応状況が不透明である。そのため、過去の監査における意見の措置状況を監査テーマとすることは、過去のみならず、今後の市の包括外部監査の措置対応にも有益であると考えられる。

4. 実施した監査の方法

独立の立場(第三者的な立場)で市行政を監査し、適正に処理されていない点や不効率と考えられる点などを指摘することにより、市の限られた財源の有効かつ効率的な活用及び経費削減等を推し進め、最少のコストで最大限の効果を発揮できるように行政サービスに資する提言を行うために財務監査の視点から、監査を実施した。また、行財政改革への契機、経済性・効率性・有効性等の行政監査の視点からの監査も実施した。

具体的には、下記の着眼点に沿って監査を実施した。

- ① 事務手続は、法令・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 基金は設置目的に従って、適切に執行されているか。
- ③ 基金において、現預金以外の形態である場合は、管理状況等が適切か。
- ④ 不動産、物品は適切に管理が行われているか。
- ⑤ 不動産、物品等は適切に利用されており、遊休状態となっていないか。
- ⑥ 有価証券、出資金などの評価は妥当であるか。
- ⑦ 債権の回収は適切に行われているか。
- ⑧ 過年度包括外部監査における意見の措置状況は適切であるか。

5. 監査の結果

監査の結果について、法令等に違反又は不当と判断したもの、及び経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるものについては「指摘事項」とし、法令等の違反ではないが、是正、改善が望ましいものについては「意見」として明記している。

6. 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	壺田	周彦
補助者	公認会計士	小野	和倫
補助者	公認会計士	十川	智基
補助者	公認会計士	柏野	聰太郎
補助者	公認会計士	林	英夫

7. 監査実施期間

令和2年4月1日から令和3年1月31日まで

8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 章 監査対象の概要

1. 市有財産の管理に関する法令、条例、規則

地方財政法第 8 条には、財産の管理及び運用として、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

(財産の管理及び運用)

第 8 条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

市においても、市有財産を管理するために、「倉敷市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び「倉敷市財務規則」にて、公有財産を含む市有財産の取扱いを規定している。

2. 市有財産の概要

(1) 市有財産の範囲

今回の監査対象は、市有財産であり、市有財産の範囲は公有財産に留まらず、具体的には、倉敷市一般会計決算書及び附属書類中の「財産に関する調書」に記載される財産であり、以下のとおりである。

- ① 公有財産
- ② 物品
- ③ 債権
- ④ 基金

市有財産、公有財産、行政財産、普通財産の区分をまとめると、以下のような関係図となる。

市有財産	公有財産	行政財産	不動産（土地、建物、山林）、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利、不動産の信託受益権
		普通財産	
	物 品		
	債 権		
基 金			

(2)市有財産の状況

平成 28 年 3 月以降の「財産に関する調書」によれば、市の財産の状況の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

市有財産の種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公有財産	土地	12,660 千㎡	12,707 千㎡	12,718 千㎡	12,710 千㎡	12,361 千㎡
	建物（※1）	1,537 千㎡	1,544 千㎡	1,545 千㎡	1,573 千㎡	1,482 千㎡
	山林	4,449 千㎡	4,002 千㎡	4,002 千㎡	4,002 千㎡	4,002 千㎡
	動産（船舶）	1 隻	1 隻	1 隻	1 隻	1 隻
	物権（地上権）	1,150 千㎡	715 千㎡	715 千㎡	715 千㎡	713 千㎡
	物権（地役権）	384 ㎡	384 ㎡	384 ㎡	384 ㎡	384 ㎡
	無体財産権（著作権）	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
	有価証券（株券）	914 百万円	596 百万円	595 百万円	592 百万円	588 百万円
	出資による権利（出捐金を含む）	4,016 百万円	4,023 百万円	4,023 百万円	4,014 百万円	4,010 百万円

不動産の信託受益権	2件	2件	2件	2件	2件
物品（バス、乗用車等）（※2）	2,178件	2,199件	2,351件	2,460件	2,451件
債権	4,218百万円	4,722百万円	4,994百万円	5,113百万円	5,439百万円
基金	33,395百万円	36,404百万円	38,661百万円	39,133百万円	40,830百万円

（※1）建物については、延べ床面積である。

（※2）主として取得価額又は評価額が100万円以上の備品を記載している。

上表から読み取ると、市の財産として重要な影響があるものは、土地、建物、山林、有価証券、出資による権利、物品、債権、基金と考えられる。

このうち、土地、建物、出資による権利は、この5年間同程度の水準で推移しており、物品、債権、基金については、毎年増加している傾向にある。特に基金については、この5年間で7,435百万円増加しており、金額的な重要性が高いといえる。

山林については、平成27年度4,449千㎡から平成28年度4,002千㎡へと1割程度減少、主な減少理由としては、水源林としての地上権の期間満了による分収林（旧神郷町）の減少（435千㎡）であり、その後は同程度の水準で推移している。

物権（地上権）については、平成27年度1,150千㎡から平成28年度715千㎡への大きく減少している理由としては、山林と同様、水源林としての地上権の期間満了（旧神郷町435千㎡）によるものであり、その後は同程度の水準で推移している。

有価証券（株券）についても、平成27年度914百万円から平成28年度596百万円へと大きく減少、主な減少理由としては、倉敷ファッションセンター(株)の減資（資本金1,300百万円から100百万円へ無償減資）による同割合での減額（帳簿価額350百万円から26百万円）であり、その後は同程度の水準で推移している。

<指摘事項1 有価証券の評価額について>

倉敷ファッションセンター(株)について、減資の割合に応じて、帳簿価額を減額しているが、この減資は無償減資によるものであり、「財産に関する調書」においては帳簿価額を減額する必要はない。

3. 公有財産の概要

(1) 公有財産の範囲

「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう（地方自治法第 238 条第 1 項）。

- ① 不動産
- ② 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- ③ 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- ④ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- ⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- ⑥ 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ⑦ 出資による権利
- ⑧ 財産の信託の受益権

(2) 公有財産の分類

公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

- ① 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。例えば、庁舎、学校、公民館などである。
- ② 普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。

(3) 公有財産の推移

公有財産の種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	
行政財産	本庁舎	土地	54 千㎡	54 千㎡	54 千㎡	54 千㎡	
		建物	42 千㎡	42 千㎡	42 千㎡	42 千㎡	
	その他の 行政機関 (※1)	土地	1,071 千㎡	1,070 千㎡	1,071 千㎡	1,070 千㎡	731 千㎡
		建物 (※2)	198 千㎡	198 千㎡	198 千㎡	198 千㎡	105 千㎡
	公共用 財産 (※1)	土地	8,598 千㎡	8,695 千㎡	8,708 千㎡	8,707 千㎡	8,711 千㎡
		建物 (※2)	1,288 千㎡	1,295 千㎡	1,296 千㎡	1,324 千㎡	1,326 千㎡
普通財産	土地	2,937 千㎡	2,886 千㎡	2,883 千㎡	2,878 千㎡	2,863 千㎡	
	建物 (※2)	8 千㎡	7 千㎡	8 千㎡	8 千㎡	6 千㎡	
山林		4,449 千㎡	4,002 千㎡	4,002 千㎡	4,002 千㎡	4,002 千㎡	
動産 (船舶)		1 隻	1 隻	1 隻	1 隻	1 隻	
物 権	地上権	1,150 千㎡	715 千㎡	715 千㎡	715 千㎡	713 千㎡	
	地役権	384 ㎡	384 ㎡	384 ㎡	384 ㎡	384 ㎡	
無体財産権 (著作権)		5 件	5 件	5 件	5 件	5 件	
有価証券 (株券)		914 百万円	596 百万円	595 百万円	592 百万円	588 百万円	
出資による権利 (出捐金を含む)		4,016 百万円	4,023 百万円	4,023 百万円	4,014 百万円	4,010 百万円	
不動産の信託受益権		2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	

(※1) その他の行政機関とは、消防施設・支所などであり、公共用財産とは、学校・公営住宅・公園などのことである。

(※2) 建物については、延べ床面積を記載している。

基本的に公有財産の増加については、庁舎や行政機関の新設や建替え、もしくは市で新規事業を始めることによる第3セクターへの出資や市の外郭団体等への出捐などによるものであり、公有財産の減少については、庁舎や行政機関の施設の取壊し、もしくは第3セクターからの出資の返還、外郭団体等からの出捐金の返還などによるものである。

この5年間においては、行政財産のその他の行政機関の土地について、平成30年度の土地1,070千㎡から令和元年度の土地731千㎡へと減少している。このうち341千㎡は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴う、同法規定の企業会計への引継によるものである。これを除くと、行政財産についてはこの5年間で大きな動きはない。

一方、普通財産については、微減傾向にあり、これは普通財産の処分が行われていることを表している。

(4) 公有財産の管理

公有財産のうち、行政財産については、所管部署があり、それぞれの所管部署において管理を行っている。一方、普通財産については、公有財産活用室において、管理を行っている。ただし、倉敷市財務規則第221条において、以下のとおり、規定されており、すべての普通財産を公有財産活用室が所管しているわけではない。

(普通財産の所属)

第221条 普通財産は、公有財産活用室に所属させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、用途廃止前に所管していた市事務所又は課に所属させる。

(1) とりこわし又は撤去の目的をもって用途を廃止するもの

(2) 使用目的を変更するため、新たな目的に供するまで短期間管理する必要があるもの

2 前項ただし書に規定するもののほか、公有財産活用室に所属させることが不相当と認められるものについては、企画財政局長が指定する市事務所又は課に所属させる。

【公有財産活用室の業務内容】

公有財産活用室の業務としては、主に次の2つに分類される。

①ファシリティマネジメント

公共建物及び設備の定期点検、長期修繕をはじめとした公共施設を総合的かつ統括的に企画、管理、活用する業務

②財産管理

普通財産、基金、庁用備品等の管理をはじめとした市有財産の管理業務

特に近年は、高度成長期に集中整備された公共施設が一斉に更新時期を迎える中、人口減少社会の進展を見据えながら、施設総量の適正化や長寿命化をはじめとするファシリティマネジメントの推進に取り組んでいる。

「倉敷市行政組織規則」によると、公有財産活用室の業務は次のとおり、定められている。

- 1) 公有財産に係る総合調整及び総括管理に関すること。
- 2) 公有財産の利活用に関すること。
- 3) 普通財産の取得、補償、管理及び処分に関すること。
- 4) 公有建物及び庁用物品の保険契約に関すること。
- 5) 財産区に関すること。
- 6) 部落有財産に関すること。
- 7) 基金の総括管理に関すること。
- 8) 庁用物品の管理の総括に関すること。
- 9) 不用品の処分に関すること。
- 10) 公有財産処理委員会に関すること。
- 11) 公共施設総合管理計画及び個別施設計画に関すること。
- 12) 公有建物及び設備の長期修繕計画に関すること。
- 13) 長期修繕計画に基づく修繕及び改修の総合調整に関すること。
- 14) 公有建物及び設備の修繕に関すること。
- 15) 公有建物及び設備の定期点検等に関すること。
- 16) 公有建物及び設備の設計書、竣工図書等の保管に関すること。
- 17) ファシリティマネジメントの推進に関すること。

(5)遊休資産・未利用資産の処分

倉敷市行財政改革プラン 2016 において、基本方針 3「財政構造改革」の中に、次の記載がある。

3 財政構造改革		
3-①-ア 公共ファシリティマネジメントの推進／施設運営方針の見直し		
実施項目	達成目標	担当部署
2 未利用地・遊休地の売却指針の策定	平成28年度末までに、未利用地・遊休地の売却指針を策定します。	企画財政局 公有財産活用室

倉敷市行財政改革プラン 2016 の実績報告として、令和 2 年 8 月 25 日付で「倉敷市行財政改革プラン 2016 達成状況報告 (H28-R01)」が作成されており、その中で「未利用地・遊休地の売却指針の策定」の項目に関する実績報告は以下のとおりである。

番号	実施項目	達成目標	達成状況	取組内容	実施効果額 4か年累計 (千円)	実施効果額の説明
2	未利用地・遊休地の売却指針の策定 企画財政局 公有財産活用室	平成28年度末までに、未利用地・遊休地の売却指針を策定します。	○	※平成29年度で計画完了 目標年度より遅れたが、平成29年度に、普通財産（土地及び建物）一般競争入札事務処理要領の改正（2回以上入札不調となった物件は次回入札最低価格を鑑定評価額の20%の範囲内で修正できるよう変更）した。令和元年度には、改正要領に基づき、鑑定評価額から20%減価したうえで2物件の一般競争入札を行い、内1物件が落札された。	5,360	未利用地売却収入

(注) 達成状況の「○」は概ね達成した。(目標年度を超えて達成した場合を含む)を表している。

表中にある、未利用地・遊休地の売却指針は、普通財産（土地及び建物）一般競争入札事務処理要領の第6条に2回以上入札不調となった不動産は次回入札最低価格を鑑定評価額の20%の範囲内で修正できるものと記載されている。これにより、未利用地・遊休地を売却しやすくなり、5,360千円の実施効果額が出ているものである。

以下は、公有財産活用室が遊休地と考える100㎡以上の不動産である。

(令和2年9月末現在)

No.	所在地	地目	公簿面積	取得日	帳簿価格 (千円)	備考
①	羽島	宅地	226.39㎡	不明	8,319	一時貸付中
②	茶屋町	用悪水路	275.71㎡	1991/11/18	9,079	売却困難（形状悪）
③	児島唐琴4丁目	宅地	3,430.29㎡	不明	63,233	売却保留中
④	児島味野6丁目	宅地	758.23㎡	不明	17,770	売却保留中
⑤	玉島乙島	宅地	5.24㎡	不明	103	先着順売却中 (3筆一体として)
⑥	玉島乙島	宅地	90.8㎡	不明	1,786	
⑦	玉島乙島	宅地	12.74㎡	不明	250	
⑧	玉島乙島	宅地	277㎡	1992/7/3	5,853	先着順売却中
⑨	玉島乙島	宅地	220.71㎡	1993/6/30	4,664	先着順売却中
⑩	玉島黒崎新町	宅地	317.49㎡	1996/11/1	23,721	先着順売却中
⑪	玉島爪崎	宅地	908.8㎡	不明	35,395	一時貸付中

なお、監査対象とした不動産については、公有財産活用室が把握している遊休地以外に監査人が一定の基準に従って、公有財産管理台帳システムデータから抽出した。具体的には、「第3章 監査対象一覧」における表中の公有財産の箇所に記載している。

4. 物品の概要

(1) 物品の範囲

「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう(地方自治法第 239 条第 1 項)。

- ① 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)
- ② 公有財産に属するもの
- ③ 基金に属するもの

このように、物品について、地方自治法において、①から③に掲げるもの以外のもの及び動産というように広い範囲で定義されている。

(2) 物品の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
物品	8,685,472 (2,178 件)	13,571,900 (2,199 件)	14,132,125 (2,351 件)	14,801,416 (2,460 件)	(※) (2,451 件)

(出所：金額については、一般会計等貸借対照表より抜粋)

(※) 令和元年度の数値については、令和 3 年 3 月に確定するため、現時点では不明である。

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、4,886 百万円増加している主な要因としては、水島清掃工場基幹的設備の取得金額 4,953 百万円を工事が完了したことに伴い、建設仮勘定から機械器具(ごみ焼却設備)へ振り替えたことによるものである。物品は年々増加傾向となっており、物品管理の重要性が増している状況にある。

(3)物品の管理

「財産に関する調書」に記載される物品は、取得価格又は評価額が100万円以上の備品であるため、「財産に関する調書」に記載されない物品は多数あり、そのうち取得価額の高い備品については財務会計システムに登録し、管理されている。財務会計システムに登録する備品は以下の要件を両方満たしているものである。

- ・性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの及びその性質が消耗性のものであっても、標本、美術品、陳列又はこれらに類するものとして保管するもの。
- ・購入予定価格が3万円以上（消費税含む）（例外として、事務用机や事務用椅子等、庁舎内で共通で使用できる「庁用備品」と図書館・図書室用図書については、金額の多寡に関係なく備品となる。）

備品に関する管理は、概ね以下のとおりである。

備品の定義	次の①②の両方を満たしている物品を備品として扱う。 ①性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの及びその性質が消耗性のあるものであっても、標本、美術品、陳列品又はこれらに類するものとして保管するもの。 ②購入予定価格が3万円以上（消費税含む）のもの。（庁舎内で共通として使用できる「庁用備品」（片袖机、事務用椅子等）については、購入予定価格に関係なく、備品として財務会計システムに登録する。
備品登録	備品購入の際に、備品購入費で支払いをし、かつ備品コードを入力して備品連携することにより、自動的に財務会計システムに備品登録される。 寄附を受けた場合や工事・修繕等で備品を取得した場合は、手作業にて備品登録を行う。 備品登録した備品シールを印刷して、対象備品に張り付ける。
備品の所管替	他の所属へ備品を異動させるときは、元の所属が財務会計システムで物品所管替伝票を起票して、受入所属に合議する。
不用備品の処分	庁用備品：物品管理者（公有財産活用室長、各支所総務課長等）のみが不用決定することができる。

	<p>庁用備品以外：各所属で廃棄を行う。</p> <p>処分する場合は、財務会計システムで物品不用決定の処理を行い、備品シールを剥がす。</p>
--	--

令和元年度末における「財産に関する調書」に記載されている物品の主な種類を記載すると、以下のとおりである。

自動車（バス、乗用車、消防車など）、作業車（ショベルローダ、トラクターなど）、船舶、楽器（ピアノなど）、体育用具（トレーニング機器、陸上競技用体育用具など）、模型（理化学模型、歴史模型など）、検査機器（医療用検査機器など）、保冷库、工業製作機器（旋盤、研削盤）、電子計算機、備品（机、椅子、棚、書架など）、計測器（はかり類、温度計、時計、大気汚染自動測定装置など）、エアコンディショナー、厨房機器（食器・食缶洗浄機、炊飯器、調理器、フードカッターなど）などであり、物品は(1)物品の範囲の箇所にも記載のとおり、「①現金、②公有財産に属するもの、③基金に属するもの」以外の物及び動産であり、その範囲は多岐にわたるものである。

市は、備品を財務会計システムにより管理を行っている。現物の管理は所管部署であり、財務会計システムに関する物品台帳の内容整理（備品の適正な管理に関する庁内通達、財務会計システム運用マニュアルの作成など）、「財産に関する調書」の物品一覧の作成は出納室が行っている。

5. 債権の概要

(1) 債権の種類と内容

「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう（地方自治法第240条第1項）。

市の「財産に関する調書」に記載されている債権は、貸付金、負担金、返還金、市民税特別徴収分などで、償還期日が翌年度以降のものである。

地方自治法施行規則第16条の2別記（財産に関する調書様式：3債権）において、当該年度の歳入に係る債権以外の債権を記載しなければならない旨が記載されている。

(2) 債権残高の推移

(単位：千円)

債権の種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
奨学金貸付金	270,892	257,448	236,744	222,232	205,672
住宅新築資金等貸付金	24,947	15,512	10,697	6,324	2,644
下水道受益者負担金	75,280	76,076	61,144	55,115	-
母子福祉資金貸付金	344,498	344,020	331,393	311,594	304,384
父子福祉資金貸付金	358	417	1,525	2,530	2,470
寡婦福祉資金貸付金	3,481	2,754	2,139	53	-
父子家庭貸付金	707	649	591	533	479
母子金庫資金貸付金	1,000	500	500	-	500
生活保護費返還金	213,113	231,790	241,022	234,663	239,291
中国残留邦人返還金	57	-	-	-	-
災害援護資金貸付金	-	-	-	225,800	252,590
市民税特別徴収分	2,925,378	3,095,948	3,144,791	3,131,191	3,256,569
倉敷市開発ビル(株)貸付金	27,361	10,227	-	-	-
くらしきシティプラザ東ビル管理組合法人貸付金	331,223 (※)	285,309 (※)	245,556	196,444	147,333
土地開発公社事業資金貸付金	-	300,000	600,000	600,000	900,000
柳井原地域産地化支援事業運営資金貸付金	-	101,553	102,271	103,915	104,414
ふなおワイナリー貸付金	-	-	22,715	22,713	22,711
合計	4,218,465	4,722,208	5,001,094	5,113,112	5,439,061

(出所：「財産に関する調書」、ただし、金額を千円単位に修正。千円未満は切り捨て)

(※) 平成 29 年度以降は利子を含む債権額に修正している。

下水道受益者負担金について、令和元年度において残高がゼロとなっているが、下水道事業の地方公営企業法適用に伴う、同法規定の企業会計への引継を行ったためである。

また、その他の著増減としては、土地開発公社事業資金貸付金について、平成 28 年度に新規貸付 300,000 千円、平成 29 年度と令和元年度にそれぞれ 300,000 千円の追加貸付を行なったため、増加したものである。

(3)債権管理

①倉敷市債権管理条例

市は債権管理に関する条例を制定し、第 1 条及び第 3 条において次のとおり規定しており、適正な債権管理及び適切かつ効率的な債権の徴収等を行うことを求めている。

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図ることを目的とする。

第 3 条 市長、水道事業管理者、病院事業管理者及びモーターボート競走事業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則等の規定に基づき、適切かつ効率的な市の債権の徴収等に努めなければならない。

② 債権管理部署

債権の管理については、所管部署において行っており、滞納債権の管理や不納欠損処理についても所管部署で行っている状況である。また、所管部署により、債権管理をシステムにより行っている部署と件数が少ないため表計算ソフト等で行っている部署があり、市として統合的な債権管理が行われていない。

6. 基金の概要

(1)基金の種類と内容

基金について、地方自治法第 241 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項に次のとおり、定められている。

第1項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

第5項 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

具体的には、基金は次のとおり分類される。

基金の種類	内容	具体的な基金
積立基金	財産の維持及び必要資金の積み立てのために設置される基金	財政調整基金、減債基金など
(定額) 運用基金	定額の資金運用のために設置される基金	土地開発基金など

(2) 基金残高の推移

(単位：千円)

名称	種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
倉敷市財政調整基金	積立基金	10,328,904	10,911,374	11,069,736	9,253,736	10,731,490
倉敷ふるさと応援基金	積立基金	92,879	53,873	51,540	171,191	99,706
倉敷市清掃施設整備基金	積立基金	1,563,189	1,764,479	2,065,648	1,897,293	1,898,571
倉敷市学校施設整備基金	積立基金	1,815,053	2,016,494	2,216,843	2,117,535	2,118,961

倉敷市産業廃棄物適正処理基金	積立基金	815,751	816,336	799,638	765,073	789,498
倉敷市環境保全基金	積立基金	3,574	5,485	7,300	8,709	8,777
倉敷市減債基金	積立基金	3,993,053	4,296,558	4,574,406	4,825,833	5,079,084
倉敷市交通拠点施設整備基金	積立基金	1,324,448	1,324,812	1,325,690	1,326,104	1,326,997
倉敷市国際交流基金	積立基金	501,373	501,334	501,181	500,826	500,493
倉敷市文化振興基金	積立基金	489,122	483,996	480,778	477,653	475,079
倉敷市スポーツ振興基金	積立基金	393,932	379,585	366,285	351,250	341,674
倉敷市地域福祉基金	積立基金	602,396	600,542	597,851	595,203	592,773
倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金	積立基金	20,490	20,493	20,507	20,513	20,527
倉敷市よい子いっぱい基金	積立基金	205,743	209,865	212,825	214,440	216,652
倉敷市将棋文化振興基金	積立基金	46,445	46,542	46,468	46,425	46,425
倉敷市緑化基金	積立基金	182,549	182,361	182,330	182,224	182,117
倉敷市奨学基金	積立基金	201,861	509,001	521,404	526,087	492,822
倉敷市緊急援護資金貸付基金	定額運用基金	22,940	22,940	22,940	42,940	42,940

倉敷市国民健康 保健事業財政調 整基金	積立 基金	1,340,000	1,340,022	1,910,910	2,911,506	2,333,467
倉敷市介護給付 費等準備基金	積立 基金	1,736,340	1,893,351	2,037,193	2,072,963	2,065,769
倉敷市地域振興 基金	積立 基金	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	3,900,000
倉敷市立図書館 図書整備基金	積立 基金	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
倉敷市まちづく り基金	積立 基金	176,111	185,611	209,066	221,003	209,966
倉敷市商工業活 性化基金	積立 基金	43,225	43,279	43,460	41,828	40,471
倉敷市災害復興 基金	積立 基金	-	-	-	1,482,134	2,045,065
倉敷市土地開発 基金	定額 運用 基金	1,930,000	1,930,000	1,930,000	1,930,000	1,930,000
倉敷市公共施設 整備基金	積立 基金	1,550,619	2,851,602	3,452,241	3,136,318	3,312,431
倉敷市森林環境 譲与税基金	積立 基金	-	-	-	-	14,033
合計		33,395,007	36,404,946	38,661,151	39,133,800	40,830,796

(出所：「財産に関する調書」、ただし、金額を千円単位に修正。千円未満は切り捨て)

監査対象とした基金は、「第3章 監査対象一覧」に記載している。なお、上表の数値は市の「財産に関する調書」から転記しているが、調書に記載の基金残高は出納整理期間後の5月末の金額が記載されている。

<指摘事項2 「財産に関する調書」の基金残高について>

財産である基金は出納整理期間がないため、決算書における「財産に関する調書」は3月末の基金の残高を記載すべきである。また、支出負担行為により、出納整理期間中の積立、取崩は可能であることから、3月末と5月末の残高の不一致の理由を記載することが考えられる。

(3) 基金の管理と運用

① 基金の管理

地方自治法第241条第7項において、以下のとおり規定されている。

「基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の
手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分
又は債権の管理の例による。」

また、市においても、「ペイオフ解禁後の公金管理基本方針（平成28年9月20日一部改正）」（以下、「公金管理基本方針」という）を定めて、公金の管理を行っており、この中において基金に属する現金も含まれている。なお、公金とは、歳計現金及び歳入歳出外現金並びに基金に属する現金（以下「基金現金」という）をいう。

公金管理基本方針において、以下のとおり、基金に関して規定されている。

2 各種基金への対応

(1) 本市の歳計現金の資金不足を補うため、繰替運用を可能な限り行い、その保全と効率化を図る。

(2) 基金の性質上、長期間の運用が可能なものについては積極的に債券運用を行う。
(購入対象債券＝国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債、財投機関債、社債)

(3) 預金による運用にあたっては、一定割合以上競争原理を取り入れる。

なお、一般会計、特別会計、企業会計、各種基金など各会計を包括した組織として「倉敷市公金管理委員会」（以下、公金管理委員会という）を設置し、総合的な管理・運用の調整を行っている。

○公金管理委員会の体制

「倉敷市公金管理委員会設置要綱」を策定し、公金管理委員会の体制の整備を行っている。

（設置目的）

ペイオフ解禁後の公金保護方針に基づく公金管理を適正かつ円滑に実施するため

（組織体制）

企画財政部財政課長，下水道部下水経営計画課長，出納室長，水道局水道総務課長，市民病院事務局長及びボートレース事業局ボートレース管理課長

会 長：出納室長

副会長：企画財政部財政課長

（開催頻度）

四半期ごとに開催

（所掌事務）

（１）年間の管理方針及び管理計画に関すること

① 委員会は，年度の当初に，当該年度の公金管理（資金の運用及び調達）に関する方針を定める。

② 委員会は，四半期毎に，当該四半期に行う公金管理について協議する。

（２）預金対象金融機関の選定に関すること

委員会は，預金及び引き合い対象金融機関の選定を行う。

（３）預金対象金融機関の経営状況の把握及び危機対応に関すること

預金及び引き合い対象金融機関についての決算状況や株価動向及び民間格付会社の格付等の把握に努め，経営状況が悪化していると見込まれる場合は委員会において，公金保全のための必要な措置を検討し，決定する。

（４）その他必要と認める事項

②基金の運用手段

基金の運用方針は、出納室が公金保全対策として定めている「公金の管理・運用方針について」において、「公金預金の安全性の確保を第一に考え、万一の破綻に備えた預金の保全措置が図られた金融機関にのみ預金する」と規定されている。

ペイオフリスク回避のための各資金の運用として、基金の運用方針は、「公金の管理・運用方針について」の中に含まれており、以下のとおり、規定されている。

- (1) 資金の性質を見極め、長期運用が可能な資金については、債券（国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債、財投機関債、社債）を購入する。
- (2) 市の資金不足、財源不足を補うため、内部資金の積極的な活用を行い、資金調達コストの軽減を図るとともに、貸し出し側資金の保全を図る。
 - ・ 基金の繰替運用（資金不足に対応）
 - ・ 企業会計余裕資金の短期、長期貸し付け運用（資金不足、財源不足に対応）

この「公金の管理・運用方針について」に従い、資金管理の原則である、① 安全性の確保、② 流動性の確保、③ 効率性の追求を遵守し、出納室において、基金の運用を行っている。基金の運用の手段としては、次のとおりである。

(1) 預金

普通預金、通知預金、スーパー定期預金、大口定期預金、譲渡性預金（中途売却すると元本割れの可能性があるため、短期間の運用に限る）

(2) 債券

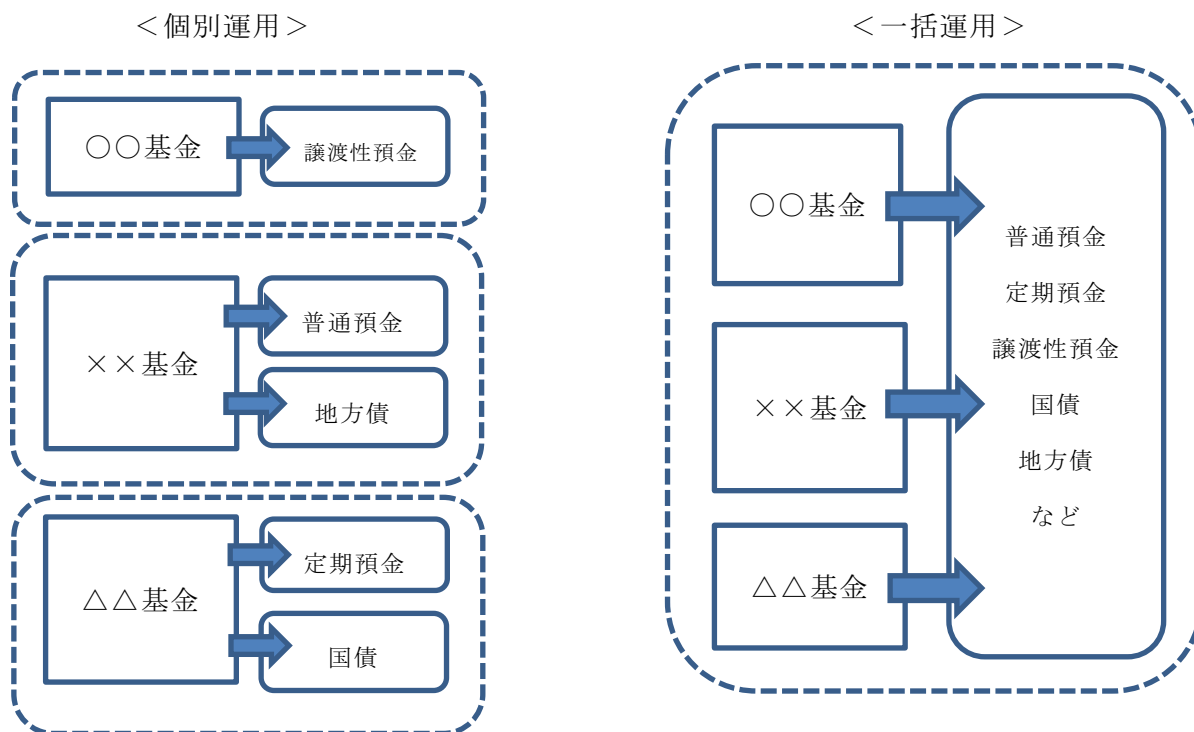
日本国債（国庫短期証券、割引短期国債、利付国債）、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債、財投機関債、社債

（※）債券については、新発・既発は問わないが、いずれの場合も取得価格が額面金額と同額又は額面金額より低い価格であることが原則

③基金の運用方法

28種類の基金については、個別運用と一括運用のどちらかで運用を行っている。個別運用とは、基金ごとに運用を行うものであり、一括運用とは、基金ごとに運用していたものについて、基金をまとめて集約し運用するものである。一括運用のイメージ

は以下のとおりである。



一括運用のメリットとして、基金を一つにまとめることで、少額の基金でも高額基金とともに長期間の運用が可能となる。その結果、利率の高い長期の債券運用などが可能となり、果実である利息の受取額が増えることとなる。また、債券で運用することによりペイオフ対象外にもなる。

④管理・運用の体制

公金管理委員会の提言を受けて、出納室が基金を含む公金の記録管理と運用を行っている。

基金の運用における資金管理については、専用のシステムを使用しているのではなく、表計算ソフトを使用している。

なお、基金の運用手段のうち、債券について残高確認（※）を行った結果、特段の問題となる事項は検出されなかった。

（※）監査人が確認の相手先である第三者（証券会社等）から文書による回答を直接入手する監査手続

(4)運用実績（運用先別の年度末残高・運用収入・利回り推移）

倉敷市行財政改革プラン 2016 において、基本方針 3「財政構造改革」の中に、次の記載がある。

実施方針 3-②財源の拡充

実施項目	達成目標	担当部署
3 基金運用の見直し	・平成31年度末までに、基金の運用利回りを向上させます。	出納室 企画財政局 財政課

倉敷市行財政改革プラン 2016 の実績報告として、令和 2 年 8 月 25 日付で「倉敷市行財政改革プラン 2016 達成状況報告（H28-R01）」が作成されており、その中での「基金運用の見直し」の項目に関する実績報告は以下のとおりである。

番号	実施項目	達成目標	達成状況	取組内容	実施効果額 4か年累計 (千円)	実施効果額 の説明
3	基金運用の見直し	平成31年度（令和元年度）末までに、基金の運用利回りを向上させます。	△	<p>平成28年2月からの日銀のマイナス金利導入以降の低金利が大きく影響し、基準となる平成27年度の運用利回りを上回ることはできなかった。</p> <p>しかし、倉敷市資金管理基準を改正し、債券運用の幅を広げ、令和元年度には、新たな運用を始めた30年国債の売却益（10,169千円）等により、基準となる平成27年度の運用益を上回った。</p> <p>運用利回り H27：0.081%（基準） H28：0.058% H29：0.065% H30：0.035% R01：0.072%</p>	3,137	H27の運用益を上回った額
	出納室					
	企画財政局 財政課					

(注) 達成状況の「△」については、「一部達成した」を表している。

これをさらに細かく見ていくと、次のとおりである。

(単位：千円)

運用先別種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
決済用 普通預 金	年度末残高	11,454,110	-	11,500,000	13,000,000	13,500,000
	運用収入	-	-	-	-	-
	利回り	-%	-%	-%	-%	-%
有利子 普通預 金	年度末残高	-	9,104,000	4,500,000	1,887,116	743,033
	運用収入	-	-	1	16	6
	利回り	-%	0.001%	0.001%	0.001%	0.001%
大口定 期預金	年度末残高	17,798,978	19,849,978	20,387,929	22,276,526	23,276,113
	運用収入	19,115	13,244	14,794	9,754	9,879
	利回り	0.025～ 0.310%	0.001～ 0.200%	0.005～ 0.200%	0.005～ 0.150%	0.005～ 0.150%
スーパ ー定期 預金	年度末残高	7,550	32	32	32	-
	運用収入	3	6	0	0	0
	利回り	0.025～ 0.125%	0.025～ 0.150%	0.030%	0.030%	0.010～ 0.030%
譲渡性 預金	年度末残高	3,616,906	8,688,555	3,138,361	4,911,307	4,585,009
	運用収入	2,275	1,266	819	314	90
	利回り	0.025～ 0.088%	0.025～ 0.085%	0.002～ 0.041%	0.001～ 0.015%	0.002～ 0.005%
地方債	年度末残高	-	1,500,000	1,486,850	1,560,550	534,250
	運用収入	-	1,063	1,730	1,693	1,534
	利回り	-%	0.080～ 0.186%	0.080～ 0.186%	0.080～ 0.186%	0.080～ 0.186%
国債	年度末残高	216,829	-	-	-	199,851
	運用収入	295	198	1,134	-	1,240
	利回り	0.070～ 0.1360%	0.136%	0.526～ 0.600%	-%	0.400%

合計	年度末残高	33,191,376	39,141,766	41,013,172	43,635,532	42,838,258
	運用収入	21,730	15,779	18,480	11,778	12,750
	利回り	0.025～ 0.310%	0.001～ 0.2%	0.001～ 0.600%	0.001～ 0.186%	0.001～ 0.400%

(注) 土地開発基金を含む。債券の売却益は除く。利回りについては、最低利回りと最高利回りを記載している。

上表を見るとわかるように、低金利状況が続いており、安全性の高い金融商品においては、高利回りを期待することは難しい。

このような状況において、令和元年度より、市の資金管理基準の見直しを行うことにより、資金運用、特に債券運用の幅を広げることができた。この結果、令和元年度において、帳簿価格より時価が上回っている債券（地方債・国債）を売却したことにより、売却益が 12,264 千円発生し、これを上表の運用収入（12,750 千円）に合算すると、令和元年度の運用収入は 25,015 千円となり、平成 27 年度の運用収入（21,730 千円）を上回り、倉敷市行財政改革プラン 2016 で定めた基金の運用見直しの目標を一部達成できたものである。なお、運用利回りは基準年度となる平成 27 年度を上回らなかったものの、国債の売却益等を含む運用収入については平成 27 年度を上回ったため、一部達成としたものである。

<意見 1 基金の運用方法の見直しについて>

市は、内規において、4つの基金（倉敷市奨学基金、倉敷市図書館図書整備基金、倉敷市よい子いっぱい基金、倉敷市緑化基金）は、原資が市民からの浄財（寄附）が主となっていることを考慮し繰替運用を行わない方針と規定している。繰替運用は一括運用分から行っていることから、上記の基金は一括運用することが出来ず、個別運用を行っている。この点、条例は上記の基金は他の基金と同様に、必要に応じて繰替運用（※）できることと規定しているため、一括運用は可能である。

内規では浄財であることを理由として規定を設けているが、市は原資が浄財であるかどうかに関らず、保有する財産の安全かつ効率的な運用を図る必要がある。したがって、内規を見直し上記の4つの基金についても一括運用することを検討すべきである。

（※）繰替運用…基金現金を歳計現金に繰り替えて運用すること。

<意見2 基金の効率的な運用方法の選択について>

条例及び内規において一括運用することが可能な介護給付費等準備基金について、継続的に個別運用を行っている。この点、同基金を一括運用することが出来ない特段の理由はないと考えられる。したがって、基金の効率的な運用のため、一括運用すべきである。

第3章 監査対象一覧

監査対象は令和元年度「財産に関する調書」に記載の公有財産（土地、建物、山林、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利、不動産の信託の受益権）、物品、債権、基金である。土地、建物、山林、物品は対象が多岐にわたるため、下記の選定基準により抽出したものを監査対象とした。

区分	選定基準
公有財産 (土地、建物、山林)	①公有財産管理台帳システムから、施設名称が、「その他貸付財産」、「遊休地」、「所管不明財産」となっている資産等を面積、評価額で範囲を限定し、監査人の判断により抽出した。なお、監査スケジュールの関係上、平成30年度の公有財産管理システムデータより抽出を行っている。 ②平成20年度包括外部監査結果において、意見の対象となった不動産を抽出した。
物品	財務会計システムに登録されている物品で、取得年が古い物品、絵画・書などの高額な物品を抽出した。

また、以下については、「財産に関する調書」に記載された財産であるが、過去の包括外部監査の対象である、金額的・質的重要性がない等の理由により、監査の対象としていない。

動産、奨学金貸付金、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、父子家庭貸付金、出産育児一時金貸付金、高額療養費貸付金、高額介護サービス費貸付金、中国残留邦人返還金、倉敷市開発ビル(株)貸付金、倉敷市国民健康保険事業財政調整基金、倉敷市介護給付費等準備基金、倉敷市まちづくり基金

【監査対象の概要】

区分	所管部署	指摘事項 意見
市有財産の概要	公有財産活用室	指摘事項 1
基金の概要	出納室	指摘事項 2 意見 1、2

【個別の市有財産】

I. 公有財産

I-1. 土地、建物、山林

区分	所管部署	指摘事項 意見
1. 二重計上により公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産	公有財産活用室	指摘事項 3
2. 登記されている事実が確認できない等、公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産	公有財産活用室	指摘事項 4
3. 除却処理が漏れており、公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産	公有財産活用室	指摘事項 5
4. 施設名称・所管部署・分類などを変更すべき固定資産	公有財産活用室 茶屋町支所 教育施設課 環境施設室	指摘事項 6 意見 3
5. 貸付を行っている固定資産	公有財産活用室	指摘事項 7～9
6. その他(1. ～ 5. に属さない個別の固定資産)	公有財産活用室 倉敷駅周辺開発事務所 教育施設課 児島公民館 まちづくり推進課 水島支所・市民課 住宅課	指摘事項 10～13 意見 4～7

7. 監査対象としてサンプル抽出したが、指摘事項・意見のない固定資産（1.～6.の固定資産を除く）	公有財産活用室 環境政策課	
8. 平成 20 年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産	公有財産活用室 商工課 土木課 福祉援護課 市民学習センター 文化振興課 教育施設課	指摘事項 14、15 意見 8～16
9. 公有財産管理台帳システム登録について	公有財産活用室 各所管部署	指摘事項 16 意見 17、18

I-2. 物権

物権	所管部署	指摘事項 意見
1. 地上権	農林水産課	指摘事項 17、18
2. 地役権	公有財産活用室 住宅課	指摘事項 19、20 意見 19

I-3. 無体財産権

事業名等	所管部署	指摘事項 意見
総合税軽自動車税システム 総合税法人市民税システム 総合税特別土地保有税システム 総合税事業税システム 総合税市たばこ税システム	情報政策課	意見 20

I-4. 有価証券

銘柄	所管部署	指摘事項 意見
(株)みずほフィナンシャル・グループ	公有財産活用室	意見 21、24
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	公有財産活用室	意見 21、24
(株)EMCOMホールディングス	公有財産活用室	意見 21、24
(株)中国銀行	公有財産活用室	意見 21、24
RSKホールディングス(株)	出納室 くらしき情報発信課	意見 22、24
倉敷ファッションセンター(株)	出納室 商工課	意見 23
倉敷市開発ビル(株)	出納室 市街地開発課	意見 23
くらしきシティプラザ東西ビル管理(株)	出納室 市街地開発課	意見 23
水島臨海鉄道(株)	出納室 交通政策課	意見 23
岡山空港ターミナル(株)	出納室 交通政策課	意見 23
井原鉄道(株)	出納室 交通政策課	意見 23
(株)オービス	出納室 情報政策課	意見 23
倉敷ケーブルテレビ(株)	出納室 情報政策課	意見 23
玉島テレビ放送(株)	出納室 情報政策課	意見 23
(株)エフエムくらしき	出納室 情報政策課	意見 23
水島国際物流センター(株)	出納室	

	商工課	
ふなおワイナリー(有)	出納室 農林水産課	
倉敷まちづくり(株)	出納室 まちづくり推進課	
水島エコワークス(株)	出納室 環境施設室	

(注) 水島港国際物流センター(株)、ふなおワイナリー(有)、倉敷まちづくり(株)、水島エコワークス(株)は、市の「財産に関する調書」においては、「出資による権利」に記載しているが、本報告書では有価証券として扱い、「I-4. 有価証券」に記載している。

I-5. 出資による権利

区分	所管部署	指摘事項 意見
岡山県信用保証協会出えん金	出納室 商工課	意見 25、26
全国漁業信用基金協会岡山支所出資金	農林水産課	
(一社) 岡山県畜産協会寄託金	出納室 農林水産課	意見 25
岡山県農業信用基金協会出資金	出納室 農林水産課	意見 25
(公社) 岡山県野菜生産安定協会出資金	出納室 農林水産課	
(公財) 岡山県農林漁業担い手育成財団出えん金	出納室 農林水産課	意見 25
(公財) 岡山県林業振興基金出えん金	出納室 農林水産課	意見 25
(一財) 倉敷市船穂農業公社出えん金	出納室 農林水産課	
(一財) 倉敷市開発公社出資金	出納室	

	財政課	
倉敷市土地開発公社出えん金	出納室 財政課	
地方公共団体金融機構出資金	出納室 財政課	
(公財) 倉敷スポーツ公園出えん金	出納室 公園緑地課	
(公財) リバーフロント研究所出えん金	出納室 土木課	
(一財) 砂防フロンティア整備推進機構出えん金	出納室 土木課	意見 25
(公財) 岡山県下水道公社出えん金	出納室 下水経営計画課	
(福) 倉敷市総合福祉事業団出えん金	出納室 保健福祉推進課	
(公財) 倉敷市保健医療センター出えん金	出納室 保健福祉推進課	
岡山県広域水道企業団出資金	保健福祉推進課	
(公財) 岡山県健康づくり財団出えん金	出納室 保健課	意見 25
(公財) 岡山県臓器バンク出えん金	出納室 保健課	意見 25
(公財) 岡山県動物愛護財団出えん金	出納室 生活衛生課	意見 25
(公財) 倉敷市文化振興財団出えん金	出納室 文化振興課	意見 25
(一財) スキーム音楽振興財団出えん金	出納室 文化振興課	
(公財) 倉敷市スポーツ振興協会出えん金	出納室 スポーツ振興課	

(公財) 岡山県暴力追放運動推進センター出えん金	出納室 生活安全課	意見 25
(公財) 岡山県環境保全事業団出えん金	出納室 環境政策課	
(公財) 児島湖流域水質保全基金出えん金	出納室 環境政策課	意見 25
(公財) 岡山県郷土文化財団出えん金	出納室 文化財保護課	意見 25

I-6. 不動産の信託の受益権

受益権	所管部署	指摘事項 意見
1. 土地、建物（玉島字川中大道西）	企画経営室	

II. 物品

所管部署	物品・品名	指摘事項 意見
出納室		指摘事項 21、22
スポーツ振興課	放送設備、彫刻等	指摘事項 23
美術館	絵画・書、彫刻等	指摘事項 23
人事課	スライド映写機、カセットレコーダー等	意見 27
倉敷公民館	レコードプレーヤー、アンプ等	意見 27
水島支所・市民課	レジスター	
自然史博物館	タイプライター、冷蔵庫等	
児島支所・総務課	炊飯器、演台等	指摘事項 23
秘書課	絵画・書、びょう風等	
健康長寿課	冷蔵庫、電気按摩器等	指摘事項 23
玉島池畝会館	リモートコントロール、ビデオレコーダー等	意見 27

Ⅲ. 債権

事業名等	所管部署	指摘事項 意見
1. 住宅新築資金等貸付金	住宅課	意見 28、29
2. 環境改善貸付金	住宅課	
3. 浴そう設置貸付金	住宅課	
4. 下水道受益者負担金	下水普及課	
5. 母子金庫資金貸付金	子育て支援課	
6. 生活保護費返還金	生活福祉課	
7. 災害援護資金貸付金	福祉援護課	
8. 市民税特別徴収分	税制課	
9. ぐらしきシティプラザ東ビル管理組合法人貸付金	市街地開発課	
10. 土地開発公社事業資金貸付金	財政課	
11. 柳井原地域産地化支援事業運営資金貸付金	農林水産課	
12. ふなおワイナリー貸付金	農林水産課	意見 30

Ⅳ. 基金

基金	所管部署	指摘事項 意見
1. 倉敷市財政調整基金	財政課	
2. 倉敷ふるさと応援基金	財政課	意見 31
3. 倉敷市清掃施設整備基金	一般廃棄物対策課	
4. 倉敷市学校施設整備基金	教育施設課	
5. 倉敷市産業廃棄物適正処理基金	産業廃棄物対策課	
6. 倉敷市環境保全基金	環境政策課	意見 32
7. 倉敷市減債基金	財政課	
8. 倉敷市交通拠点施設整備基金	交通政策課	意見 33
9. 倉敷市国際交流基金	国際課	意見 34
10. 倉敷市文化振興基金	文化振興課	意見 35

11. 倉敷市スポーツ振興基金	スポーツ振興課	
12. 倉敷市地域福祉基金	保健福祉推進課	
13. 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金	耕地水路課	意見 36
14. 倉敷市よい子いっぱい基金	生涯学習課	意見 37
15. 倉敷市将棋文化振興基金	文化振興課	
16. 倉敷市緑化基金	公園緑地課	意見 38
17. 倉敷市奨学基金	学事課	
18. 倉敷市緊急援護資金貸付基金	福祉援護課	意見 39
19. 倉敷市地域振興基金	財政課	
20. 倉敷市立図書館図書整備基金	中央図書館	
21. 倉敷市商工業活性化基金	商工課	
22. 倉敷市災害復興基金	財政課	
23. 倉敷市土地開発基金	公有財産活用室	
24. 倉敷市公共施設整備基金	公有財産活用室	意見 40
25. 倉敷市森林環境譲与税基金	農林水産課	

第4章 個別の市保有財産監査結果

I. 公有財産

I-1. 土地、建物、山林

公有財産管理台帳システムから、施設名称が、「その他貸付財産」、「遊休地」、「所管不明財産」となっている資産等を面積、評価額で範囲を限定し、監査人の判断により抽出し監査を実施した。主たる監査対象年度は令和元年度であるが、令和元年度公有財産管理台帳は令和2年12月頃に確定となるため、監査スケジュールの関係上、平成30年度の公有財産管理台帳システムデータより抽出を行っている。

1. 二重計上により公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産

(1) 対象固定資産一覧

(単位：千円)

No.	施設名称	所管部署	分類	所在地	評価額
①	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	児島駅前2丁目	749,907
②	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	児島元浜町	592,754
③	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	玉島2丁目	13,226

(2) No.①～③指摘事項及び意見

No.①は倉敷市民病院の敷地、No.②は児島ボートレース場の敷地であり、倉敷市立市民病院事業会計、倉敷市モーターボート競走事業会計それぞれにおいても当該固定資産は計上されており、一般会計と二重計上である。

No.③は、学校の敷地であるが、旧字のものが公有財産管理台帳システムデータに残っており、新字の固定資産と二重計上となっている。

<指摘事項3 二重計上の固定資産について>

二重計上となっている固定資産については、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。

2. 登記されている事実が確認できない等、公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産

(1) 対象固定資産一覧

(単位：千円)

No.	施設名称	所管部署	分類	所在地	評価額
①	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	白楽町	73,733
②	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	本町	23,060
③	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	阿知2丁目	21,835
④	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	浜/茶屋	42,346
⑤	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	浜/茶屋	10,498
⑥	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	玉島乙島	23,236
⑦	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	中庄団地	18,904

(2) No.①～⑦指摘事項及び意見

No.①～⑦は登記されている事実が確認できない。また、現地においても市の財産として利用されている状況ではない。

<指摘事項4 登記されている事実が確認できない固定資産について>

登記されている事実が確認できず、現地の実態が市の財産として利用されていないものが明らかなものについては、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。

3. 除却処理が漏れており、公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産

(1) 対象固定資産一覧

(単位：千円)

No.	施設名称	所管部署	分類	所在地	評価額
①	遊休地	公有財産活用室	普通財産	玉島乙島	5,563

(2)No.①指摘事項及び意見

本不動産は、後述する不動産（8. No.⑤掘貫線代替用地）の一部であり、平成 28 年度に払下げ済みであるが、除却処理が漏れており、公有財産管理台帳システムに計上された状態である。

<指摘事項 5 払下げ済みの固定資産について>

払下げ済みの不動産は、適切に除却処理を行い、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。

4. 施設名称・所管部署・分類などを変更すべき固定資産

(1)対象固定資産一覧

(単位：千円)

No.	施設名称	所管部署	分類	所在地	評価額
①	旧茶屋町し尿処理場跡地	茶屋町支所	行政財産	茶屋町	12,604
②	旧長尾小学校	教育施設課	行政財産	玉島長尾	96,047
③	遊休地	公有財産活用室	普通財産	玉島長尾	7,360
④	旧児島ごみ焼却処理場	環境施設室	行政財産	児島下の町4丁目	46,515
⑤	遊休地	公有財産活用室	普通財産	船穂町船穂	9,244
⑥	遊休地	公有財産活用室	普通財産	船穂町船穂	1,092
⑦	遊休地	公有財産活用室	普通財産	船穂町船穂	516
⑧	遊休地	公有財産活用室	普通財産	船穂町船穂	567
⑨	遊休地	公有財産活用室	普通財産	船穂町船穂	238
⑩	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	八王寺町	66,391
⑪	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	水江	29,358
⑫	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	玉島長尾	15,207
⑬	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	西阿知町	51,103
⑭	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	茶屋町	26,955

⑮	その他普通財産	公有財産活用室	普通財産	寿町	23,680
⑯	遊休地	公有財産活用室	普通財産	玉島柏島	6,748

(2)No.①旧茶屋町し尿処理場跡地

施設名称	旧茶屋町し尿処理場跡地
管理部課	茶屋町支所
所在地	茶屋町
面積・取得金額	570 m ² ・取得金額不明
目的	旧茶屋町し尿処理場
取得の時期	昭和47年以前
利用状況	六間川提体・提頂部道路敷・岡山県茶屋町水位観測所
行政目的との整合性	整合している。
取得から現在に至るまでの経緯	旧茶屋町し尿処理場廃止後、現在の利用状況のとおり。
今後の処分予定	なし



旧茶屋町し尿処理場跡地上にある岡山県茶屋町水位観測所



旧茶屋町し尿処理場跡地

(3)No.②旧長尾小学校

施設名称	旧長尾小学校
管理部課	教育施設課
所在地	玉島長尾
面積・取得金額	3,823.56 m ² ・取得金額不明
目的	長尾小学校敷地
取得の時期	不明
利用状況	児童クラブ敷地（所管替済み）、多目的広場
行政目的との整合性	一部整合していない。
取得から現在に至るまでの経緯	平成23年に移転。既存建物は解体。 一部を児童クラブ敷地として所管替えし、残りを多目的広場として利用している。 また、所管は教育施設課だが、玉島公民館が管理している。
今後の処分予定	なし

(4)No.①～⑥指摘事項及び意見

No.①は公衆用道路に沿った細長い長方形の土地である。現在、一部は公衆用道路の一部となるとともに、その他は六間川の堤体となっている。登記上は公衆用道路として登記されている。その土地の形状および現況を鑑みると、処分又は他の用途への転用は困難であるといえる。公有財産管理台帳システムには旧し尿処理場の跡地を示す名称で登録されているが、し尿処理場として使用された記録は現存せず、茶屋町地区が市に合併された以前に廃止されたものである可能性が高い。現在は遊休地ではなく、岡山県茶屋町水位観測所としても使用されている。

No.②については、現在の状況は多目的広場であり、施設名称・所管部署が適切でない。

No.③については、現在の状況は山林であり、施設名称が適切でない。

No.④は平成22年に公園として整備されており、施設名称・所管部署が適切でない。

No.⑤は市営住宅の管理道として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑥は近隣住宅や市営住宅及び道路上の雨水の排水路として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑦は市営住宅及び道路上の雨水の排水路として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑧⑨は近隣住宅や市営住宅及び道路上の雨水の排水路として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑩は道路として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑪は道路及び学校として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑫は道路及び墓地として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑬⑭は学校として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑮は道路又は水路として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

No.⑯は公民館駐車場として利用されており、所管部署・分類が適切でない。

<指摘事項 6 所管部署・分類等について>

所管部署・分類等が実態と異なるものは、所管部署において更正の手続きを行い、公有財産管理台帳システムを修正すべきである。

<意見 3 公有財産管理台帳システムの施設名称登録について>

公有財産管理台帳システムをより適切に管理するため、公有財産管理台帳システムの登録名称は、所管部署にて現況を示す名称への変更手続きを行う等、公有財産管理台帳システムの利用者が名称からも所在地、利用状況が確認できるようにすべきである。

5. 貸付を行っている固定資産

(1) 対象固定資産一覧

(単位：千円)

No.	施設名称	所管部署	分類	所在地	評価額
①	その他貸付財産	公有財産活用室	普通財産	連島町亀島新田	13,055
②	その他(目的有) 普通財産	公有財産活用室	普通財産	玉島中央町3丁目	22,534
③	その他貸付財産	公有財産活用室	普通財産	茶屋町早沖	15,170
④	その他貸付財産	公有財産活用室	普通財産	児島小川町	20,124

⑤	その他貸付財産	公有財産活用室	普通財産	玉島爪崎	32,689
⑥	その他貸付財産	公有財産活用室	普通財産	児島唐琴4丁目	26,693
⑦	その他貸付財産	公有財産活用室	普通財産	児島下の町9丁目	53,079
⑧	遊休地	公有財産活用室	普通財産	船穂町船穂	2,161
⑨	旧母子福祉会館	公有財産活用室	普通財産	下津井吹上2丁目	12,894
⑩	遊休地	公有財産活用室	普通財産	玉島爪崎	35,395
⑪	駐車場	公有財産活用室	普通財産	鶴形1丁目	57,233
⑫	駐車場	公有財産活用室	普通財産	児島味野1丁目	50,701
⑬	事務所	公有財産活用室	普通財産	昭和2丁目	69,921
⑭	事務所	公有財産活用室	普通財産	玉島阿賀崎1丁目	81,651
⑮	社会福祉施設 (無償)	公有財産活用室	普通財産	福田町福田	98,002
⑯	国・県施設用地	公有財産活用室	普通財産	老松町5丁目	86,227

(2)No.①その他貸付財産(連島町亀島新田)

施設名称	その他貸付財産
管理部課	公有財産活用室
所在地	連島町亀島新田
面積・取得金額	482.64 m ² ・取得金額不明
目的	難視聴解消アンテナ敷地
取得の時期	不明
利用状況	現状山林
行政目的との整合性	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	平成14年4月に、テレビ共聴組合と難視聴解消アンテナの敷地として無償による貸付。
今後の処分予定	山林のため処分予定なし。

(3)No.①指摘事項及び意見

平成14年4月より、テレビ共聴組合に対して、難視聴解消アンテナの設置のための敷地を無償で貸し付けている。契約書では、貸付期間について平成15年3月31日ま

でとし、1 カ年ごとの自動更新条項が付されている。なお、最終貸付日として当初貸付日より 20 年とする条項も付されている。

監査における質問及び市担当者による現地調査により、監査実施時点においてアンテナ施設が存在しないことが確認された。なお、アンテナ施設の撤去時期は不明とのことである。

<指摘事項 7 難視聴解消アンテナの設置のための敷地の貸付について>

貸付の目的とされた難視聴解消アンテナが存在していないことから、テレビ共聴組合との敷地の無償貸付契約を解除する必要がある。

(4)No.②その他（目的有）普通財産（玉島中央町 3 丁目）

施設名称	①その他（目的有）普通財産 ②駐車場
管理部課	公有財産活用室
所在地	玉島中央町 3 丁目
面積・取得金額	①581.87 m ² ・取得金額不明 ②252.34 m ² ・取得金額不明
目的	①ポンプ場、公衆便所 ②町内会の駐車場
取得の時期	昭和 31 年 2 月（所有権保存）
利用状況	①ポンプ場、公衆便所 ②商店街の駐車場として使用中。
行政目的との整合性	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	ポンプ場、公衆便所設置後の残地は普通財産として管理。昭和 49 年 8 月から貸し付け。
今後の処分予定	①関係部署と協議を行う ②引き続き貸付を行う。



駐車場

駐車場の注意書き

(5)No.②指摘事項及び意見

昭和 49 年 8 月より、町内会に対して駐車場を目的とした無償による貸付を行っている。これは、「倉敷市有財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例」の「他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において，公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき」を無償又は減額貸付が可能な場合とした規定に該当するものとしたことに基づいている。

本不動産について視察を実施した結果、町内会へ貸し付ける駐車場として契約がなされているものの、実際は商店街利用者のための駐車場として使用されていることを確認した。また、市の商店街に対する貸付は、本不動産を除きすべて有償による貸付である。

<指摘事項 8 商店街利用者のための駐車場の取扱いについて>

市は、商店街利用者のための駐車場について、本不動産を除き有償による貸付を行っており、取扱いに一貫性がない。商店街が公共的団体に該当するか否か、利用者のための駐車場の利用は公共用に該当するか否かを明確にする必要がある。

<指摘事項 9 契約の相手方について>

契約の相手方について、契約書上は町内会であるが、利用実態を踏まえると商店街振興組合である。したがって、町内会との契約を解除し、商店街振興組合と協議のうえ契約する必要がある。

(6)No.③～⑬指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

6. その他（1. ～ 5. に属さない個別の固定資産）

(1)対象固定資産一覧

（単位：千円）

No.	施設名称	所管部署	分類	所在地	評価額
①	旧倉敷駅周辺開発事務所	倉敷駅周辺開発事務所	行政財産	阿知1丁目	104,866
②	旧連島東小学校	教育施設課	行政財産	連島町連島	47,239
③	旧琴浦西幼稚園	教育施設課	行政財産	児島下の町7丁目	16,509
④	旧郷内公民館	児島公民館	行政財産	林	15,938
⑤	旧下津井西小学校松島分校	まちづくり推進課	行政財産	下津井	11,803
⑥	旧福田火葬場	水島支所・市民課	行政財産	福田町福田	12,237
⑦	旧玉島消防署真備分署	公有財産活用室	普通財産	真備町有井	10,534
⑧	遊休地	公有財産活用室	普通財産	児島味野6丁目	17,770
⑨	旧安江住宅	住宅課	普通財産	安江	19,225
⑩	所管不明財産	公有財産活用室	普通財産	玉島道口	17,262
⑪	その他普通財産	公有財産活用室	普通財産	玉島爪崎	8,276
⑫	その他普通財産	公有財産活用室	普通財産	玉島中央町1丁目	22,871
⑬	その他普通財産	公有財産活用室	普通財産	児島下の町1丁目	5,310

(2)No.①旧倉敷駅周辺開発事務所

施設名称	旧倉敷駅周辺開発事務所
管理部課	倉敷駅周辺開発事務所
所在地	阿知1丁目
面積・取得金額	718.62 m ² ・739,946,000円

目的	倉敷駅周辺開発事務所敷地
取得の時期	(建物) 平成5年3月31日、平成6年8月15日
利用状況	倉敷駅周辺開発事務所の書庫及び資材置場及び市職員駐車場として利用。
行政目的との整合性	整合している。
取得から現在に至るまでの経緯	倉敷駅周辺第一土地区画整理事業施行に伴い、倉敷市阿知1丁目に倉敷駅周辺開発事務所を設置。 平成21年より倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の推進の為に第二地区の区画整理区域内に事務所を移転。
今後の処分予定	倉敷駅周辺第二土地区画整理事業施行中のため、今後も倉敷駅周辺開発事務所書庫及び資材置場及び駐車場として利用するため、処分の予定はない。

(3)No.①指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(4)No.②旧連島東小学校

施設名称	旧連島東小学校
管理部課	教育施設課
所在地	連島町連島
面積・取得金額	2823.78 m ² ・取得金額不明
目的	連島東小学校敷地
取得の時期	不明
利用状況	旧小学校跡地。現状更地。
行政目的との整合性	整合していない。
取得から現在に至るまでの経緯	平成16年に移転。既存建物は解体。
今後の処分予定	今後の利活用については検討中である。



(5)No.②指摘事項及び意見

敷地は平成16年の小学校の移転以降、遊休状態が継続している。また、一部は隣接する民間保育園の関係車両が駐車場として無償で利用しているが、賃貸契約を交わしておらず、無償貸付などの所定の決裁手続も行われていない。

<指摘事項10 旧連島東小学校について>

行政財産ではなく普通財産とすべきである。また、民間保育園による一部利用について、その妥当性を検討し所定の決裁のうえ、契約締結する必要がある。さらに、残地については、早期の売却などによる処分を図るべきである。

(6)No.③旧琴浦西幼稚園

施設名称	旧琴浦西幼稚園
管理部課	教育施設課
所在地	児島下の町7丁目
面積・取得金額	3826.58 m ² ・取得金額不明
目的	琴浦西幼稚園敷地
取得の時期	不明
利用状況	琴浦公民館建替え工事中の仮事務所として使用。 少年自然の家建替えに伴う倉庫として使用。
行政目的との整合性	整合していない。

取得から現在に至るまでの経緯	平成 29 年に廃園後、建替え工事中の琴浦公民館の仮事務所等として使用中。
今後の処分予定	今後の利活用については検討中である。



(7)No.③指摘事項及び意見

令和 2 年度末まで琴浦公民館建て替えのため、公民館が一時的に施設利用している。建て替え後の施設利用の方針は検討中である。

<意見 4 旧琴浦西幼稚園について>

まずは、当該施設を利用したい意向のある部署があるかどうかを検討する必要がある。また、当該施設への進入路が狭くなっており、これが施設を利用するための障害となるようであれば、施設手前にある公園の所管部署と協議のうえ、進入路を確保するために公園の一部を公衆用道路とするなど、当該施設を利用しやすくするための方策を検討すべきである。

(8)No.④旧郷内公民館

後述している。(8. No.⑮郷内公民館建設事業用地)

(9)No.⑤旧下津井西小学校松島分校

施設名称	旧下津井西小学校松島分校
管理部課	まちづくり推進課
所在地	下津井
面積・取得金額	1,353 m ² ・取得金額不明
目的	文化活動及びまちづくり活動を促進するとともに、市民及び観光客の相互交流を図り、もって地域の賑わいと活力の創出に資するため。
取得の時期	不明
利用状況	旧校舎をアート展示、ワークショップ、アーティストレジデンス会場へ、旧運動場をキャンプ場としてリノベーションして活用中。
行政目的との整合性	整合している。
取得から現在に至るまでの経緯	旧松島分校は、平成 29 年度に倉敷市が旧下津井西小学校松島分校の校舎及び運動場を下津井における新たな魅力拠点の一つとして再生整備した施設であり、現在施行運用機関として「鷲羽山・下津井まちづくり推進協議会」の部会の一つである「旧下津井西小学校松島分校を活用した活性化部会」により、地域住民と倉敷市が一体となって活用している。
今後の処分予定	なし

(10)No.⑤指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(11)No.⑥旧福田火葬場

施設名称	旧福田火葬場
管理部課	水島支所・市民課
所在地	福田町福田
面積・取得金額	3,071 m ² ・取得金額不明
目的	福田火葬場敷地及び関連敷地

取得の時期	昭和 14 年 2 月
利用状況	旧火葬場跡地及び関連敷地 現状、墓地・駐車場等、一部山林
行政目的との整合性	整合していない。
取得から現在に至るまでの経緯	福田火葬場廃止後、旧来の慣行による墓地等敷地として使用。
今後の処分予定	方針決裁に基づき、旧来の慣行による墓地等として引き続き使用。

(12)No.⑥指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(13)No.⑦旧玉島消防署真備分署

施設名称	旧玉島消防署真備分署
管理部課	公有財産活用室
所在地	真備町有井
面積・取得金額	(建物) ①259.50 m ² ・取得金額不明 ②108.36 m ² ・取得金額不明 (土地) ①523.53 m ² ・取得金額不明 ②174.37 m ² ・取得金額不明
目的	旧玉島消防署真備分署
取得の時期	(建物) ①昭和 51 年 4 月 1 日 ②昭和 57 年 10 月 21 日 (土地) ①昭和 48 年 4 月 2 日 ②昭和 48 年 4 月 2 日
利用状況	倉庫・土のう置き場として利用している。

行政目的との整合性	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	平成 18 年度真備分署移転後は建物を倉庫として利用。令和元年度から土地の一部を災害対応用の土のう置き場として利用。
今後の処分予定	都市計画道路の予定地であり、未定。



全体外観



倉庫利用している 1 階内部



面する道路は丁字路になっているが、本道路を十字路とする計画がある。



土のう置き場

(14)No.⑦指摘事項及び意見

本不動産は都市計画道路の予定地であるが、現在の都市計画道路の計画によれば、本不動産すべてが道路となるものではなく、計画通りの整備となった場合、土地の一部が残る可能性が高い。

<意見 5 一部残る土地の有効利用の想定について>

現在は倉庫、土のう置き場として利用されているが、都市計画道路が整備される場合、残った部分の土地の有効利用の事前対策を立てるべきである。

(15)No.⑧遊休地（児島味野 6 丁目）

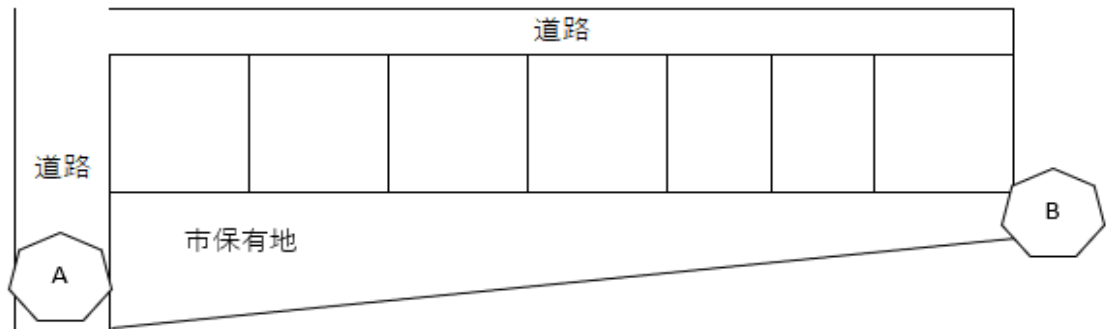
後述している。（8. No.⑨教職員住宅敷地）

(16)No.⑨旧安江住宅

施設名称	旧安江住宅
管理部課	住宅課
所在地	安江
面積・取得金額	495.45 m ² ・取得金額不明
目的	安江住宅敷地
取得の時期	不明
利用状況	旧市営住宅跡地、現状更地
行政目的との整合性	整合していない。
取得から現在に至るまでの経緯	不明
今後の処分予定	境界確認、占有者との交渉等を実施後、公有財産活用室に所属替えし、売却を図る。

(17)No.⑨指摘事項及び意見

昭和 55 年ごろ廃止した市営住宅跡地である。土地の区画状況等は概ね下図のとおりであり、縦長の台形をしている。



現地調査した結果、市有地との境界線などは無く、隣接する住宅の庭のような状態、物が放置されている状態であった。



地点 A からの写真



地点 B からの写真



市有地に物が放置されている。



隣接する土地住人が使用している状況である。

住宅課は本不動産の存在・状況を認識しておらず、本監査の対象となったことをきっかけに知ることとなったため、長期にわたって上記のような状況が継続しているものと考えられる。現状を鑑みると、当初に市有地部分も含めて分譲・売却すべきであったと考えられるが、上図の区画となった経緯等は不明である。

<指摘事項 11 旧安江住宅跡地の管理、不動産の売却について>

市有地に隣接する住民に、市所有の土地であることを説明し、境界線を設けるなどの処置を行い、私的利用されないようにしなければならない。そのうえで、売却するなどの今後の活用方針を決定すべきである。また、不動産を処分する際は、市による将来の利活用の可能性及び管理コストを考慮し、狭小地や不整形地の発生を可能な限り抑制する検討が必要である。

(18)No.⑩所管不明財産（玉島道口）

(19)No.⑩指摘事項及び意見

本不動産は登記の事実を確認したところ、岡山県所有の土地であることが判明した。県有地が市の公有財産管理台帳システムに計上された詳細な経緯については不明である。

<指摘事項 12 玉島道口の土地について>

市有地ではないため、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。

(20)No.①その他普通財産（玉島爪崎）

施設名称	①その他普通財産 ②その他（目的有）普通財産
管理部課	公有財産活用室
所在地	玉島爪崎
面積・取得金額	①228.95 m ² ・取得金額不明 ②402.45 m ² ・取得金額不明
目的	旧長尾町役場敷地の一部
取得の時期	昭和 31 年 2 月 2 日
利用状況	一部が地域住民の通路として利用されている。
行政目的との整合性	普通財産のため行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	昭和 30 年代頃から玉島税務署官舎敷地、玉島警察署警察官宿舎敷地として貸付。貸付終了後は更地。
今後の処分予定	未定

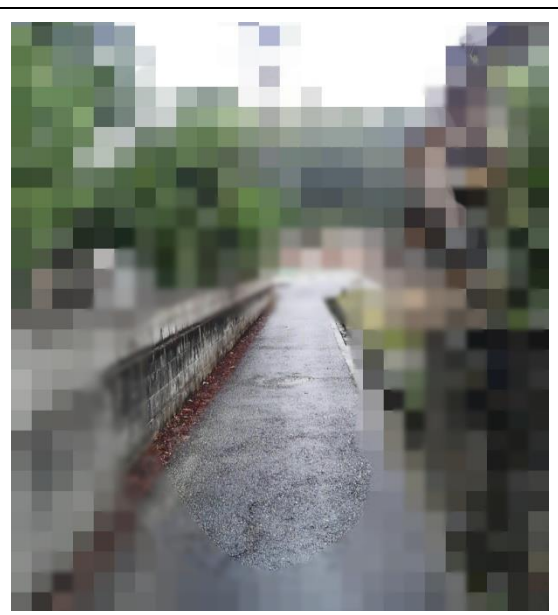
(21)No.①指摘事項及び意見

本不動産は下図のとおり旗竿地であり、入り口となる道路の幅は約 2メートルと狭い。現在は、定期的に市が草刈を行うなどの管理を行っており、現地調査の際には無断で自動車がとめられていた。

JR 新倉敷駅から徒歩 5 分程の好立地であり、現状の旗竿地を解消すれば有効利用・売却の可能性はあると考えられるが、長期にわたって遊休地であり、今後の方針等は現在ない。



地点 A からの写真



地点 B からの写真



地点 C からの写真



地点 D からの写真

<意見 6 玉島爪崎の土地について>

自動車が置かれないよう適正に管理するとともに、実質道路部分については市有道路として管理すべきである。

(22)No.⑫その他普通財産（玉島中央町1丁目）

本不動産は平成20年度包括外部監査の対象となっていない土地であるが、当該監査において、有償貸付交渉を行うべきものとして指摘事項とされている土地に隣接した土地である。

(23)No.⑬指摘事項及び意見

本不動産は公有水面の埋立地であり、現在は一部が進上路として占有されているが、一筆が広範囲であり、占有面積、境界が明確になっていない。

<指摘事項13 玉島中央町1丁目の土地の有償貸付について>

本不動産は一筆が広範囲に渡ることから、境界確認や地籍調査事業等により、占有されている面積が確定したのちから順次有償貸付交渉を行うべきである。

(24)No.⑭その他普通財産（児島下の町1丁目）

施設名称	その他普通財産
管理部課	公有財産活用室
所在地	児島下の町1丁目
面積・取得金額	380.00 m ² ・取得金額不明
目的	三地区幹線道路、市道稗田小川線の代替地として整備。
取得の時期	元池・堤部分については大正11年3月31日に国から無償払下げにより取得。昭和55年に複数筆を売買、寄附により取得。昭和57年6月29日合筆。
利用状況	狭隘な道路の先の土地であり、緊急車両の転回用に使用されている。同一敷地内に防火水槽、道路あり。
行政目的との整合性	普通財産であるが、一部行政目的として使用している。
取得から現在に至るまでの経緯	昭和55年に池等の用途廃止。売買により取得した筆と合筆し、道路用地取得のための代替地として整備。
今後の処分予定	行政目的に沿って、行政財産と普通財産を整理する。

(25)No.⑬指摘事項及び意見

本不動産は今回の監査を機に認識された土地である。現地調査の結果、敷地内には防火水槽（市有）があり、周辺道路は狭く、緊急車両が転回するためには、本不動産の利用が必要となるため、行政目的としての使用はあるものの、自動車の無断駐車を確認された。



<意見 7 児島下の町 1 丁目の土地の有効利用について>

本不動産の特性上、売却は困難と考えられるため、行政財産としての利用範囲を明確にするとともに、有償貸付を行うなど、本不動産の有効活用を検討すべきである。また、無断で自動車が置かれないよう適正に管理すべきである。

7. 監査対象としてサンプル抽出したが、指摘事項・意見のない固定資産（1.～6.の固定資産を除く）

(1)対象固定資産一覧

(単位：千円)

No.	施設名称	所管部署	分類	所在地	評価額
①	遊休地	公有財産活用室	普通財産	船穂町船穂	10,746
②	太陽光発電システム設置事業用地	環境政策課	普通財産	児島赤崎 4 丁目	42,384
③	遊休地	公有財産活用室	普通財産	青江	9,859
④	遊休地	公有財産活用室	普通財産	玉島乙島	5,853
⑤	遊休地	公有財産活用室	普通財産	玉島黒崎新町	6,045

①は売却済み、②は貸付中、③～⑤は現在先着順売払をしている。

(2)No.①～⑤指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

8. 平成 20 年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産

市は、平成 20 年度包括外部監査の結果について、指摘事項のみ措置状況を公表しているため、意見の対象となった不動産の措置状況を確認した。

(1)対象固定資産一覧

No.	施設名称 (平成 20 年度 監査時)	所管部署 (令和元年度 監査時)	所在地	利用状況 (平成 20 年度監査時)
①	旧明石保育園敷地	公有財産活用室	児島田の口 1 丁目	旧保育園跡地、現状更地 一部法面有り
②	倉敷中第 2 ポンプ場代替地	公有財産活用室	羽島	空地、前面道路にガードレールあるため進入に難あり。無断駐車あり。
③	街路事業代替用地	公有財産活用室	玉島乙島	更地となっているが、 所々に物が置かれている。
④	堀貫線代替用地	売却済みのため 該当なし	玉島	更地
⑤	堀貫線代替用地	売却済みのため 該当なし	玉島乙島	更地
⑥	市道矢柄西田線代替用地及び進入路	公有財産活用室	亀山	空き地
⑦	水島東栄町駐車場用地	商工課	水島東栄町	駐車場

⑧	土木課駐車 場	土木課	阿知	駐車場
⑨	教職員住宅 敷地	公有財産活用室	児島味野 6 丁目	未利用現況更地
⑩	船穂中山遊 園	公有財産活用室	船穂町船穂	未利用
⑪	保育園地	売却済みのため 該当なし	西坂	保育園の建設予定なく更 地、土地の返還請求を受 けている
⑫	幼稚園地	売却済みのため 該当なし	西坂	幼稚園の建設予定なく更 地、土地の返還請求を受 けている
⑬	福祉施設跡 地	福祉援護課	羽島	更地
⑭	軽費老人ホ ーム「唐琴 荘」跡地	公有財産活用室	児島唐琴 4 丁目	平成 15 年 3 月 31 日廃止 (設備の老朽化・施設運 営困難)
⑮	郷内公民館 建設事業用 地	教育委員会・市 民学習センター	林	空き地
⑯	倉敷運動公 園駐車場用 地	公有財産活用室	四十瀬	下水の資材置場及び運動 公園駐車場
⑰	(仮称)水島 文化センタ ー用地	文化振興課	水島東千鳥 町	文化センターは建設され ず駐車場として利用
⑱	農業用施設 団地用地土 地造成事業	公有財産活用室	船穂町船穂	未利用
⑲	児島市民交 流プラザ	商工課	児島駅前	わがまま工房運営(地場 産業 PR 体験工房)

⑳	倉敷市立旧 児島高等学 校	教育施設課	児島味野	コミュニティー活動
㉑	倉敷まちづ くりセンタ ー	商工課	阿知2丁目	倉敷市中心市街地活性化 に資するためまちづくり 団体の拠点として利用
㉒	空地であり売却すべきもの（公有財産活用室）			
㉓	現在調査中であり対応は未定であるが、早期に調査結果を出し、対応・ 処分を進めるべきもの（公有財産活用室）			

平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった不動産の措置状況を確認し、比較形式で記載している。なお、平成20年度包括外部監査報告書に関する記載について、記載内容を要約しており、表現を一部変更している。

(2)No.①旧明石保育園敷地

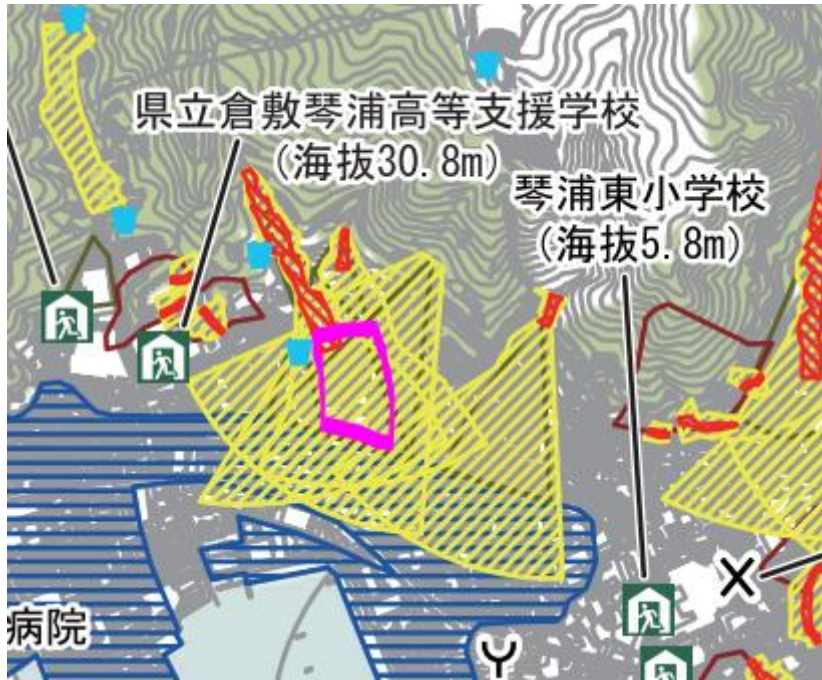
	平成20年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	旧明石保育園敷地	遊休地
管理部課	総務局管財課	公有財産活用室
所在地	児島田の口1丁目	同左
面積・取得金額	3,278.94㎡・不明	同左
目的	明石保育園敷地	同左
取得の時期	昭和31年以前	同左
利用状況	旧保育園跡地、現状更地一部 法面有り	同左
行政目的との整合性	整合していない	普通財産のため、行政目的 なし。
取得から現在に至る までの経緯	保育園廃止後何度か一般競 争入札に回った経緯あり	土砂崩れ復旧のため、一時 期児島支所産業課に編入 後、現在は遊休地として管

		理している。
今後の処分予定	現地は高台にあり、道が狭小であるが、引続き売却を図る	土地の一部が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されたため処分が困難である。現在は地元の防災訓練に利用されているのみである。
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	過去何回か競売に掛けているにもかかわらず応札がないという経緯はあるが、引続き売却に向け努力することが望ましい。	

	
<p style="text-align: center;">外観</p>	<p>平成 19 年に土地の一部について、土砂災害特別警戒区域に指定され、平成 27 年に写真奥の山が土砂崩れを起こした。</p>

(3)No.①指摘事項及び意見

本不動産は高台にあり、3,278.94 m²と面積が広い。平成 19 年に土砂災害特別警戒区域に指定され、処分が難しい状況である。



「出所：倉敷市（令和2年作成）洪水・土砂災害ハザードマップ 児島地区」（桃色部分は監査人が記載）

桃色：本不動産

赤色：土砂災害特別警戒区域

黄色：土砂災害警戒区域

<意見8 旧明石保育園敷地の利用について>

売却することが望まれるが、本不動産の特性を考慮し、資材置き場としての有償貸付なども検討すべきである。

(4)No.②倉敷中第2ポンプ場代替地

	平成20年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	倉敷中第2ポンプ場代替地	遊休地
管理部課	建設局街路課	公有財産活用室
所在地	羽島	同左
面積・取得金額	226.39 m ² ・13,696,595円	226.39 m ² ・取得金額不明
目的	ポンプ場代替用地	なし

取得の時期	昭和 61 年倉敷市土地開発公社取得、平成 2 年 3 月市取得	同左
利用状況	空地、前面道路にガードレールあるため進入に難あり。無断駐車あり。	駐車場敷地として一時貸付中。
行政目的との整合性	整合していない	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	一部が売却済み	同左
今後の処分予定	代替地として不要のため売却する予定。	引き続き一時貸付を行う。
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	売却を予定しながら、相当長期にわたって売れていないのは、何か欠陥があるのではないか。ある程度入札最低価額を下げても早急に売却すべきである。	

(5)No.②指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(6)No.③街路事業代替用地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	街路事業代替用地	遊休地
管理部課	建設局街路課	公有財産活用室
所在地	玉島乙島	玉島乙島
面積・取得金額	6448.90 m ² ・238,519,015 円	498.63 m ² ・取得金額不明
目的	街路事業代替用地	なし
取得の時期	昭和 61 年倉敷市土地開発公	同左

	社取得、平成4年に市が取得	
利用状況	更地となっているが、所々に物が置かれている。	更地
行政目的との整合性	整合していない	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	一部は売却済み。	計5回入札を実施し、25区画中23区画売却済み。
今後の処分予定	代替地として不要のため売却する予定。	残り2区画について、入札不調のため先着順で売払い中。
平成20年度包括外部監査における意見の概要	相当長期にわたって売れていない。ある程度入札最低価額を下げてでも早急に売却すべきである。	

(7)No.③指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(8)No.④掘貫線代替用地

	平成20年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	掘貫線代替用地	平成25年1月に売却済み。
管理部課	建設局街路課	
所在地	玉島	
面積・取得金額	292.31㎡・53,054,265円	
目的	掘貫線代替用地	
取得の時期	平成11年倉敷市土地開発公社取得、平成18年に市が取得	
利用状況	更地	
行政目的との整合性	整合していない	

取得から現在に至るまでの経緯	代替地希望者が当該代替地を購入しなかった。 南隣接者と境界不確定	
今後の処分予定	代替地として不要のため売却する予定	
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	代替地希望者が代替地として指定したにも関わらず、当該代替地を購入しなかった理由が不明である。南隣接者と早急に話し合いのうえ、境界を確定させて売却すべきである。	

(9)No.④指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(10)No.⑤堀貫線代替用地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	堀貫線代替用地	平成 28 年までに全 12 区画を売却済み。
管理部課	建設局街路課	
所在地	玉島乙島	
面積・取得金額	2882.61 m ² ・295,426,130 円	
目的	堀貫線代替用地	
取得の時期	平成 15 年	
利用状況	更地	
行政目的との整合性	整合していない	
取得から現在に至るまでの経緯	全く売れてない。	
今後の処分予定	代替地として不要のため売却する予定	
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	代替地として取得しながら、12 区画すべてが売れていない。もともと代替地として取得したこと事体に疑問があ	

	る。入札最低価額を下げてでも早急に売却すべきである。	
--	----------------------------	--

(11)No.⑤指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(12)No.⑥市道矢柄西田線代替用地及び進入路

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	市道矢柄西田線代替用地及び進入路	その他普通財産
管理部課	建設局街路課	公有財産活用室
所在地	亀山	亀山
面積・取得金額	1331.34 m ² ・84,263,896 円	1235.09 m ² ・79,491,496 円
目的	市道矢柄西田線代替用地として取得	なし
取得の時期	平成 7 年度	同左
利用状況	空き地	令和 2 年 7 月まで駐車場・資材置場として貸付。
行政目的との整合性	整合していない	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	矢柄西田線の工事は一部区間で実施されたが、代替用地としての需要はなく、10 年以上にわたり空き地の状況	令和元年 6 月から令和 2 年 7 月まで駐車場・資材置場として貸付。
今後の処分予定	未定	令和 2 年度中に売払入札実施。
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	当該用地については売却を検討すべきである。現状は農地のため地元の農家に農地	

	<p>として売却するか、あるいは造成を前提に宅地（3区画ないし4区画）として売却することとなる。今後は地元の漠然とした要望があるからといって事前に代替地を用意しておくのではなく、具体的な要望がある都度対応することにし、未利用の代替地の発生をなくすべきである。</p>	
--	---	--

(13)No.⑥指摘事項及び意見

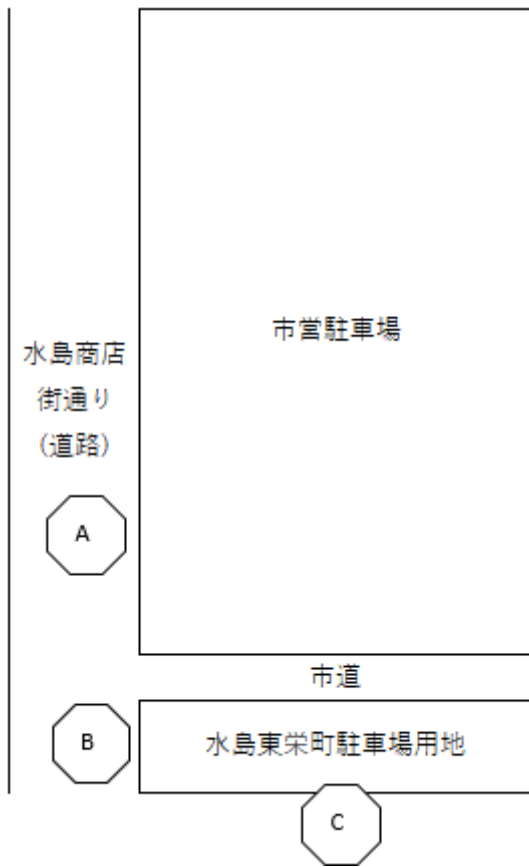
監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(14)No.⑦水島東栄町駐車場用地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	水島東栄町駐車場用地	同左
管理部課	経済局産業振興課	商工課
所在地	水島東栄町	同左
面積・取得金額	529.33 m ² ・88,080,512 円	同左
目的	隣接地に建設される予定のショッピング・センターの駐車場用地として取得	同左
取得の時期	平成 6 年度	同左
利用状況	駐車場	同左
行政目的との整合性	整合していない	同左
取得から現在に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・H6.12.9 駐車場用地として開発公社予算で取得 ・H8.2.1 水島栄町商店街振興組合に駐車場用地として 	同左

	減額貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・ H9. 3. 31 開発公社から倉敷市が買戻し ・ 継続して同組合に減額貸付 (3年更新) 	
今後の処分予定	駐車場として貸付継続	同左
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	当初、隣接地に建設予定であった複合型商業施設は計画倒れとなってしまった。この結果、先行取得した当該用地は当初の目的とは異なり、地元商店街の駐車場として利用され現在に至っている。結果論であるが、当該計画に乗せられた市のみが 88 百万円もの多額の支出を余儀なくされている上、誘致した責任のある地元商店街に対して減額貸付を行っているのは本末転倒ではないだろうか。当初の目的である複合型商業施設の建設が実質的に中止になった以上、減額してまで貸し付けるのではなく収益物件として通常の貸付を行うか、あるいは当該商店街等に対して売却を検討すべきである。	

水島東栄町駐車場は、下図のとおり、水島東栄町駐車場、市道、市営駐車場が隣接している状況である。



地点 A からの写真 (市営駐車場)



地点 B からの写真 (水島東栄町駐車場)



地点 C からの写真



市営駐車場 (月極)



水島東栄町駐車場と市営駐車場の内容について、比較形式で記載すると以下のとおりである。

	水島東栄町駐車場	市営駐車場
管理部課	商工課	市街地開発課
土地の取得年	平成 6 年	昭和 60 年
面積	529.33 m ²	2,357 m ²
貸付形態	<p>市は水島栄町商店街振興組合に固定資産税評価額に基づいて、減額貸付を行っている。</p> <p>水島栄町商店街振興組合は同商店街組合員に貸付けており、当該駐車場利用者は、組合員及び商店街利用者である。</p>	<p>市は、指定管理者制度により、倉敷まちづくり株式会社に駐車場の運営を委託しており、時間貸しと月極駐車場を運営している。</p>
駐車可能台数、料金	<p>月極 34 台</p> <p>市から水島栄町商店街振興組合への貸付</p> <p>286 千円/年 (令和元年度)</p> <p>水島栄町商店街振興組合から同商店街組合員への貸付</p> <p>普通車 : 5,000 円/月</p> <p>軽自動車 : 4,500 円/月</p>	<p>時間貸し : 39 台</p> <p>月極 : 50 台</p> <p>月極 : 4,400 円/月</p>

水島東栄町駐車場の水島栄町商店街振興組合からの市への歳入状況、市営駐車場の売上高の過去5年間の推移は以下のとおりである。

年度	水島東栄町駐車場 (市への歳入)	市営駐車場 (駐車場売上高)
平成27年度	308千円	6,560千円
平成28年度	308千円	7,357千円
平成29年度	308千円	7,646千円
平成30年度	292千円	7,914千円
令和元年度	286千円	6,586千円

上表を1㎡当たりの単価に置き換えると以下のとおりである。

年度	水島東栄町駐車場 (市への歳入)	市営駐車場 (駐車場売上高)
平成27年度	581円/㎡	2,783円/㎡
平成28年度	581円/㎡	3,121円/㎡
平成29年度	581円/㎡	3,243円/㎡
平成30年度	551円/㎡	3,357円/㎡
令和元年度	540円/㎡	2,794円/㎡

(15)No.⑦指摘事項及び意見

本不動産の減額貸付は、平成7年の方針決裁によるものであり、減額貸付の理由として、市営駐車場と競合する不特定多数の利用客を対象とした一般有料駐車場としてではなく、地元商店団体の専用駐車場として使用し、地域商業の振興を図ることとされている。

水島東栄町駐車場と市営駐車場の間には市道があるものの、実質的に隣接している状況である。平成20年度包括外部監査人の意見に記載されている本不動産の取得背景及び市の歳入の経済合理性の観点からは、通常の貸付を行う、当該商店街等に対して売却、水島東栄町駐車場と市営駐車場は一体とし、一般の市営駐車場として運用等が考えられるが、平成20年度包括外部監査人の意見への措置は、意見を受け、再度検討した結果、引き続き地域商業の振興を図るため、減額貸付を継続する判断がなされている。

これら市有財産の減額・無償貸付の判断は、「倉敷市普通財産貸付け及び処分に関する基準」（昭和 50 年 11 月 10 日施行）及び別表「普通財産貸付基準」（昭和 55 年 1 月 31 日倉敷市公有財産処理委員会了承）に依るが、「普通財産貸付基準」は、長期間見直しがなされておらず、今般の社会・経済状況の変化に十分に追いついているものとは言えない。また、「普通財産貸付基準」には、一般的な施設名称・組織名称だけでなく、固有の施設名称・組織名称が記載されているが、固有の施設・組織が減額・無償貸付等の対象となっている理由が不明である。

<意見 9 水島東栄町駐車場用地の利用について>

本不動産の市の取得背景、地域商業の振興を目的とした減額貸付、隣に一般の市営駐車場があることを鑑み、水島栄町商店街振興組合が当該貸付により享受した利益(同組合員への貸付収入ー市へ支払った賃料)が適切に地域商業の振興のために利用されていることを確認のうえ、減額貸付を行う等、安易に減額貸付が自動継続とならないように留意すべきである。

<意見 10 普通財産貸付基準の見直しについて>

現在の社会・経済状況を踏まえ、合理的な理由に基づき制度が利用されるように「普通財産貸付基準」の見直しを行うべきである。また、合理的な理由に基づき公平に制度利用ができるように、固有名称を原則用いないように留意すべきである。

(16)No.⑧土木課駐車場

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	土木課駐車場	同左
管理部課	建設局土木課	同左
所在地	阿知 2 丁目	同左
面積・取得金額	1339.02 m ² ・412,732,958 円	同左
目的	市道阿知 63 号線道路改良事業（消防道路）代替用地として取得	同左
取得の時期	平成 5・7 年度	同左

利用状況	駐車場	同左
行政目的との整合性	整合していない	同左
取得から現在に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・阿知 63 号線代替用地として取得 ・阿知 63 号線の工事が行われなかったため、倉敷商店街振興連盟に駐車場として貸付（H6、H12 から）（1 年更新） 	同左
今後の処分予定	駐車場として貸付継続	同左
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	<p>阿知 63 号線代替用地としての目的はほぼ失われており、現在は倉敷商店街振興連盟に駐車場として貸付がなされている。地元商店街で有効利用されていることを考慮すると現状のまま駐車場として貸付を継続するのはやむを得ないと考えるが、412 百万円もの多額の投資は、本来、消防道路という市民の生命を守るために支出したものである。その結果が年額 2,007 千円の駐車場貸付料では投資の効果が見合わない。</p> <p>今後は、事前に代替地を用意しておくのではなく、具体的な要望がある都度対応することとし、代替用地の発生をなくすべきである。</p>	

(17)No.⑧指摘事項及び意見

現在、平成 20 年度包括外部監査における意見の対象と同様の代替用地は発生しないようにしている。一方、代替用地の目的である阿知 63 号線については、いまだに開通していない。年に 1 回程度の交渉機会を設けているが、平成 30 年 7 月豪雨災害以降、交渉の機会を設けていない。

<意見 11 土木課駐車場の利用について>

年に 1 回程度の交渉にとどまっていることや空白期間があることは消防道路としての必要性が外観的に疑われる。必要性が低いのであれば、計画を廃止し土地は売却など早期に処分すべきである。必要性を強く認識しているのであれば、積極的かつ継続的な交渉をする必要がある。

(18)No.⑨教職員住宅敷地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	教職員住宅敷地	遊休地
管理部課	総務局管財課	公有財産活用室
所在地	児島味野 6 丁目	同左
面積・取得金額	758.23 m ² ・不明	同左
目的	教職員住宅敷地	なし
取得の時期	昭和 43 年度以前	同左
利用状況	未利用現況更地	同左
行政目的との整合性	整合していない	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	隣接する市営住宅の居住者が出入口として利用している。	隣接する市営住宅との間に出入口がある。利用状況は不明。
今後の処分予定	住宅課と協力し、問題解決を図り売却予定	進入部分狭小のため、隣接市営住宅（募集は停止している）の用途廃止後に一体で売却予定。

平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	近隣住民との問題を解決し売却等に向けて努力すべきである。	/
-------------------------	------------------------------	---



(19)No.⑨指摘事項及び意見

本不動産は、JR 児島駅から約 1.6 km に位置しており、面積も 758.23 m² と十分な広さがあるものの、進入路が狭隘であり、隣接する市営住宅の土地と合わせて処分することが現実的である。

<意見 12 教職員住宅敷地の利用について>

隣接する市営住宅が用途廃止となった場合、早期に一体的に処分すべきである。

(20)No.⑩船穂中山遊園

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	船穂中山遊園	その他普通財産

管理部課	総務局船穂支所建設係	公有財産活用室
所在地	船穂町船穂	同左
面積・取得金額	261 m ² ・不明	同左
目的	船穂中山遊園用地として取得	なし
取得の時期	昭和 46 年 4 月 1 日	同左
利用状況	未利用	同左
行政目的との整合性	整合していない	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	昭和 46 年に地元の要望により、地元主体で子供が遊べる場所を確保し船穂町福祉課が船穂中山遊園として造ったものであり船穂町の補助金を当てて遊具等を設置した。平成 17 年の倉敷市との合併を機に船穂支所建設係に引継がれ管理されている。近年遊園としての利用はないため遊具は全て昨年度撤去されている。	昭和 46 年に地元の要望により、地元主体で子供が遊べる場所を確保し旧船穂町福祉課が船穂中山遊園として造ったものであり旧船穂町の補助金を充てて遊具等を設置した。平成 17 年の市との合併を機に船穂支所建設係が管理することになったが、遊園としての利用はなく、平成 27 年度に公有財産活用室へ引き継がれた。
今後の処分予定	なし	都市計画道路・船穂道口線用地として県が買収予定。
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	現在未利用であるので賃貸・売却を検討すべきである。	

(21)No.⑩指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(22) No.⑩保育園地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	保育園地	平成 22 年に 売却済み。
管理部課	保健福祉局保育課	
所在地	西坂	
面積・取得金額	3735.49 m ² ・寄附	
目的	保育園用地	
取得の時期	平成元年 12 月 28 日	
利用状況	保育園の建設予定なく更地、土地の返還請求を受けている	
行政目的との整合性	整合していない（普通財産へ所属替予定）	
取得から現在に至るまでの経緯	<p>西坂台グリーンライフという住宅団地内に建設する保育園用地として、平成元年幼稚園建設用地とともに寄付を受けたが、需要なく保育園の建設はしないこととなった（平成 19 年 8 月 14 日局内決裁）。</p> <p>昭和 49 年西坂台団地造成の開発に関する協定書が開発業者と倉敷市との間で締結され保育園用地を無償で譲与を受けることとなっていたが、造成後、業者から再三寄付の申し出があったものの、倉敷市は具体的な整備計画がないことなどから保留していた。</p> <p>しかし、平成元年団地内の開発道路等公共施設とともに寄付を受けた。平成 15 年、開発業者から事業を承継した会社が、当該土地の返還を請求してきた。平成 20 年 9 月 2 日土地譲与請求調停は取り下げられたが、未解決。訴訟の可能性は低い。</p>	
今後の処分予定	普通財産として管財課へ所管替。ただし土地返還請求は未決着	

平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	西坂台の周辺には保育園が 2 園あり、市として保育園の建設予定はないのであるから、売却処分が望ましい。	
-------------------------	---	--

(23) No.⑪指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(24) No.⑫幼稚園地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	幼稚園地	平成 21 年に 売却済み。
管理部課	教育委員会	
所在地	西坂	
面積・取得金額	4923.73 m ² ・寄附	
目的	幼稚園用地	
取得の時期	平成元年 12 月 28 日	
利用状況	幼稚園の建設予定なく更地、土地の返還請求を受けている	
行政目的との整合性	整合していない（普通財産へ所属替予定）	
取得から現在に至るまでの経緯	西坂台グリーンライフという住宅団地内に建設する保育園用地として、平成元年幼稚園建設用地とともに寄付を受けたが、需要なく保育園の建設はしないこととなった（平成 19 年 8 月 14 日局内決裁）。 昭和 49 年西坂台団地造成の開発に関する協定書が開発業者と倉敷市との間で締結され保育園用地を無償で譲与を受けることとなっていたが、造成後、業者から再三寄付の申し出があったものの、倉敷市は具体的な整備計画がないことなどから保留していた。 しかし、平成元年団地内の開発道路等公共	

	施設とともに寄付を受けた。平成 15 年、開発業者から事業を承継した会社が、当該土地の返還を請求してきた。平成 20 年 9 月 2 日土地譲与請求調停は取り下げられたが、未解決。訴訟の可能性は低い。	
今後の処分予定	普通財産として管財課へ所管替。ただし土地返還請求は未決着	
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	西坂台の周辺は、菅生幼稚園も近く市として幼稚園の建設予定はないのであるから、売却処分が望ましい。	

(25) No.⑫指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(26) No.⑬福祉施設跡地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	福祉施設跡地	同左
管理部課	高齢福祉課	福祉援護課
所在地	羽島	同左
面積・取得金額	5,530.56 m ² ・不明	同左
目的	福祉施設用地	なし
取得の時期	昭和 33 年 2 月 18 日	同左
利用状況	更地	同左
行政目的との整合性	整合していない（建物が撤去された時点で普通財産とすべきである）	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	福祉施設跡地で、平成 8 年老朽化のため建物を取り壊したが、進入路がなく、土地の活用が出	同左

	来ていない。	
今後の処分予定	進入路の買収後公有財産処理委員会にかけ管財課へ所属替必要	所管部署と協力して進入路の買収交渉を行うのと同時に、全庁内に利活用計画の有無を照会する。
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	事業廃止から相当期間が経過しているため、進入路等の問題を速やかに解決し、有効活用を図るべきである。	

(27)No.⑬指摘事項及び意見

平成 26 年に進入路の買収交渉を行っていたが、交渉が中断したまま現在に至っている。また、隣地には進入路を同じくする他の市有施設があり、建物の老朽化が進んでいる。本不動産の維持管理については、シルバー人材センターに除草作業を委託しており、令和元年度は年間 345 千円の費用が発生している。



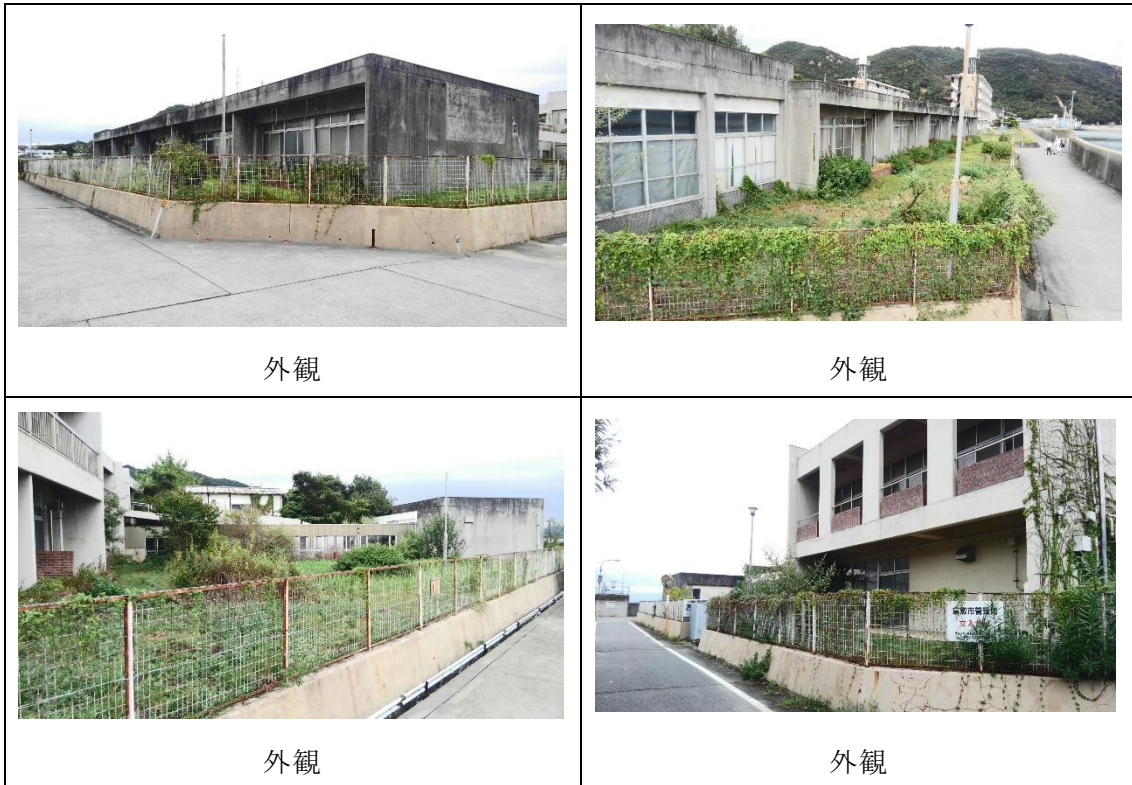
<意見 13 福祉施設跡地の利用について>

買収交渉の再開と隣地の買収による幅員の拡張を進めるべきである。周辺地域は住宅地であり、宅地開発の可能性があると考えられることから、市による有効な利活用計画がないのであれば、早期の処分を図るべきである。

(28)No.⑭軽費老人ホーム「唐琴荘」跡地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	軽費老人ホーム「唐琴荘」跡地	遊休地
管理部課	高齢福祉課	公有財産活用室
所在地	児島唐琴 4 丁目	児島唐琴 4 丁目
面積・取得金額	(土地) 3,743.71 m ² ・不明 (建物) 1,931 m ² ・124,448 千円	(土地) 3,430.29 m ² ・取得金額不明 (建物) 1,931 m ² ・124,448 千円
目的	軽費老人ホーム唐琴荘施設 (定員 50 名)	なし
取得の時期	昭和 47 年 7 月 1 日	同左
利用状況	平成 15 年 3 月 31 日廃止(設備の老朽化・施設運営困難)	同左
行政目的との整合性	整合していない(建物が撤去された時点で普通財産とすべきである)	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	軽費老人ホーム唐琴荘は、30 年経過による老朽化のため事業廃止され、そのまま施設を封鎖し今日にいたる。公有財産委員会が複数回開催され、高齢福祉課による管理と建物付き売却方針が出ているが、現時点で購入希望者なし。	平成 26 年、平成 28 年に 2 回入札を行ったが応札なし。その後、市有施設の移転先候補地となり処分が保留中。
今後の処分予定	建物の耐震基準未達、海岸側土地補強費用の必要から、現状のままでは売却困難。地盤	未定。

	改良と建物解体工事が必要。	
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	<p>軽費老人ホーム唐琴荘は、倉敷市の廃止方針によって閉鎖された施設である。建物の残存価格は 24 百万円残っており、土地も 1,100 坪強あることから跡地利用について慎重に議論されてきた。他に利用できる手段はないことから、時価（処分費用等を勘案した処分価格）により、早期に売却することが妥当と考える。</p>	



(29)No.⑭指摘事項及び意見

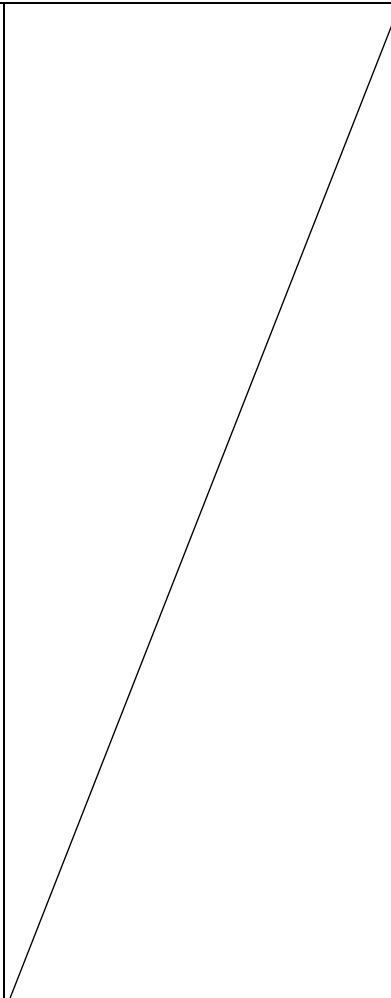
本不動産は平成 26 年、平成 28 年に 2 回入札を行うなど、処分に向けて検討されていたものの、結果として平成 20 年度包括外部監査から動きはなく、年数経過により現状での処分が一層難しくなっている状況である。市有施設の移転先候補地となり処分が保留中ではあるが、広大な土地・建物が 15 年超遊休状態であり、買い手があれば売却処分が妥当と考えられる。

<意見 14 軽費老人ホーム「唐琴荘」跡地の利用について>

市有施設の移転先候補地としての方針を早急に決定し、利活用しない場合には早期に売却すべきである。

(30)No.⑮郷内公民館建設事業用地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	郷内公民館建設事業用地	郷内公民館
管理部課	教育委員会・市民学習センター	児島公民館
所在地	林	同左
面積・取得金額	3,242 m ² ・104,289,000 円	同左
目的	郷内公民館建設事業用地として取得	同左
取得の時期	平成 15 年度	同左
利用状況	空き地	郷内公民館敷地
行政目的との整合性	平成 22 年度において建設に 着工する予定	整合している。
取得から現在に至る までの経緯	・H15.10.27 郷内公民館建設 事業用地として取得 ・その後、利用されることなく 現在に至る	平成 23 年 2 月に公民館完 成。
今後の処分予定	公民館建設事業用地	
平成 20 年度包括外	新しい郷内公民館の建設時	

<p>部監査における意見の概要</p>	<p>期及び既存の公民館跡地の利用計画が未定であり、計画が具体化しないままとりあえず取得しておいたというのが実情のようである。平成22年度において建設に着手する予定とのことであるが、既存の郷内公民館の跡地利用については、具体的な活用方法は未定である。</p> <p>今後、他の地域においても公民館の老朽化に伴い、より便利な場所での公民館の新設を希望する同様のケースが生じてくると思われる。しかし、当該事例のように具体的な計画がない時点での取得は厳に慎むべきである。</p>	
---------------------	--	---

上記のとおり、平成20年度包括外部監査において意見の対象となった郷内公民館建設事業用地については、新公民館が完成し、利用されている。一方で、平成20年度包括外部監査の意見では、「既存の公民館跡地の利用計画が未定であり、」と記載があるとおり、旧公民館の跡地が現在も有効に活用されていない状況になっているため、旧郷内公民館についても記載する。

旧郷内公民館

	平成20年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	郷内公民館	旧郷内公民館
管理部課	教育委員会・市民学習センター	児島公民館
所在地	林	同左

面積・取得金額	(土地) 1,024.11 m ² ・不明 (建物) 585.48 m ² ・262,099,900 円	(土地) 995.61 m ² ・不明 (建物) 同左
目的	社会教育施設	なし
取得の時期	昭和 55 年 3 月 31 日	同左
利用状況	公民館として利用	平成 23 年 3 月 31 日閉館
行政目的との整合性	整合している。	普通財産のため、行政目的なし。
取得から現在に至るまでの経緯	市役所郷内出張所（廃止）と郷内公民館の複合施設として開館し、28 年が経過。	新公民館完成後、閉館。但し、平成 25 年 7 月の参議院選挙まで投票所として使用。平成 27 年に旧郷内公民館の売却について検討したが、解決すべき事項等があったため、現在まで処分が保留中。
今後の処分予定	—	庁内調整後に売却予定。

(31)No.⑮指摘事項及び意見

新公民館の建設に至った経緯は、旧郷内公民館は駐車場や進入路が狭く、拡張についても困難との判断からであり、旧郷内公民館から約 1 km の場所に建設された。地元市民からは、旧郷内公民館は必要との声もあるが、新公民館を完成させたことを鑑みると、旧郷内公民館を現状のまま維持管理することは合理的でない。

旧郷内公民館は昭和 55 年建築の鉄筋コンクリート造りであり、現地調査においては、建物自体にはクラック等はほとんどないが、電気設備、下水処理設備等の多くは取り換え・修繕が必要な状況であった。しかし、本不動産は平成 27 年度に不動産鑑定士による鑑定評価を受けており、「対象建物の用途、築年数、内装の更新状況、維持管理の状況等を勘案すると経済価値は認められる。」との鑑定評価であった。鑑定から 5 年を経過しているが、現在においても建物自体の売却価値はあるといえる。また、本不動産について、売却の打診が過去にあり、一定のニーズはあるようである。



<意見 15 旧郷内公民館について>

旧郷内公民館の現状、将来の老朽化対策などのコスト等を鑑み、早期売却に向けて取り組むべきである。また、平成 20 年度包括外部監査の意見の繰り返しとなるが、今後、新たに建物建設等を行う場合は、同時に旧施設の利活用についても検討し、市で利用しない場合は早期に売却すべきである。

(32)No.⑩倉敷運動公園駐車場用地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	倉敷運動公園駐車場用地	平成 22 年に 売却済み。
管理部課	スポーツ振興課	
所在地	四十瀬	
面積・取得金額	8,593.23 m ² ・1,805,458,610 円	
目的	倉敷運動公園駐車場	
取得の時期	平成 9 年 3 月	
利用状況	下水の資材置場及び運動公園駐車場	
行政目的との整合性	運動公園駐車場として利用されているが頻度は低い	
取得から現在に至るまでの経緯	倉敷運動公園の恒常的な駐車場附属の解消として取得したが、現時点では倉敷マスカット球場完成もあって 2 分の 1 を駐車場として使用し、残りは下水の資材置き場とされている。	

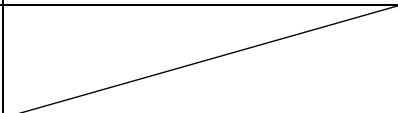
今後の処分予定	普通財産として買戻す	
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	早期に処分方針を決定すべきである。	

(33)No.⑩指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(34)No.⑰(仮称)水島文化センター用地

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	(仮称)水島文化センター用地	同左
管理部課	文化振興課	同左
所在地	水島東千鳥町	同左
面積・取得金額	9124.17 m ² ・2,353,529,072 円	同左
目的	文化センター建設	同左
取得の時期	平成 7 年 9 月から平成 9 年 6 月	同左
利用状況	文化センターは建設されず 駐車場として貸付	・芝生広場 ・駐車場
行政目的との整合性	整合していない(建設の目処は立っていない)	同左
取得から現在に至るまでの経緯	旧倉敷、児島、玉島地区には文化センターがあるが、水島地区にはないため土地開発公社が用地取得したが、ライフパーク倉敷の存在や、隣地に岡山県が水島サロンを開業し類似施設の建設は意味	隣接する水島サロンが、平成 23 年、環境交流スクエア(愛称・水島愛あいサロン)としてリニューアルオープンした。 平成 24 年 8 月に発表された「水島リフレッシュ構想事

	<p>がなくなった。現在は、倉敷市スポーツ振興課等に水島体育館利用者駐車場として貸し付けている。平成 20 年度の使用料は年間 61,608 円とごくわずかである（水島体育館駐車場は使用料免除。）</p>	<p>業計画」において、(仮称)水島文化センター用地の多目的化を実施することとされた。</p> <p>この計画に基づき、平成 26 年度に芝生広場及び環境交流スクエア駐車場として整備され、倉敷市市民活動推進課に使用許可している。</p> <p>土地の全てを市の複数の課に使用許可し、使用料を免除している。</p> <p>芝生広場は年間で 23,000 人が利用し、毎月 2 回、朝市とフリーマーケットが行われ、多くの市民が集まり、賑わっている。</p>
<p>今後の処分予定</p>	<p>未定</p>	<p>現在、市では各施設についての今後のあり方を定める公共施設個別計画の策定を進めており、同種の施設である児島文化センター及び玉島文化センターはこの計画の中で検討している。既に存在するこれらの施設の計画の方針を踏まえ、改めて(仮称)水島文化センターについて検討する予定である。</p>
<p>平成 20 年度包括外部監査における意見</p>	<p>広大地が当面何の計画もな いままに相当期間放置され</p>	

の概要	<p>ているという現実がある。処分の方向で検討すべきと思われる。ただし、平成8年当時の高い地価で取得した土地を現時点で処分すれば大きな譲渡損失が生じるであろうが、財政上の収入確保を優先することも選択肢の一つと考える。もちろん貸付も可能であり、例えば定期借地権方式による大手デベロッパーによるマンションや商業施設の建設といった開発の可能性もある。</p>	
-----	--	--

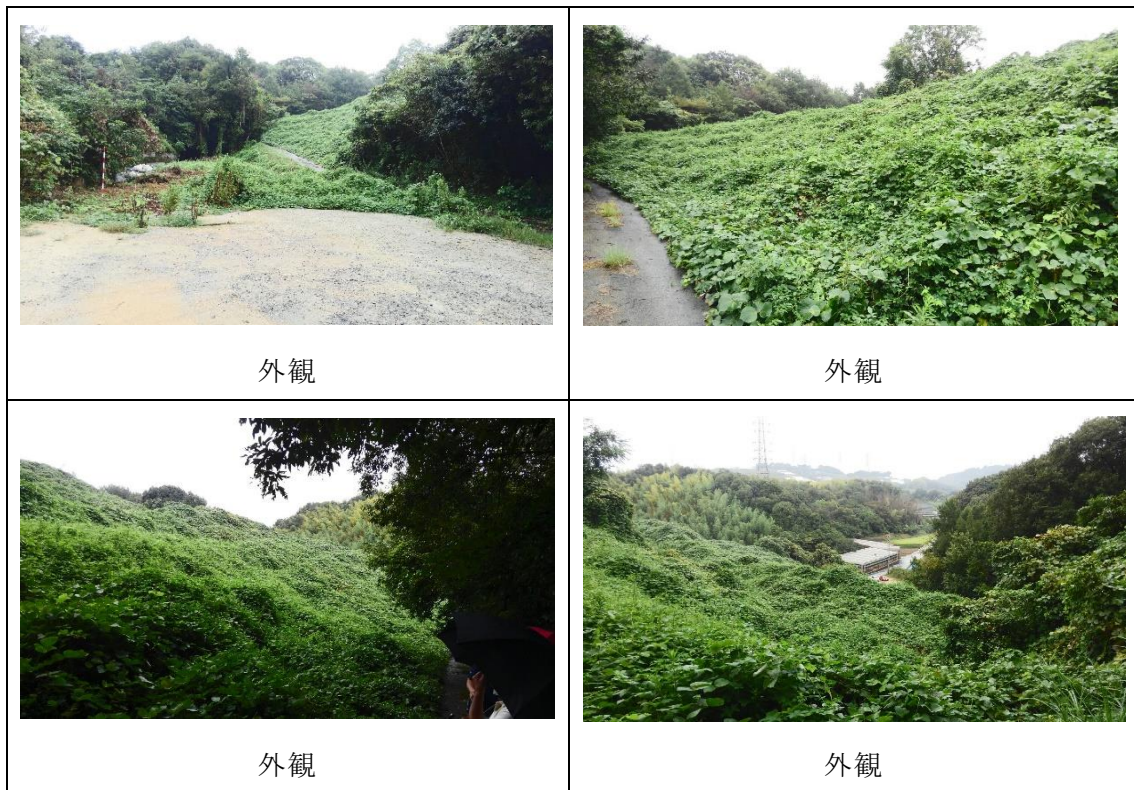
(35) No.⑰指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(36) No.⑱農業用施設団地用地土地造成事業

	平成20年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	農業用施設団地用地土地造成事業	その他普通財産
管理部課	総務局船穂支所産業係	公有財産活用室
所在地	船穂町船穂	同左
面積・取得金額	11,235 m ² ・70,015,800円	同左
目的	農業用施設（ミニライスセンター施設）用地	なし
取得の時期	平成12年3月27日	同左
利用状況	未利用	同左
行政目的との整合性	整合していない	普通財産のため、行政目的

		なし。
取得から現在に至るまでの経緯	平成 12 年 3 月に土地を取得するも、産廃処分場用地になるとの噂による反対運動が起こり又県道からのアクセスも悪く別の場所にライスセンターが設置され未利用のまま放置されている	同左
今後の処分予定	未定	同左
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	売却は困難であり未利用状態が続くかもしれないが、市民農園等として活用することを考えるなどの検討をすべきである。	



(37)No.⑱指摘事項及び意見

本不動産は平成 20 年度包括外部監査人の意見にあるとおり、未利用状態が続いている。現地調査を行ったが、急斜面の広大な土地であり、草木が生い茂り、現時点での有効活用や売却処分は極めて困難と考えられる。

<意見 16 農業用施設団地用地土地造成事業について>

平成 17 年度の合併により旧船穂町から市に引継いだ財産であるが、急斜面でアクセスが悪い等の特殊な土地の取得は、事業としての活用が確実に見込まれる場合に実施すべきであり、売却などは極めて困難と考えられるが、引き続き活用方法を検討すべきである。

(38)No.⑲児島市民交流プラザ

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	児島市民交流プラザ	児島産業振興センター
管理部課	産業振興課	商工課
所在地	児島駅前 1 丁目	同左
面積・取得金額	1645.04 m ² ・不明	同左
目的	旧マウントフード大学建設	地場産業振興を図り、活力ある地域経済を実現することを目的として設立
取得の時期	平成 3 年	平成 3 年 (平成 23 年 4 月から児島産業振興センターとして運営)
利用状況	わがまま工房運営 (地場産業 PR 体験工房)	繊維産業ワークスペース、地場産業 PR スペース・多目的コーナー・地域紹介コーナー、デザイナーズインキュベーション、会議室として利用。

行政目的との整合性	あり	同左
取得から現在に至るまでの経緯	<p>児島地区の地場産業活性化、地域住民及び観光客の交流促進の観点から倉敷市が旧マウントフード大学跡建物を取得。平成14年10月から、ファッションタウン児島推進協議会が「わがまま工房」として使用している。使用面積160㎡。</p>	<p>デザイナーズインキュベーションによる繊維関連の創業支援や、工業用マシン等を一般に開放したワークスペース、貸会議室を備え、市の地場産業を多角的に支援する施設として、平成23年4月より運営開始。</p> <p>なお、施設管理は、指定管理者制度を活用し、倉敷市児島地区の繊維産業に精通する児島商工会議所と協定を締結。</p>
今後の処分予定	引き続きファッションタウン児島推進協議会に使用させる。	引き続き同様の目的で使用する。
平成20年度包括外部監査における意見の概要	<p>平成21年1月24日、現地視察したところ観光施設というのに土曜日の午前中は休館で中に入ることができなかった。わがまま工房は、毎週土日の13時から17時までとなっている。児島駅前の一等地にある大型施設である。現状の利用程度では有効活用しているとは言い難い。早急な対応を望みたい。</p>	

(39) No.⑩指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(40)No.㊸倉敷市立旧児島高等学校

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	倉敷市立旧児島高等学校	同左
管理部課	教育施設課	同左
所在地	児島味野 6 丁目	同左
面積・取得金額	1181.89 m ² ・2,034 千円	690.87 m ² ・取得金額不明
目的	高等学校	同左
取得の時期	昭和 27 年から 46 年	昭和 46 年から平成 10 年
利用状況	コミュニティー活動	同左
行政目的との整合性	あり	同左
取得から現在に至るまでの経緯	倉敷市立児島高等学校移転により地元味野本村自治会連合会に使用許可している。	同左
今後の処分予定	引き続きコミュニティー活動の用に供する	同左
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	一部地元の自治会、子ども会等に使用されているが、利用頻度は月に 7 日程度（内 3 日は午前中のみ）と低い。抜本的な活用・利用又は処分を検討すべきである。	

(41)No.⑳指摘事項及び意見



敷地のうちグラウンドについては、古いサッカーゴールなどの備品がそのまま置かれた状態であった。また、進入を防止するような対策などはとられていない。監査において視察した際は、子供が許可なくボール遊びなどをしていた。

<指摘事項 14 旧児島高等学校跡地の利用について>

建物については、地域のコミュニティー活動の用に供されているものの、グラウンドについては特に活用されておらず、管理も不十分である。したがって、グラウンドについては市による利活用及び処分を検討する必要がある。また、古い備品の撤去や進入対策など適切な管理を行う必要がある。

(42)No.㉑倉敷まちづくりセンター

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
施設名称	倉敷まちづくりセンター	同左
管理部課	産業振興課	商工課
所在地	阿知 2 丁目	同左
面積・取得金額	1698.37 m ² ・259,980 千円	同左
目的	倉敷まちづくりセンター	同左

取得の時期	平成 17 年	同左
利用状況	倉敷市中心市街地活性化に資するためまちづくり団体の拠点として利用	令和元年に解体済み。
行政目的との整合性	あり	なし
取得から現在に至るまでの経緯	倉敷市土地開発公社が取得していた建物を市が買い戻し、倉敷商工会議所へ無償で貸し付けている	倉敷市土地開発公社が取得していた建物を市が買い戻し、倉敷商工会議所へ無償で貸し付けていた。 危険性除去の観点から令和元年に解体した。
今後の処分予定	今後も中心市街地活性化・商店街活性化支援の場（2 階）として、また来街者の休憩・交流の場（1 階）として使用する。	跡地について、まちづくり推進課が所管する中心市街地活性化協議会で、処分又は利活用方針が決定される。
平成 20 年度包括外部監査における意見の概要	倉敷市商工会議所が使用しているのは 6 階建の 1 階と 2 階部分であり、建物全体が利用されているわけではない。 当該建物は倉敷市の中心市街地の一等地にあるため、維持管理用との費用対効果を検討したときに、このまま倉敷市が保有することが有効なのか、街づくりの観点も含めて再検討すべきである。	

本不動産は、倉敷駅から倉敷美観地区へ向かう経路上にある場所（倉敷駅から約 400 m、倉敷美観地区から約 700m）に存在し、倉敷センター街商店街と隣接しており、利便性が高い土地である。現在は下図のとおり整地されており、公衆トイレレーラ

一を設置している。利便性が高い土地であることから、早急に有効活用すべきであるが、利活用方針は慎重に決定する必要もある。倉敷まちづくりセンターの解体は令和元年8月と最近であり、現在、中心市街地活性化協議会で、処分又は利活用方針を審議している段階である。



(43)No.②指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(44)No.②空地であり売却すべきもの

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
所在地	水島東千鳥町	平成 27 年 1 月に売却済み。
地目	宅地	
面積・取得金額	318.5 m ²	

(45)No.②指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

(46)No.㉓現在調査中であり対応は未定であるが、早期に調査結果を出し、対応・処分を進めるべきもの

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
所在地	中庄	左記 2 つの土地は、同一の施設（市有財産ではない）の敷地部分である。経緯は調査中である。（昭和 51 年に代替水路と交換し、面積差分を売却する方針であったが、交渉が難航。昭和 57 年以降の交渉記録なし。）
地目	雑種地	
面積	1,087.0 m ²	
所在地	三田	
地目	用悪水路	
面積	1,002.0 m ²	

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
所在地	水島西通 1 丁目	平成 28 年 11 月に売却済み。
地目	宅地	
面積	416.5 m ²	

	平成 20 年度 包括外部監査報告書	本監査時点
所在地	茶屋町	茶屋町支所に行政財産（水路）として編入済み。
地目	雑種地	
面積	377.0 m ²	

(47)No.㉔指摘事項及び意見

中庄、三田の土地は、平成 20 年度包括外部監査において、現在調査中であり対応は未定であるが、早期に調査結果を出し、対応・処分を進めるべきであるとの意見がなされているが、現在も調査中であり大きな進展がない。現状は一般事業会社の工場の敷地に利用されている状況である。

<指摘事項 15 中庄、三田の土地について>

現在の状況となった経緯を早急に明らかにするとともに、施設所有者に本不動産は市所有財産である旨通知し、売却、有償貸付等を実施すべきである。

9. 公有財産管理台帳システムについて

(1) 公有財産管理台帳システムの登録に関する作業フローの概要

本監査を進める中で、公有財産管理台帳システムのデータと現況の固定資産に相違があるものが散見された。また、公有財産管理台帳システムにおいて、データが不正確であるもの（地番や現況の誤り、二重計上、不存在等）も散見された。

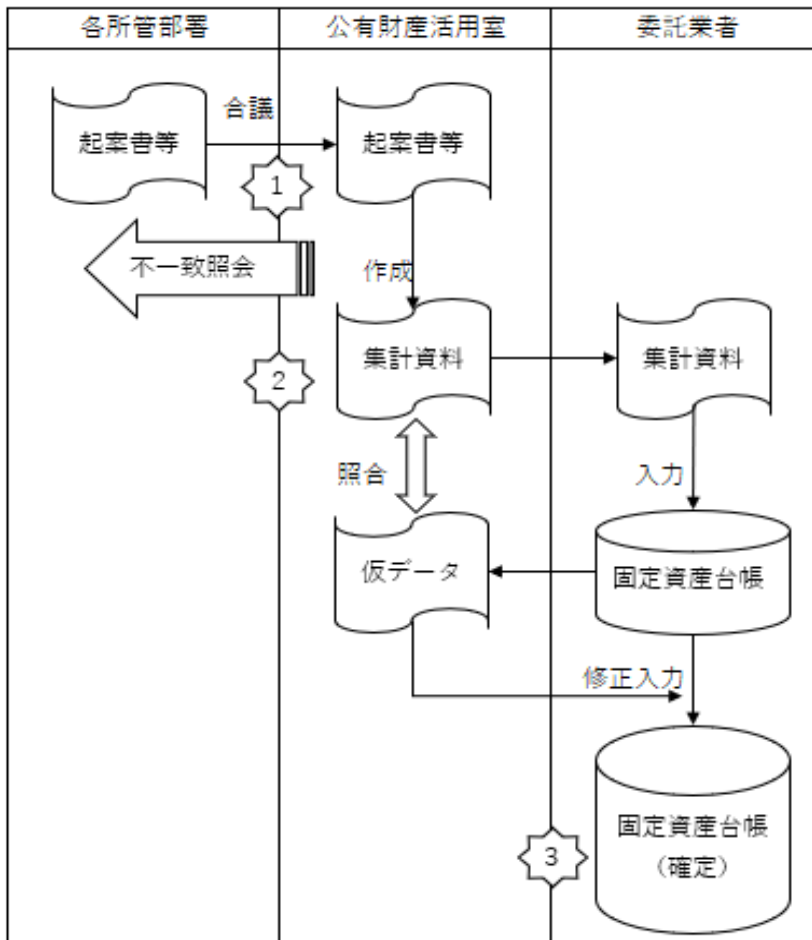
これらの不正確なデータの大部分は、登録年月日が公有財産管理台帳システム稼働開始時点のものであった。本監査は登録されている資産全件を調べたものではなく、一定の条件で抽出したサンプルの調査であることから、他にも問題がある不動産が潜在していると考えられる。これらの問題は、公有財産管理台帳システムの運用管理において、次の点が原因の一端であると考ええる。

- ・各所管部署から公有財産活用室への異動報告及び合議が手作業で行われていること。
- ・公有財産活用室でのデータ更新は、合議を受けた時点で直接入力しているのではなく、一年度分をまとめて行っており、そのため、異動情報を手作業で「異動の集計資料」に転記していること。
- ・各部署において、所管する固定資産について、公有財産管理台帳システムの確認作業が定例的に実施されていないこと。

まずは市として正しく整備された公有財産管理台帳システムの情報に基づいて不動産の管理が適切に行われることを確保しなければならない。このような問題意識から、公有財産管理台帳システムに係る一連の業務の流れについて、ヒアリングを行い、以下のとおり作業フローの各プロセスを把握した。

その概要は以下のとおりである。なお、建物と土地、あるいは異動の種類によってフロー・関連書類の詳細は異なるが、以下では概観を明らかにするための簡略的な記載としている。

- ① 資産の異動には、取得（寄附、帰属、売買）、所属替、普通財産から行政財産への編入、調査による異動の判明、払下げ等がある。これらの異動が生じた際には所管部署において起案がなされる。
- ② 起案書承認がなされるにあたり、公有財産活用室にも合議が行われ、また、報告書・申請書の回付が行われることで、公有財産活用室が公有財産管理台帳システムに異動登録すべき事実を把握する。
- ③ 資産税課から市が関係する異動データの提供を受け、②で把握した異動情報との不一致があれば、各所管部署に照会を行う。
- ④ 公有財産活用室では、把握した情報をまとめた「異動の集計資料」を作成する。
- ⑤ 公有財産管理台帳システムの更新処理は年に1回、1年度分をまとめた「異動の集計資料」を用いて、外部委託業者が実施している。
- ⑥ 外部委託業者が公有財産管理台帳システムのデータ更新仮確定を実施した後、公有財産活用室では仮確定データと「異動の集計資料等」を照合し、エラーや不明点については訂正を行う。
- ⑦ ⑥の作業によりエラー等を解消した後、データ更新の本確定を行う。



(注) 固定資産台帳・・・公有財産管理台帳システム

(2) 指摘事項及び意見

一連の作業フローについて、以下の誤謬発生のリスクポイントがある。(以下、図表の番号に対応)

- (リスク 1) 各所管部署から公有財産活用室に起案書の合議等で共有されるべき異動情報について、合議がなされないことによる異動情報把握漏れのリスク
- (リスク 2) 手順③で市に関する登記異動データとのチェックは行われているが、所属替等についてはチェックデータでは把握できないため、登録内容に相違が生じるリスク
- (リスク 3) 公有財産管理台帳システムに登録された不動産について定期的に棚卸を行っていないことにより、二重計上が放置されるリスク、登録すべき不動産が漏れるリスク、売却等により市有財産でなくなった固定資産の

削除が漏れるリスク、及び現況の変化等による異動の登録が漏れるリスク

<指摘事項 16 不動産の棚卸の実施について>

定期的に不動産の棚卸を行うべきである。特に、公有財産管理台帳システム稼働当初のデータに不正確なものが多くみられたことから、それらについて早期に棚卸を行う必要がある。その他のものについても、所管部署ごとの管理資産の状況に応じて、業務負担を考慮して一定の年数ごとに行うことやローテーションにより実施することも検討すべきである。その際、公有財産管理台帳システムのデータと各所管部署の管理資料等の双方を照合して整合を図る必要がある。

(リスク 3 に対応)

<意見 17 各所管部署での公有財産管理台帳システムの確認と管理について>

不動産の異動についての一次情報を持っているのは各所管部署であることから、不一致照会を行うだけでなく、登記異動データで把握できない異動情報については適切に公有財産活用室に合議されているか各所管部署で確認すべきである。また、当該年度の異動の起案書等の元データが公有財産管理台帳システムに適切に反映されているか確認し、異動登録の漏れを防止すべきである。さらに、異動のあったものだけでなく、各所管部署で管理資料と照合することで公有財産管理台帳システムの正確性を担保すべきである。

(リスク 2 に対応)

<意見 18 システム連携のデザインについて>

将来において、公有財産管理台帳システムそのものの更新を行う際には、不動産の異動が発生した際、各所管部署で入力した異動内容について、そのままデータ連携できるような機能を備えたシステムを検討すべきである。

費用対効果を考慮しつつ、ヒューマンエラーを低減するとともに、通常あり得ないような内容については、更新時にアラートが出るようなシステムを選定することを検討すべきである。

(リスク 1 に対応)

I-2. 物権

物権は、以下のとおり地上権と地役権である。

1. 地上権

(1) 概要

地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有するものである。

区分	所在	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
水源林	新見市管生	山林	227,378	238,400
	新見市大佐上刑部	山林	111,320	111,320
	新見市大佐大井野	山林	92,647	92,647
	新見市大佐大井野	山林	105,069	105,069
	新見市大佐大井野	山林	72,772	72,772
	新見市大佐大井野	山林	93,090	93,090

地上権について、登記嘱託書及び分収造林契約書を確認した。

(2) 指摘事項及び意見

新見市管生の地上権について、うち新見市成高下の分収造林契約書の保管がなされていない。また、地上権の登記もなされていない。なお、市によると毎年地権者の代表者とともに分収林状況を確認しており、契約地であることは双方合意しているとのことである。

面積について、新見市管生は契約面積と登記面積ともに 247,213 ㎡であり、「財産に関する調書」の記載内容と差異が生じている。

「財産に関する調書」に記載されている地上権の他に、新見市大佐小阪部字大佐権現迫の地上権について分収造林契約を締結しており、「財産に関する調書」の記載が漏れている。

<指摘事項 17 分収造林契約書について>

保管されていない新見市成高下の地上権に関する分収造林契約書について、地権者と協議のうえ再作成する必要がある。また、第三者への対抗要件を具備するため、地上権の登記を行う必要がある。

<指摘事項 18 地上権の記載内容の修正及び追加について>

「財産に関する調書」の地上権の記載内容のうち、面積について、契約書等に基づき正しい数値に修正する必要がある。また、「財産に関する調書」の記載が漏れている新見市大佐小阪部字大佐権現迫の地上権について、追加して記載する必要がある。

2. 地役権

(1) 概要

地役権とは設定行為で定めた目的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有するものである。

区分	所在	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
簡易水道	福田町浦田字向磯	畑	535.00	49.58
水源地等	福田町浦田字浦益辺	宅地	404.07	13.22
背景保全条例	阿知 2 丁目	宅地	224.00	224.00
	阿知 2 丁目	宅地	97.78	97.78

簡易水道・水源地等の地役権について

設定時期が昭和 39 年、40 年であり、経緯は不明であるが、引水のため地役権を設定したと考えられる。

背景保全条例の地役権について

倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例の規定に基づき、地役権を設定した。

(2) 指摘事項及び意見

簡易水道・水源地等に関する地役権について、当該地役権設定は昭和 39 年、昭和 40 年であるが、地役権設定登記がされた記録がない。本監査時点においては、上水道が整備されている状況であるから、地役権設定は必要ない状況である。

結果としては、地役権設定登記漏れによる大きなトラブルは発生しないまま、現在の地役権設定解除の状況まで至っているのであるが、「財産に関する調書」に地役権が計上されている状態である。

登記面積が実測面積を大幅に上回っており整合していないが、登記面積と実測面積の調査を行っていない。仮に実測面積が正しい場合、登記面積の情報のみをもって、地役権設定を行うと、本来地役権設定が不要な土地に地役権設定する可能性がある。なお、地役権設定が昭和 39 年、40 年であり経緯は不明である。

<指摘事項 19 地役権の登記について>

第三者へ対抗するため、地役権設定をした際は、地役権設定登記を行うべきである。

<指摘事項 20 地役権の「財産に関する調書」の記載誤りについて>

「財産に関する調書」に記載すべきでない地役権は削除すべきである。

<意見 19 登記面積と実測面積の大幅な乖離について>

今後の地役権設定において、登記面積と実測面積に大幅な乖離がある場合は、費用対効果を鑑み、調査の上、地役権設定の判断を行うべきである。

I-3. 無体財産権

(1) 概要

市は、平成 6 年度に総合税軽自動車税システム、総合税法人市民税システム、総合税特別土地保有税システム、総合税事業所税システム、総合税市たばこ税システムを導入している。これらの開発に関するプログラムソースなどについて、著作権を保有している。

(2) 指摘事項及び意見

これらのシステムが開発されてから相当期間が経過しており、現時点で著作権収入実績はない。今後も販売によって著作権収入が市に入る見込みはないと考えられる。

<意見 20 著作権の財産的価値について>

財産的価値が認められないことから、「財産に関する調書」より削除することを検討すべきである。

I-4. 有価証券

(1) 概要

令和元年度末における市が保有する有価証券は以下のとおりである。市は地方財務実務提要の「有価証券に化体しているものであれば、有価証券として分類する」に基づいて、株券の発行を受けているものを有価証券に化体していると解している。そのため、株券不発行制度等により、株券を有していないもの（水島港国際物流センター(株)、ふなおワイナリー(有)、倉敷まちづくり(株)、水島エコワークス(株)）については、「財産に関する調書」の「出資による権利」に記載している。

なお、株券不発行制度等により株券を有していないものについても、株主としての権利（議決権の行使等）は、株券の発行を受けているものと変わりはない。本監査においては、株券を有していない株式についても、株券の発行を受けているものと同様に議決権の行使状況等を確認した。そのため、株券不発行制度等により株券を有していないものについても、「I-4. 有価証券」に記載している。

銘柄	金額（千円）	株数（株）	出資比率
(株)みずほフィナンシャル・グループ	5,063	40,970	0.0%
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,126	12,720	0.0%
(株)EMCOMホールディングス	22	2,837	不明
(株)中国銀行	1,109	1,152	0.0%
RSKホールディングス(株)	3,380	6,760	1.1%
倉敷ファッションセンター(株)	26,923	7,000	26.9%
倉敷市開発ビル(株)	90,000	3,100,000	100%

くらしきシティプラザ東西ビル管理(株)	40,000	80,000	53.3%
水島臨海鉄道(株)	300,000	600,000	35.2%
岡山空港ターミナル(株)	17,000	340	1.9%
井原鉄道(株)	42,800	856	6.1%
(株)オービス	39,050	1,562	9.2%
倉敷ケーブルテレビ(株)	4,500	90	1.1%
玉島テレビ放送(株)	3,300	66	2.9%
(株)エフエムくらしき	10,000	200	9.7%
水島国際物流センター(株)	150,000	3,000	18.9%
ふなおワイナリー(有)	3,200	64	53.3%
倉敷まちづくり(株)	1,000	1,000	9.9%
水島エコワークス(株)	460,000	4,600	20.0%

各有価証券の保有目的、保有するに至った経緯等は以下のとおりである。

銘柄	保有目的、保有するに至った経緯等
(株)みずほフィナンシャル・グループ	昭和46年3月8日旧庄村、平成17年8月1日旧真備町との合併により引き継いだ。保有目的は不明である。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	昭和46年3月8日旧庄村との合併により引き継いだ。保有目的は不明である。
(株)EMCOMホールディングス	昭和46年3月8日旧庄村との合併により「日本中央地所(株)」株式を引き継いだ。保有目的は不明である。 平成18年「(株)ジャレコ」の完全子会社になり、同年、持ち株会社「(株)ジャレコ・ホールディング」が設立される。平成21年に「(株)EMCOMホールディングス」に持株会社の商号が変更され、同年、株券電子化により株券不発行会社へ移行する。 平成25年5月に実質的存続性の喪失にあるとされ、上場廃止となる。 三菱UFJ信託銀行(株)との株式事務代行契約も解除されている。 また、平成26年度以降、配当金はない。 株主総会の通知は、保存期間1年のため資料はないが、代表電

	<p>話・ホームページに繋がらないとのメモから、上場廃止以降通知はないものと思われる。</p> <p>現在、商業登記簿は存在するが、倒産の確認もとれず実態不明である。</p>
㈱中国銀行	平成 17 年 8 月 1 日旧真備町との合併により引き継いだ。保有目的は不明である。
RSK ホールディングス㈱(旧山陽放送㈱)	<p>当時の文書がなく、取得した詳細な経緯は不明であるが、山陽放送㈱の 50 周年記録誌によると、昭和 27 年に地元民間放送局を設立すべく、山陽放送株式会社創立発起人が設立され、岡山県知事や岡山市長らが世話人となったとあり、県内自治体や商工会議所等が設立に大きく関わっていることから、市としても出資を決定したと考えられる。</p> <p>昭和 29 年、昭和 36 年に市が取得するとともに、昭和 42 年に旧児島市、旧玉島市、昭和 46 年に旧庄村、平成 17 年に旧真備町を合併したことにより取得している。</p>
倉敷ファッションセンター㈱	経済産業省の繊維工業構造改善臨時措置法に基づく繊維リソースセンター整備に関する支援事業により、繊維関連産業高度化のための事業を総合的に行い、構造改善を効果的に推進するために、独立行政法人中小企業基盤整備機構、岡山県、市、民間企業の共同出資により、平成 5 年に第 3 セクター方式の株式会社として設立した。
倉敷市開発ビル㈱	倉敷駅前市街地再開発事業により、昭和 55 年 11 月にオープンした区分所有ビルである、くらしきシティプラザ東ビルの床を取得し、㈱三越へ賃貸することを目的として、昭和 53 年 7 月に市が 50.3% (現在 100%) 出資し設立した。倉敷市開発ビル㈱所有 10,914.33 m ² と他の一般地権者所有 5,296.72 m ² を賃貸したうえで、一括して㈱三越へ賃貸していた。現在は、倉敷市開発ビル㈱所有の 11,163.45 m ² のみを(一財)倉敷市開発公社が㈱天満屋に転貸している。
くらしきシティプラザ東西ビル管理	倉敷駅前市街地再開発事業により、昭和 55 年 11 月にオープンした区分所有である、くらしきシティプラザ東ビル及び西ビ

株	ルの管理者として業務を行うことを目的として、昭和 55 年 5 月に市が 53.3%出資し設立した。くらしきシティプラザ東ビル西ビルの土地、建物、施設の管理、取得、賃貸及び処分、くらしきシティプラザ管理組合法人運営管理に関する受託業務等を行っている。
水島臨海鉄道(株)	市中心部と水島臨海工業地帯を結ぶ、旅客と貨物の輸送を担うため、昭和 45 年に岡山県、日本貨物鉄道株式会社、市及び地元進出企業出資の第 3 セクターとして設立した。
岡山空港ターミナル(株)	岡山桃太郎空港における航空旅客及び貨物にかかるサービス等を提供し、快適な旅行と円滑な貨物輸送を行い、旅客及び貨物ターミナル等の管理運営を行うため設立された。近隣地方公共団体、航空会社、一般経済界が出資している。
井原鉄道(株)	総社市の総社駅から福山市の神辺駅に至る鉄道路線であり、岡山県、広島県、沿線市町村他、両県内の企業などが出資設立した。市は開業に伴う資金需要を賄うため、昭和 61 年に資本金として出資し、以後、平成 2 年、平成 10 年に追加出資している。
(株)オービス	中小企業の情報化の支援と県民生活全般にわたる情報化の推進を目的とし、昭和 63 年 6 月に、岡山県と県内 11 市 1 町が共同出資した第 3 セクター「(株)岡山広域産業情報システム」として設立された（その後、平成 14 年に OBIS に社名変更）。その際に本市も共同出資に加わった。
倉敷ケーブルテレビ(株)	市は、地域情報化の推進を図るために、平成 8 年 11 月に「倉敷市テレトピア計画」を策定し、郵政省の提唱する「テレトピア構想モデル地域」の指定を受けた。この計画においては、ケーブルテレビなどのニューメディアを用いて地域社会の振興を図ることを目的としていた。当時、市内には 2 社のケーブルテレビ業者（倉敷ケーブルテレビ(株)と玉島テレビ放送(株)）があり、これらの会社の持つ資産およびノウハウを有効に活用していくことで、効率的な地域情報化の実施が見込まれた。よって、平成 9 年 2 月に 2 社に出資し、第三セクター化を行った。加
玉島テレビ放送(株)	

	えて、倉敷ケーブルテレビ(株)については、平成 17 年 8 月の旧真備町との合併により、旧真備町分の株式を取得している。
(株)エフエムくらしき	(株)エフエムくらしきは、市内ほぼ全域を対象にした放送局であり、行政情報など地域に密着した情報発信を行うことで市民サービスの一層の向上が見込まれた。よって、平成 8 年 10 月に出資を行った。
水島国際物流センター(株)	貿易黒字解消の促進等を目的とした輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づく輸入促進地域(FAZ)承認において、承認条件となる輸入促進基盤施設の建設及び管理・運営は、第 3 セクターが主体となることが必要である。このため、市、岡山県が主たる出資者となり平成 13 年に設立した。
ふなおワイナリー(有)	旧船穂町の特産品であるマスカット・オブ・アレキサンドリアを原料とした農産加工を行い、農業所得の向上を図ること、また、都市と農村の交流拡大による観光消費額の増加等により、町内の農・商工業を中心とした地域の振興を行うことを目的として、平成 16 年 7 月 12 日に旧船穂町、JA 等が出資者となり設立した。平成 17 年旧船穂町との合併により引き継いだ。
倉敷まちづくり(株)	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的として平成 20 年 9 月に市が 25%出資し設立した。現在、市営駐車場等の指定管理者であり、市は倉敷まちづくり(株)より、まちづくり還元事業の一環として寄附を受け、倉敷市まちづくり基金の財源として活用している。
水島エコワークス(株)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律を活用し、一般廃棄物及び産業廃棄物を混合処理するために設立された特別目的会社である。公共の出資は、市と岡山県が行っている。

(2)実績

有価証券の過去5年間の残高推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
株みずほファイナンシャル・グループ	6,887	8,357	7,841	7,005	5,063
株三菱UFJファイナンシャル・グループ	6,633	8,900	8,865	6,996	5,126
株EMCOMホールディングス	22	22	22	22	22
株中国銀行	1,350	1,866	1,443	1,196	1,109
RSKホールディングス(株)(旧山陽放送(株))	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380
倉敷ファッションセンター(株)	350,000	26,923	26,923	26,923	26,923
倉敷市開発ビル(株)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
くらしきシティプラザ東西ビル管理(株)	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
水島臨海鉄道(株)	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000

岡山空港ターミナル(株)	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
井原鉄道(株)	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800
(株)オービス	39,050	39,050	39,050	39,050	39,050
倉敷ケーブルテレビ(株)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
玉島テレビ放送(株)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
(株)エフエムくらしき	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
水島国際物流センター(株)	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
ふなおワイナリー(有)	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
倉敷まちづくり(株)	10,000	10,000	10,000	1,000	1,000
水島エコワークス(株)	460,000	460,000	460,000	460,000	460,000

(3)実施した手続き及び結果

有価証券について以下の手続きを実施した。

- ①実査、残高証明等との照合を行い、現物管理の適切性、実在性を確認した。また、株券不発行、株券不所持制度の利用を確認した。
- ②取得背景、目的と実際の運用状況の整合性を確認した。
- ③出資先への役員の時任について地方自治法第142条、第166条、地方自治法施行令第122条(※)の抵触状況について確認した。
- ④議決権行使の状況を確認した。
- ⑤事業報告・決算書通査、取得価額と時価の状況、会計監査人の設置の状況等を確認した。

(※) 地方自治法第 142 条、第 166 条の規定は、地方公共団体の長、副市長は、当該地方公共団体に対して請負等をする法人の取締役等に就くことができないとする規定である。ただし、地方自治法施行令第 122 条により、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 1/2 以上を出資している法人は除かれる。

なお、指定管理者制度は請負契約には該当しないが、不正防止のため指定管理者制度においても公正性・透明性の確保の観点から兼業禁止規定に準じた取扱いを行う自治体も存在する。(所沢市、あきる野市など) 市は、兼業禁止規定に準じた取扱いは行っていない。

上記手続きを実施した結果は以下のとおりである。

- ・ ○ : 特段問題がないもの
- ・ 意 : 意見となるもの
- ・ - : 有価証券の種類や保有目的に応じて評価しないもの、該当がないもの
- ・ 非 : 非上場会社であり、情報管理の観点から、個別に公表しないもの

銘柄	①	②	③	④	⑤
(株)みずほフィナンシャル・グループ	意 21	意 24	-	-	○
(株)三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	意 21	意 24	-	-	○
(株)EMCOM ホールディングス	-	意 24	-	-	非
(株)中国銀行	意 21	意 24	-	-	○
RSK ホールディングス(株) (旧山陽放送(株))	意 22	意 24	-	○	非
倉敷ファッションセンター(株)	意 23	○	○	○	非
倉敷市開発ビル(株)	意 23	○	○	○	非
くらしきシティプラザ東西ビル管理(株)	意 23	○	○	○	非
水島臨海鉄道(株)	意 23	○	○	○	非
岡山空港ターミナル(株)	意 23	○	-	○	非
井原鉄道(株)	意 23	○	○	○	非
(株)オービス	意 23	○	○	○	非
倉敷ケーブルテレビ(株)	意 23	○	○	○	非
玉島テレビ放送(株)	意 23	○	○	○	非

㈱エフエムくらしき	意 23	○	○	○	非
水島国際物流センター㈱	○	○	○	○	非
ふなおワイナリー(有)	○	○	○	○	非
倉敷まちづくり㈱	○	○	—	○	非
水島エコワークス㈱	○	○	○	○	非

(4) 指摘事項及び意見

①について

㈱みずほフィナンシャル・グループ、㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、㈱中国銀行は上場会社であるが、市保有の同社株式数の確認は配当金計算書にて行われている。

<意見 21 残高証明について>

保有株式の種類網羅性の観点から、上場会社の保有株式数は、証券会社等からの残高証明書にて行うことが望ましい。(公有財産活用室)

RSK ホールディングス㈱は平成 30 年 7 月 31 日をもって、株券不発行会社となった。株券不発行会社への移行に関する通知が市に届いており、株券は株主（市）で処分する旨記載されているが、株券が処分されていない。

<意見 22 株券不発行会社の株券について>

株券不発行会社の株券は処分し、株主名簿の記載に関する証明書を保管すべきである。(くらしき情報発信課)

出納室では各有価証券の所管部署からの依頼を受けて、大金庫にて株券を保管し、定期的に現物確認を行っている。大金庫に保管されている株券は 15 種類あり、株券枚数は 507 枚、株主名簿記載事項証明書 1 枚、株券不所持申出受理通知書 2 枚であり、後述する出資金等も合わせると、保管する枚数が多い。

<意見 23 株券等の管理について>

株券、出資証券等の効率的かつ効果的な管理を行うため、費用対効果を鑑み、株券、

出資証券の枚数に応じて、株券不所持制度の利用や、現物の封印を検討すべきである。なお、封印する場合は、例えば、5年に1度、定期に開封し確認する、株式に増減が生じた時に開封し確認する等の管理を行うべきである。(出納室、商工課、市街地開発課、交通政策課、情報政策課)

②について

(株)みずほフィナンシャル・グループ、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ、(株)EMCOMホールディングス、(株)中国銀行、RSKホールディングス(株)は取得時期が古いことや、旧市町村の合併による引継もあり、保有目的が明確になっていない。

この点、(株)EMCOMホールディングスは上述のとおり、法人の実態が確認できないことや、上場廃止により、市場取引ができない状況であり、処分もできない状況である。上場廃止前に、処分の可否を検討した事実は資料がなく不明であるが、同社の保有目的が明確になっていたのであれば、同社株式が市の保有目的から外れた時点で、適切に処分可能であったのではないかと考える。

<意見 24 株式の保有目的の明確化について>

市有財産である以上、保有目的が明確になっていない株式について、保有目的等を明確にしたうえで、保有・運用を行うべきである。(公有財産活用室、くらしき情報発信課)

I-5. 出資による権利

(1)概要

令和元年度末における市が保有する出資金は以下のとおりである。なお、「I-4. 有価証券」で記載したとおり、水島港国際物流センター(株)、ふなおワイナリー(有)、倉敷まちづくり(株)、水島エコワークス(株)は、市の「財産に関する調書」においては、「出資による権利」に記載しているが、本報告書では「I-4. 有価証券」に記載している。

また、出資による権利のうち、出えん金については、寄附に類するものと考えられるため、証書などの実査のみ監査手続を実施した。

(単位：千円)

区分	金額
岡山県信用保証協会出えん金	204,685
全国漁業信用基金協会岡山支所出資金	2,000
(一社)岡山県畜産協会寄託金	1,877
岡山県農業信用基金協会出資金	14,780
(公社)岡山県野菜生産安定協会出資金	1,170
(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団出えん金	26,205
(公財)岡山県林業振興基金出えん金	9,784
(一財)倉敷市船穂農業公社出えん金	50,000
(一財)倉敷市開発公社出資金	3,000
倉敷市土地開発公社出えん金	10,000
地方公共団体金融機構出資金	46,000
(公財)倉敷スポーツ公園出えん金	650,000
(公財)リバーフロント研究所出えん金	2,500
(一財)砂防フロンティア整備推進機構出えん金	230
(公財)岡山県下水道公社出えん金	—
(福)倉敷市総合福祉事業団出えん金	3,000
(公財)倉敷市保健医療センター出えん金	10,000
岡山県広域水道企業団出えん金	1,913,550
(公財)岡山県健康づくり財団出えん金	903
(公財)岡山県臓器バンク出えん金	1,502
(公財)岡山県動物愛護財団出えん金	7,040
(公財)倉敷市文化振興財団出えん金	300,000
(一財)スキーム音楽振興財団出えん金	5,252
(公財)倉敷市スポーツ振興協会出えん金	30,000
(公財)岡山県暴力追放運動推進センター出えん金	44,266
(公財)岡山県環境保全事業団出えん金	25,000
(公財)児島湖流域水質保全基金出えん金	23,000
(公財)岡山県郷土文化財団出えん金	10,504

(2)実施した手続き及び結果

出資による権利について以下の手続きを実施した。

- ①実査を行い、現物管理の適切性、実在性を確認した。
- ②取得背景、目的と実際の運用状況の整合性を確認した。

上記手続きを実施した結果は以下のとおりである。

- ・○：特段問題がないもの
- ・意：意見となるもの

区分	①	②
岡山県信用保証協会出えん金	意 25、26	
全国漁業信用基金協会岡山支所出資金	○	○
(一社)岡山県畜産協会寄託金	意 25	
岡山県農業信用基金協会出資金	意 25	○
(公社)岡山県野菜生産安定協会出資金	○	○
(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団出えん金	意 25	
(公財)岡山県林業振興基金出えん金	意 25	
(一財)倉敷市船穂農業公社出えん金	○	
(一財)倉敷市開発公社出資金	○	
倉敷市土地開発公社出えん金	○	
地方公共団体金融機構出資金	○	○
(公財)倉敷スポーツ公園出えん金	○	
(公財)リバーフロント研究所出えん金	○	
(一財)砂防フロンティア整備推進機構出えん金	意 25	
(公財)岡山県下水道公社出えん金	○	
(福)倉敷市総合福祉事業団出えん金	○	
(公財)倉敷市保健医療センター出えん金	○	
岡山県広域水道企業団出資金	○	○
(公財)岡山県健康づくり財団出えん金	意 25	
(公財)岡山県臓器バンク出えん金	意 25	

(公財) 岡山県動物愛護財団出えん金	意 25	
(公財) 倉敷市文化振興財団出えん金	意 25	
(一財) スキーム音楽振興財団出えん金	○	
(公財) 倉敷市スポーツ振興協会出えん金	○	
(公財) 岡山県暴力追放運動推進センター出えん金	意 25	
(公財) 岡山県環境保全事業団出えん金	○	
(公財) 児島湖流域水質保全基金出えん金	意 25	
(公財) 岡山県郷土文化財団出えん金	意 25	

(3) 指摘事項及び意見

出納室では出資・出えん金について、所管部署からの依頼を受けて、大金庫にて出資証券等を保管し、定期的に現物確認を行っている。大金庫に保管されている出資金証書、出えん金証書等は合計で 196 枚存在する。

特に、岡山県信用保証協会の出捐金証書は、旧市町村の合併による引継もあることから、証書が 120 枚もあり、証書自体が古く劣化しており（最も古い証書は交付日が昭和 29 年 3 月 31 日である。）、文字が薄れているものが確認された。

<意見 25 証明書等の封印について>

出資証券等の効率的かつ効果的な管理を行うため、複数枚となる証書等については、費用対効果を鑑み、現物の封印を検討すべきである。なお、封印する場合は、例えば、5 年に 1 度、定期に開封し確認する、金額等に増減が生じた時に開封し確認する等の管理を行うべきである。（出納室、商工課、農林水産課、土木課、保健課、生活衛生課、文化振興課、生活安全課、環境政策課、文化財保護課）

<意見 26 証書の再発行、証明書の入手について>

証書の枚数が多数になるもの、証書自体に劣化が生じているもの等については、証書の再発行、1 枚にまとめた出捐金証明書を入手する等、合理的かつ効率的な管理を行うべきである。（商工課）

I-6. 不動産の信託の受益権

(1)実績および概要

不動産の信託の受益権の過去5年間の推移は以下のとおりである。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
土地	1件	1件	1件	1件	1件
建物	1件	1件	1件	1件	1件

令和元年度末における市が保有する不動産の信託の受益権の内容は以下のとおりである。

受益権明細	所在	家屋番号
土地	玉島字川中大道西 1962 番 10	—
土地	玉島字川中大道西 1962 番 11	—
建物	同上	1962 番 11 の 1
建物	同上	1962 番 11 の 2
建物	同上	1962 番 11 の 3
建物	同上	1962 番 11 の 4
建物	同上	1962 番 11 の 5
建物	同上	1962 番 11 の 6
建物	玉島字川中大道西 1962 番 10	1962 番 10 の 1
建物	同上	1962 番 10 の 2
建物	同上	1962 番 10 の 3
建物	同上	1962 番 10 の 4
建物	同上	1962 番 10 の 5
建物	同上	1962 番 10 の 6

若者の定住人口増加に向けて大学誘致に取り組む中、平成8年4月に作陽音楽大学（平成9年4月に「くらしき作陽大学」に改称）、作陽短期大学音楽科が倉敷市玉島長尾に移転・開学することになった。

当時の玉島長尾には、単身者向けのアパートが少なく、音楽大学という性格上、防音やグランドピアノなどの荷重対策などの設備面の問題があった。

倉敷市土地開発公社は、くらしき作陽大学から直線距離で約 2 km の位置に土地を保有しており、くらしき作陽大学をはじめとする学生の生活の場となる学生村として活用することとなった。活用するにあたって、以下の理由から公有地信託を採用した。

- ・市が直接の事業主体として学生宿舎の建築・運営は困難である。
- ・現在の経済状況のもとで、用地を取得して事業実施するデベロッパーはいない。
- ・普通財産の貸付けは一時使用が原則であり、構築物等を設置する半永続的使用は認められない。
- ・公有地を売却すると、地価が顕在化することにより周辺地価に影響を与えるおそれがあるが、公有地信託にはこのような懸念はなく、地価抑制方針を堅持しつつ、公有地の有効利用を図ることができる。
- ・市の財政負担の軽減、事務の簡素化などによる省力化が期待できると同時に、民間のノウハウ活用により、プロジェクトの収益性を高めることができる。
- ・直接的な財政支出を伴うことなく、目的を達成できる。

信託財産状況報告書によれば、信託期間終了時点の令和 2 年 3 月 31 日において、総室数 240 室のうち 91.2% が入居している状況にあった。信託期間は 25 年間であり、令和 2 年 3 月 31 日に信託期間は終了し、令和 2 年 4 月 1 日に土地と建物が市に返還された。なお、当該土地と建物は令和元年度中に一般競争入札を行い、市が落札者と売買契約を締結し、令和 2 年 4 月 1 日に引き渡し済みである。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

Ⅱ. 物品

(1) 概要

物品の概要は、「第2章 4. 物品の概要」に記載している。

(2) 実施した手続き及び結果

以下の手続きを実施した。

- ①令和2年6月11日時点の財務会計システムに登録されている物品一覧より、サンプルを抽出し、令和2年7月2日に現物の有無を確認した。
- ②長期間使用がない等、物品の利用状況について確認した。

抽出したサンプルは以下のとおりである。なお、サンプルを抽出するにあたって、事前に抽出し通知したものの、現物調査時に抽出したものがあり、現物調査時に抽出したものは物品番号に○を付している。

所属 名称	設置 場所	物品番号	物品品名	取得年月日	金額 (千円)	検出 事項
スポーツ 振興課	中山体育 館	60026	放送設備	1983/11/5	578	①
		48533	冷蔵庫	1983/11/5	85	①
		○44983	彫刻	1985/3/29	2,005	—
	中山公園 体育館	○51343	ハンドボール	1982/3/31	350	—
美術館	—	43448	絵画・書	1980/10/16	1,930,250	—
		46526	除湿機	1984/3/28	73	—
		46530	除湿機	1984/3/28	73	—
		46531	除湿機	1984/3/28	73	—
		○57591	テレビジョン受 像機	1983/10/8	208	①
		○44990	彫刻	1996/5/21	6,500	—
		○103531	絵画・書	2010/1/29	300	—

人事課	206	40068	スライド映写機	1972/3/31	68	②
		60415	ビデオコーダー	1984/12/15	197	②
	職員研修所	40578	カセットレコーダー	1986/12/18	35	②
		○70054	ビデオテープ	1990/6/4	135	②
		○40539	オーバーヘッドプロジェクター	1991/3/28	119	②
		○70227	ビデオテープ	1994/1/10	129	②
倉敷公民館	倉敷北公民館	59923	レコードプレーヤー	1983/3/31	85	②
		57017	アンプ	1983/3/31	166	②
		55114	拡声機（スピーカー）	1983/3/31	114	②
		55115	拡声機（スピーカー）	1983/3/31	114	②
		60843	デッキ	1983/3/31	69	②
		60274	ステレオ	1983/3/31	42	②
		60275	ステレオ	1983/3/31	59	②
		○50117	ピアノ	1983/3/31	412	—
		○68518	運搬車	1997/3/14	30	—
水島支所・市民課	連島市民サービスコーナー	36913	レジスター	1986/11/29	382	—
自然史博物館	—	37116	タイプライター	1981/12/19	37	—
		37117	タイプライター	1984/3/29	69	—
		48536	冷蔵庫	1983/10/15	186	—
		○40211	写真機	1983/10/31	130	—
児島支所・総務課	—	47476	炊飯器	1983/9/20	270	①
		49552	冷凍庫	1983/9/20	400	①
		48285	湯沸器	1983/9/20	84	—

		48286	湯沸器	1983/9/20	69	①
		48447	湯茶冷却器	1983/9/20	56	①
		48530	冷蔵庫	1983/9/20	400	①
		48959	揚物機	1983/9/20	120	—
		49296	洗米機	1983/9/20	52	—
	児島支所・ 総務課	○52835	小型乗用車	1990/9/11	735	—
	4F 男子更 衣室	○34703	演台	1995/7/20	103	—
秘書課	302 (倉庫)	24562	スチール戸棚	1900/1/1	—	—
		43262	絵画・書	1995/3/31	600	—
		43263	絵画・書	1995/3/31	2,060	—
		43304	絵画・書	1997/2/20	1,400	—
		43798	絵画・書	2005/8/12	—	—
		43862	絵画・書	2005/10/12	2,000	—
		43863	絵画・書	2005/10/12	1,700	—
		120055	絵画・書	2014/4/1	2,500	—
		120056	絵画・書	2014/4/1	2,500	—
		○30602	整理箱	1981/3/31	90	—
		○30603	整理箱	1981/3/31	80	—
		○45221	びょう風	1981/3/31	900	—
		○45222	びょう風	1981/3/31	650	—
		○43263	絵画・書	1995/3/31	2,060	—
健康長寿 課	郷内憩の 家	48541	冷蔵庫	1985/1/12	89	①
		58576	電気按摩器	1985/1/12	85	—
		○58564	電気按摩器	1977/2/24	75	—
		○2149	片袖机	1977/2/25	9	—
		○10184	回転椅子	1977/2/25	2	①
		○63170	自転車運動訓練	1985/1/18	51	—

			器			
玉島池畝 会館	大会議室 倉庫 棚 下	60948	リモートコント ロール	1978/8/21	45	②
	大会議室 倉庫 棚 下	60408	ビデオレコーダ ー	1978/8/21	285	②
		60317	ビデオカメラ	1978/8/21	800	②
	大会議室 舞台	○39944	映写幕	1976/7/23	160	—
	ロッカー	○40196	写真機	1979/10/31	90	②
	2階南階段 前倉庫	○48043	ミシン	1989/8/30	40	②

検出事項①：現物が確認できなかったもの

検出事項②：長期間未使用のもの

検出事項となった物品について、一部写真等を掲載する。



玉島池畝会館 ミシン

カビが生えており、長期間未使用である。



倉敷公民館 レコードプレーヤー

長期間未使用である。

上表を集約すると以下のとおりである。

抽出種別	サンプル件数	検出事項①件数	検出事項②件数	検出事項合計
事前抽出	42 件	8 件	13 件	21 件
調査時抽出	25 件	2 件	5 件	7 件
合計	67 件	10 件	18 件	28 件

(3)指摘事項及び意見

物品に関する監査は、監査事務局が定期監査として行っており、適正を欠いた事例について、監査事務局通信（平成 20 年 7 月 1 日、平成 26 年 3 月 18 日、平成 29 年 1 月 17 日等）にて通知している。平成 29 年 1 月 17 日の監査事務局通信によれば、定期監査での指摘は年々減少し努力していることが伺えるが、依然として所在不明などの管理に適正を欠いた状況が見受けられる旨記載されている。今回の監査にて、監査人が抽出したサンプル 67 件のうち、検出事項がある件数は 28 件であり、依然として物品の管理に問題がある。

物品の現物調査は、少なくとも年に 1 度実施すべきであるが、物品の所管部署が現物調査を行った報告、全部署が現物調査を実施したことの確認が行われていない。監査事務局の定期監査等で物品管理の指摘が継続している以上、各部署が物品調査を適切に実施したかどうかを集約管理していない現在の体制には問題がある。

<指摘事項 21 物品調査のマニュアルの作成について>

物品調査においては、物品調査の実施方法、最低限確認する項目などを記載したマニュアルを作成し、各部署で実施する現物調査について、全庁統一的な方法で行うとともに、一定の水準を保つべきである。

<指摘事項 22 物品調査の報告と取りまとめについて>

年に 1 度は各部署で物品の現物調査を実施し、現物調査を実施したリストを作成すべきである。また、各部署全てが漏れなく年に 1 度現物調査を実施したことを確認する部署（例えば監査事務局）を定め、現物調査を実施したリストは当該確認部署に提出する体制とすべきである。

<指摘事項 23 現物のない物品について>

現物のない物品は、財務会計システムから削除すべきである。

<意見 27 使用見込みのない物品について>

物品の現物調査においては、現物の有無の確認のみならず、長期間使用されていないもの、今後使用見込みのないもの等の確認も行い、長期間未使用であり、今後使用見込みがないものはリスト化し、他課でも使用見込みがないことを確認の上、売却・廃棄等の処分を行うべきである。

Ⅲ. 債権

1. 住宅新築資金等貸付金

(1) 制度の概要

住宅新築資金等貸付金は、同和対策事業として、小集落の居住環境改善を図るため、個人に対し低金利で資金を貸し付けたものである。これは、厚生省（当時）が所管していた世帯厚生資金の住宅改修事業を前身とし、昭和 41 年度に建設省住宅局に所管を移し発足した貸付事業に端を発し、逐次貸し付け対象が拡大されたものである。

市では、従前の条例を廃止して、昭和 51 年 12 月 20 日付で倉敷市住宅新築資金等貸付条例を制定し、昭和 51 年度から地域改善対策特定事業として、地区住民の住環境の整備、改善を図ってきた。その後、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成 9 年 3 月 31 日限りでその効力を失い、国の定める住宅新築資金等貸付制度の適用を受けなくなったので、市において平成 8 年度末で条例を廃止し、貸付を終了した。

(2) 実績

過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

年度		年初債権額・ 件数	年度中の増	年度中の減	年度末債権額・ 件数
平成 27 年度	件数	45	—	12	33
	金額（千円）	38,336	—	13,388	24,947
平成 28 年度	件数	33	—	20	13
	金額（千円）	24,947	—	9,434	15,512
平成 29 年度	件数	13	—	2	11
	金額（千円）	15,512	—	4,815	10,697
平成 30 年度	件数	11	—	—	11
	金額（千円）	10,697	—	4,373	6,324
令和元年度	件数	11	—	5	6
	金額（千円）	6,324	—	3,679	2,644

上表は返済予定通りの調定額に基づく異動を示している。したがって当年度の減少には滞納の場合も含めた調定額である。平成 8 年度末で条例が廃止されたことにより、新規の増加はない。

過去 5 年間の滞納債権の状況は以下のとおりである。

年度		年初債権額・ 件数	年度中の増	年度中の減	年度末債権額・ 件数
平成 27 年度	件数	261	—	14	247
	金額（千円）	699,115	7,781	26,924	679,973
平成 28 年度	件数	247	—	10	237
	金額（千円）	679,973	6,063	13,217	672,818
平成 29 年度	件数	237	—	8	229
	金額（千円）	672,818	3,218	17,223	658,813
平成 30 年度	件数	229	—	8	221
	金額（千円）	658,813	2,776	12,744	648,846
令和元年度	件数	221	—	2	219
	金額（千円）	648,846	1,817	7,065	643,598

償還計画額のうち、87.1%が回収済みであるが依然 12.8%の滞納が残っている。近年は延滞債権の回収額が漸減し、特に令和元年は回収額が少ない結果となった。

滞納債権に対しては、債務者・保証人等に対して分納誓約等で債務承認を取り付け、遅れながらも返済支払いを受けているケースが多い。

また、市は今後の取り組みとして、債務者本人のみならず、相続人や連帯保証人にも請求する等の取り組みにより引き続き回収を図っていく考えである。

市は滞納者について、その滞納理由ごとに管理を行っているが、その区分については調査実施時点（～平成 28 年度）の情報から現況へのアップデートが不十分であるものの、今後の回収努力の中で回収率を上げる取り組みの一環として情報の更新を行っていく予定である。

また、過去には悪質なケースに限って訴訟等の法的手続きを採ってきたが近年では十分に行われている状況にない。このような状況は、特に平成 30 年 7 月豪雨のあった平成 30 年度以降、災害対応業務に追われたことで住宅課の業務がひっ迫し、回収業務

全体がリソース不足に陥っていたことによる。これに加え、債務者本人の高齢化の進行にも直面していることから、前述のとおり回収業務の取り組み強化が必要と考えられている。

(3) 指摘事項及び意見

滞納債権の回収業務において、債務者情報のアップデートが追いついていない状況にある。当制度が平成 8 年度で廃止されてから既に 20 年以上が経過しており、債務者が高齢化する他、その生活状況にも著しい変化が生じている可能性が高く、今後も生活環境の変化が進行していく。

さらに債務者の高齢化や相続による債務の承継は、債務者の態度の硬化を招く可能性があり、回収業務をより一層困難なものにさせる可能性がある。このような状況で債務者の属性がアップデートされていないことは、適時な対応をますます難しくさせ滞納債権の回収に支障をきたす結果となる。

平成 30 年 7 月豪雨により住宅課の業務がひっ迫していた状況はやむを得ないものの、今後、法的手続きも含めた債権回収の取組強化を行わないと、不測の不納欠損が今以上に生じる可能性が高まるといえる。

<意見 28 債務者情報の更新について>

債務者情報について、延滞債権の回収業務の一環の中で適宜に更新を行い、債権回収を進めるべきである。

<意見 29 回収業務の外部委託の検討について>

滞納債権の債務者の状況が回収を困難とさせる状況にある事案、特に法的措置をとるべき案件については、弁護士等の債権回収の専門家に対して成功報酬などの形での外部委託を行い、回収を図ることを検討すべきである。

また、今後法的手続きが必要となるなど債権回収が困難になることが予想されるような事案についても同様に、困難になる前に外部委託を行うことを検討すべきである。

2. 環境改善資金貸付金

(1) 制度の概要

環境改善資金貸付金は、倉敷市環境改善資金貸付規則（昭和 54 年 8 月 20 日制定）に基づく貸付制度であり、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく事業の対象者であって、水道、電話又はガス（プロパンガスを含む。）の整備に要する費用を必要とする世帯に対して 20 万円以内を貸し付けるものである。

(2) 実績

環境改善資金貸付金は、昭和 62 年度末で廃止されているため新規の増加はない。

過去 5 年間の滞納債権の状況は以下のとおりである。

年度		年初債権額・ 件数	年度中の増	年度中の減	年度末債権額・ 件数
平成 27 年度	件数	2	—	—	2
	金額（千円）	296	—	10	286
平成 28 年度	件数	2	—	—	2
	金額（千円）	286	—	—	286
平成 29 年度	件数	2	—	—	2
	金額（千円）	286	—	—	286
平成 30 年度	件数	2	—	—	2
	金額（千円）	286	—	—	286
令和元年度	件数	2	—	—	2
	金額（千円）	286	—	—	286

上記のとおり、滞納債権があるため、市は引き続き回収業務を行っていくこととなっている。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

3. 浴そう設置資金貸付金

(1) 制度の概要

浴そう設置資金貸付金は、倉敷市浴そう設置資金貸付条例（昭和 48 年 9 月 28 日制定）に基づき、経済的理由により浴そうの設置が困難である同和対策向け住宅に居住する者に対して、浴そうの設置に要する資金を貸し付ける制度である。資金の貸付限度は 8 万円となっている。

(2) 実績

浴そう設置資金貸付金は、昭和 62 年度末で廃止されているため新規の増加はない。

過去 5 年間の滞納債権の状況は以下のとおりである。

年度		年初債権額・ 件数	年度中の増	年度中の減	年度末債権額・ 件数
平成 27 年度	件数	9	—	1	8
	金額（千円）	199	—	27	172
平成 28 年度	件数	8	—	—	8
	金額（千円）	172	—	39	133
平成 29 年度	件数	8	—	1	7
	金額（千円）	133	—	24	109
平成 30 年度	件数	7	—	—	7
	金額（千円）	109	—	—	109
令和元年度	件数	7	—	—	7
	金額（千円）	109	—	—	109

上記のとおり、滞納債権があるため、市は引き続き回収業務を行っていくこととなっている。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

4. 下水道受益者負担金

(1) 制度の概要

下水道受益者負担金は倉敷市下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、下水道が利用できるようになった土地の所有者に対して、建設費の一部として、その土地に対して1回のみ負担させるものである。なお、当該条例は都市計画法第75条及び地方自治法第224条を根拠としたものである。

市では以下のように負担額が決定される

$$\text{下水道受益者負担金} = 1 \text{ m}^2 \text{あたり } 87 \text{ 円} \times \text{土地の面積}$$

下水道受益者負担金は下水道処理開始の告示日の翌年度に一度だけ賦課され、3年間にわたる分割納付、または一括で負担することとなる。

延滞が生じた場合、納期限から30日以内に督促状を送付する。それでも支払いがない場合には催告書の送付を行う。これにも応じない場合は戸別訪問・電話での催告を行うこととなっている。

下水道受益者負担金を徴収する権利については、都市計画法第75条第7項及び地方自治法第236条において、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効により消滅することとされている。

(2) 実績

過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	前年度末債権額	年度中の増	年度中の減	年度末債権額
平成27年度	66,352	53,608	44,680	75,280
平成28年度	75,280	49,272	48,476	76,076
平成29年度	76,076	36,508	51,440	61,144
平成30年度	61,144	36,854	42,883	55,115
令和元年度	55,115	29,428	36,688	47,855

過去5年間の現年分の収納実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収入未済額	回収率(%)
平成27年度	81,446	79,446	2,000	97.5
平成28年度	79,112	77,779	1,333	98.3
平成29年度	58,807	57,535	1,271	97.8
平成30年度	57,375	55,837	1,538	97.3
令和元年度	46,421	44,744	1,677	96.4

(注) 平成29年度以前は翌年度5月末までの出納整理期間を含んだ額

過去5年間の滞納債権の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	年初滞納残高	調定異動	収納額	不納欠損額	現年分収入未済	還付未済	年度末滞納残高
平成27年度	10,112	—	2,475	1,217	2,000	5	8,426
平成28年度	8,426	—	1,336	1,416	1,333	0	7,007
平成29年度	7,007	-95	782	1,354	1,271	1	6,048
平成30年度	6,048	—	757	1,463	1,538	4	5,370
令和元年度	5,370	—	1,205	1,093	1,677	-	4,749

毎年100万円以上の不納欠損が生じている状況ではあるが、市の現年収納率は97%前後で推移しており、他市における現年収納率の状況は概ね95%を上回る水準の自治体が多く、市の現年収納率は問題がある水準ではない。

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

5. 母子金庫資金貸付金

(1)制度の概要

母子家庭及び寡婦等の生活安定に資するため、配偶者のない女子で現に 20 歳未満の子を扶養しているもの及び寡婦等に対して、以下の場合に資金を貸し付けるため、公益社団法人倉敷市シルバー人材センターに貸付金を貸し付けるものである。

- ・母子家庭の母及び寡婦等の子が小学校、中学校、高等学校、大学（短大を含む。）又は専修学校に入学しようとする場合、その準備に要する資金
- ・母子家庭の母及び寡婦等の生活の安定を維持するために必要な緊急資金

(2)実績

債権の貸付回収の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
期首残高	1,000	1,000	500	500	-
新規貸付金額	1,000	500	500	500	500
回収金額	1,000	1,000	500	1,000	-
期末残高	1,000	500	500	-	500
期末残高のうち、滞留額	-	-	-	-	-

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

6. 生活保護費返還金

(1) 制度の概要

生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。

生活保護費返還金は、生活保護費が支給されたのちに、以下の状況において生じる債権である。

① 生活保護法第 63 条返還金

被保護者が、年金受給権等の資力はあるにも関わらず、急迫のため生活保護を受給した場合に、当該資力が現金化された後、支給した保護費の範囲内の額を返還させるものである。これは、被保護者に不当に受給しようとする意志がなかったが届出または申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない事情が認められる場合、市及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明した場合、または市が資力なしと誤認して保護を決定した場合や保護金額を誤って高額に決定した場合に生じるものである。

② 生活保護法第 78 条徴収金

被保護者が、就労収入があるにも関わらず無収入であると届け出るなど、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人に保護を受けさせた場合に、その不正に受給した保護費の全部または一部を徴収するものである。さらに、不正受給の返還であるから損害追徴の性格を有するため、支給額の全部または一部の徴収に加えて、徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収することができることとされている。

(2)実績

(ア) 生活保護費返還金の過去5年間の実績は以下のとおりである。

年度	前年度末 (千円/件数)		年度中の増 (千円/件数)		年度中の減 (千円/件数)		本年度末 (千円/件数)	
	平成27年度	208,597	473	125,602	654	121,086	638	213,113
平成28年度	213,113	489	158,241	712	139,563	654	231,790	547
平成29年度	231,790	547	249,842	867	240,610	846	241,022	568
平成30年度	241,022	568	145,804	848	152,162	823	234,663	593
令和元年度	234,663	593	166,100	856	161,472	834	239,291	615

(イ) 第63条返還金の実績

年度	前年度末 (千円/件数)		年度中の増 (千円/件数)		年度中の減 (千円/件数)		本年度末 (千円/件数)	
	平成27年度	39,410	155	79,523	300	76,712	296	42,220
平成28年度	42,220	159	109,368	382	95,356	328	56,232	213
平成29年度	56,232	213	173,699	537	162,645	498	67,286	252
平成30年度	67,286	252	118,828	524	113,141	480	72,973	296
令和元年度	72,973	296	122,852	501	122,472	484	73,354	313

(ウ) 第78条徴収金の実績

年度	前年度末 (千円/件数)		年度中の増 (千円/件数)		年度中の減 (千円/件数)		本年度末 (千円/件数)	
	平成27年度	169,187	318	40,162	139	38,457	127	170,892
平成28年度	170,892	330	41,728	118	37,063	114	175,557	334
平成29年度	175,557	334	67,932	107	69,753	125	173,735	316
平成30年度	173,735	316	19,181	97	31,227	116	161,689	297
令和元年度	161,689	297	35,342	97	31,095	92	165,937	302

(イ) 第63条返還金と(ウ) 第78条徴収金の合計額が(ア) 生活保護費返還金と一致しないのは、(ア) 生活保護費返還金の実績には過誤払い金に係る金額が含まれる

ためである。過誤払い金は、給付が前払いであるため受給者の死亡等により過誤となったことにより生じるものである。また、当年度の減少額は当該年度における調定額を示しており、返還および徴収を受けた金額の他、滞納発生額を含んでいる。

生活保護費返還金の滞納分に関する過去5年間の実績は以下のとおりである。

年度	前年度末 (千円/件数)		年度中の増 (千円/件数)		当年度の減 (千円/件数)		本年度末 (千円/件数)	
平成27年度	241,322	1078	28,688	242	28,910	287	241,100	1033
平成28年度	241,100	1033	27,478	301	33,002	260	235,576	1074
平成29年度	235,576	1074	25,463	284	36,076	199	224,963	1159
平成30年度	224,963	1159	32,089	323	42,814	295	214,238	1187
令和元年度	214,238	1187	32,206	345	29,563	344	216,881	1188

この実績は第63条返還金、第78条徴収金及び過誤払い金に関する延滞債権の合計である。

市は債権事務処理マニュアルを定め、生活保護費返還金の回収事務を行っている。第63条返還金、第78条徴収金とも返還・徴収の決定後、返還金・徴収金の納入を通知した日から5年を経過した日に時効が完成し、年度末において不納欠損処理されることとなる。市は、履行延期の処分決定により履行期限を延長したり、督促による時効の中断を行ったりすることにより延滞分についても返還・徴収に努めている。

しかしながら、返還義務者・徴収対象者が生活困窮のために返還・徴収が不納なまま時効が完成したり、居所不明のまま5年が経過し時効が完成したりした場合や、裁判所より免責の決定がなされた場合などを主な原因として、年度末に不納欠損処理が行われることとなる。

不納欠損処理の過去5年の実績は以下のとおりである。

年度	不納欠損額及び件数 (千円/件数)	
平成27年度	20,404	175
平成28年度	16,071	142
平成29年度	26,119	143

平成 30 年度	33,101	159
令和元年度	15,013	147

この実績は第 63 条返還金、第 78 条徴収金及び過誤払い金に関する不納欠損額の合計である。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

7. 災害援護資金貸付金

(1) 制度の概要

平成 30 年 7 月豪雨により、世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、生活立て直しのため、家財の買い替え、住宅の修理等を行う場合に「災害援護資金」を貸し付ける制度である。

a 対象者

次の i ~ iii の全てに該当する世帯の世帯主

- i 被災日時時点で、倉敷市内に居住の世帯
- ii 平成 30 年 7 月豪雨により次のいずれかの被害を受けた世帯
 - ア 世帯主の負傷
 - イ 家財の 1/3 以上の損害
 - ウ 住居の半壊、大規模半壊、又は全壊
- iii 世帯の平成 29 年分の総所得額が次に定める額未満の世帯

世帯人数	市民税における平成 29 年中の総所得金額等	
1 人	220 万円	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、世帯人数に関わらず 1,270 万円とする。
2 人	430 万円	
3 人	620 万円	
4 人	730 万円	
5 人以上	1 人増えるごとに 730 万円に 30 万円を加算した額	

b 貸付限度額

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯の負傷なし	世帯が負傷し療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合
家財および住居に損害なし	-	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)
住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円
住居の全体が滅失、流失等	350万円	

(注) 被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別な事情がある場合には () 内の額となる。

c 貸付条件

- ・貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
- ・据置期間 3年 (全壊等の場合は5年)
- ・償還期間 10年 (据置期間含む)

(2)実績

債権の貸付回収の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
期首残高	/			-	225,800
新規貸付金額				225,800	35,790
回収金額				-	9,000
期末残高				225,800	252,590
期末残高のうち、滞留額				-	-

平成 30 年度は 84 件、令和元年度は 14 件貸付を行っている。令和元年度の回収は繰上返済によるものである。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

8. 市民税特別徴収分

(1) 制度の概要

個人市民税の特別徴収は、当年度に翌年度 5 月までの向こう 1 年分の納付税額の確定（賦課決定）を行っている。当年度 6 月から 3 月分は当年度に税収入の計上（歳入の調定）を行い、翌年度に調定される翌年度 4 月、5 月分は「財産に関する調書」に計上している。

(2) 実績

債権の実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度中の増	2,925,378	3,095,948	3,144,791	3,131,191	3,256,569
年度中の減	2,821,418	2,925,378	3,095,948	3,144,791	3,131,191
年度末債権額	2,925,378	3,095,948	3,144,791	3,131,191	3,256,569

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

9. ぐらしきシティプラザ東ビル管理組合法人貸付金

(1) 制度の概要

ぐらしきシティプラザ東ビルは、JR 倉敷駅南口の東西に位置するぐらしきシティプラザのうち東に位置するビルであり、昭和 55 年に開業している。以来三越倉敷店が入居してきたが、平成 17 年に三越倉敷店が閉店し、空き状態となっていた。そこへ平成

20年3月に天満屋倉敷店が移転開業することとなったが、その際の東ビルの追加改修工事にかかる費用682,500千円について、くらしきシティプラザ東ビル対策会議（以下、対策会議）からの支援要請により、市がくらしきシティプラザ東ビル管理組合法人（以下、管理組合法人）に低利での貸し付けを行ったものである。貸付条件は以下のとおりである。

- ・貸付元本額： 682,500,000 円
- ・貸付期間： 平成20年3月24日から平成35年（令和5年）3月31日
- ・貸付利率： 1.0%

(2)実績

過去5年間の実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

	前年度末債権額	年度中の増	年度中の減	本年度末債権額
平成27年度	392,889	—	49,111	343,778
平成28年度	343,778	—	49,111	294,667
平成29年度	294,667	—	49,111	245,556
平成30年度	245,556	—	49,111	196,444
令和元年度	196,444	—	49,111	147,333

（注）債権額は元利合計債権金額である。

当貸付金は、平成20年1月31日に起案書が作成され同年2月6日に決裁されている。これはテナントである天満屋株式会社から、前年12月になって管理組合法人が財政的に支払えないものについて突如対策会議に対し支援要請があり、対策会議から市に1月31日付で要望書が提出されたためである。天満屋倉敷店の開業が同年3月に迫る中、直前になって追加的にかかった改修費、しかも多額の金額について突如として市に支援要望があり、市は市街地の中心である倉敷駅前の活性化や公益的観点から、管理組合法人からの強い要請を受け入れた形となり補正予算でこれを支出した。

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

10. 土地開発公社事業資金貸付金

(1) 制度の概要

倉敷市土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として設立された。

平成 27 年度以前、公社は公共用地の取得等の目的で、一般金融機関から借入を行っており、借入に伴う利子を市が負担していた。この負担を軽減するため、平成 28 年度より、市が公社に対して無利子による貸付を行っている。

(2) 実績

債権の貸付回収の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
期首残高		-	300,000	600,000	600,000
新規貸付金額		300,000	300,000	-	300,000
回収金額		-	-	-	-
期末残高		300,000	600,000	600,000	900,000
期末残高のうち、滞留額		-	-	-	-

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

11. 柳井原地域産地化支援事業運営資金貸付金

(1) 制度の概要

柳井原地区について国の小田川合流地点付替え事業の施行に伴い、現耕作地での耕作が令和元年度以降できなくなる。特産品である金時人参・大根の産地を守り、

更なる生産振興を図るとともに、現在の生産者がすみやかに新たに整備される農地で営農を再開できるよう、畑地整備を実施している。本事業に先立ち、一般財団法人船穂農業公社が整備用地を取得するために貸付を行っている。

(2)実績

債権の貸付回収の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
期首残高	-	-	101,553	102,271	103,915
新規貸付金額	-	130,000	718	1,644	498
回収金額	-	28,446	-	-	-
期末残高	-	101,553	102,271	103,915	104,414
期末残高のうち、滞留額	-	-	-	-	-

ほ場整備事業は平成 27 年度に開始され令和 4 年度に終了する予定であり、令和 6 年 6 月 30 日に償還予定である。令和 2 年 6 月 15 日時点で、農地面積 101,080 m²のうち 68,150 m² (67.4%) が売買契約の覚書を結んでいる。

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

12. ふなおワイナリー貸付金

(1)制度の概要

ふなおワイナリー有限会社は、平成 16 年に旧船穂町（現倉敷市船穂地区）が、マスカットを原料としたワインの製造販売を行うことで、農業所得の向上を図ることを目的として設立した第 3 セクターである。市の出資比率は 53.3% である。ワイン用マスカットの栽培及びワインの製造販売などを主として営んでいる。

平成 29 年度に、同社が製造したワインについて、出荷済商品の自主回収を要する事案が発生した。そのため、同社の資金不足が予想され、市が貸付を行うこととなった。

貸付条件は以下のとおりである。

- ・貸付期間 貸付日から 10 年間
- ・償還方法 元金償還猶予 3 年間後元金均等返済
- ・貸付金利 0.01%

(2)実績

債権の貸付回収の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
期首残高	-	-	-	22,702	22,702
新規貸付金額	-	-	22,700	-	-
回収金額		-	-	2	2
期末残高	-	-	22,700	22,700	22,700
期末残高のうち、滞留額	-	-	-	-	-

(3)指摘事項及び意見

年度途中の損失補填の貸付であることから目間流用とし、貸付時には地方自治法上議決を得る必要はないとのことである。なお、ふなおワイナリー有限会社の決算書には同貸付の内容について記載されており、決算書は決算特別委員会の承認を受けている。

<意見 30 貸付金の回収可能性について>

緊急性のある案件と考えられるものの、民間金融機関からではなく市からの貸付が必要となったこと、会社規模に照らして借入金が多いことから、今後の回収可能性に留意が必要である。また、返済条件の変更が必要になることも想定され、会社の事業計画とその進捗について慎重な検討が求められる。

IV. 基金

1. 倉敷市財政調整基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：財政課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市財政調整基金の設置, 管理および処分に関する条例
設置年月日	昭和 43 年 6 月 27 日
設置目的	地方財政法の趣旨により、年度間の財源を調整し、翌年度以降における財政の健全なる運営に資するため。
基金が充当される事業の概要	(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。 (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により、生じた経費の財源に充てるとき。 (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。 (5) 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	一般会計とのバランスをとりつつ、国債の売却

	等による基金の運用収益を積み立てる。 一般会計における剰余金を積み立てる。
基金の取崩方針	予算編成において、国県補助金や市債等を計上した上で不足する財源として取崩す。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	1,905,278	1,121,000	10,328,904	
平成 28 年度	3,302,469	2,720,000	10,911,374	
平成 29 年度	2,508,362	2,350,000	11,069,736	
平成 30 年度	2,704,000	4,520,000	9,253,736	
令和元年度	3,407,753	1,930,000	10,731,490	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用益	7,753 千円
一般会計の剰余金	3,400,000 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩	1,930,000 千円

一般的に財政調整基金残高は標準財政規模（※）の10%を目標残高と設定している自治体が多い。市は特段の標準財政規模に対する財政調整基金残高の目標値は定めていないものの、各中核市の財政調整基金残高と市の財政調整基金残高を比較検討している。

中核市の平均値と市の値は以下のとおりであり、市は概ね平均的な数値であるとと

もに、標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合は、10.0%である。

(※) 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額

(単位：千円)

	住民基本台帳人口	財政調整基金残高	1人あたり財政調整基金残高	標準財政規模	標準財政規模に対する財政調整基金の割合
中核市平均	369,590人	8,619,310	23.3	79,996,976	10.8%
市	481,542人	10,731,490	22.3	106,994,822	10.0%

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

2. 倉敷ふるさと応援基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：財政課 運用：出納室 ふるさと納税に関する事務：税制課
根拠例規	倉敷ふるさと応援基金条例
設置年月日	平成20年9月30日
設置目的	ふるさと倉敷を応援したいという思いのもとに寄せられた寄附金を、本市のまちづくりの施策に要する経費の財源に充てるため。
基金が充当される事業の概要	以下の使い道に利用される。 ・歴史と文化の町並みを保存するまち倉敷 ・よい子を健やかに育むまち倉敷 ・さりげない暮らしの向こうに幸せが見えるま

	ち倉敷 ・快適な暮らしを守るまち倉敷 ・自然と人が共生し健全で恵み豊かな環境のまち倉敷 ・魅力と個性を活かした文化・スポーツ・産業のまち倉敷
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	当年中（1月～12月）に受領したふるさと納税の寄附金を積み立てる。
基金の取崩方針	前年度に積み立てた全額を取崩し、寄附の際に指定されたまちづくりメニューに充当する。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	88,238	29,074	92,879	積立（寄附金 88,161 千円、運用益 76 千円）
平成 28 年度	45,287	84,293	53,873	積立（寄附金 45,194 千円、運用益 92 千円）
平成 29 年度	47,703	50,036	51,540	積立（寄附金 47,668 千円、運用益 35 千円）
平成 30 年度	167,468	47,817	171,191	積立（寄附金 167,452 千円、運用益 15 千円）
令和元年度	91,098	162,583	99,706	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
寄附金	90,984 千円
運用益	113 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩	162,583 千円

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

(単位：千円)

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
日本遺産推進事業 伝統的建造物群保存事業 伝統美観地区修景事業 井上家住宅保存修理事業	89,851	35,028	39.0%
子育て広場開設事業 地域連携による学校支援事業 郷土くらしきを大切にする 心育成プロジェクト事業	39,365	16,654	42.3%
障がい者や高齢者にやさしい 公共施設改修事業 社会参加促進事業 【20 節扶助費を除く】	77,207	4,105	5.3%
自主防災組織育成事業費 【届出避難所・防災士育成講座 を除く】 災害予防経費（防災力強化事業）	115,988	24,175	20.8%

災害予防経費（コミュニティFM難聴解消）			
国立公園管理運営費	34,309	9,825	28.6%
倉敷国際トライアスロン大会実施事業 地産地消推進事業	20,487	6,141	30.0%
洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業 いきいきふれあいフェスティバル実施事業 子育て支援関連事業 「子育て」情報発信強化事業 グラウンドゴルフ場管理運営費 観光客誘致事業 学力向上支援事業	184,867	66,656	36.1%

ふるさと納税受入金額及び件数【A】

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受入金額	85,755	42,722	45,296	544,651	97,167
件数	1,841件	774件	964件	22,207件	2,390件

平成30年度は、平成30年7月豪雨に対する寄附金が多額であり、他自治体による災害支援代理受付分（10,735件、212,027千円）を含む。

ふるさと納税に係る寄附金税額控除（市民税額）【B】

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
税額控除額	29,864	151,636	263,929	340,946	443,596

ふるさと納税の受入金額と寄附金税額控除の差額【A-B】

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
差額	55,890	-108,914	-218,633	203,705	-346,428

(3)指摘事項及び意見

市のふるさと納税のポータルサイトは、監査実施時点でふるさとチョイス及びふるさとぷらすである。平成 29 年 9 月よりふるさとチョイス、令和 2 年 7 月よりふるさとぷらすの利用を開始しており、プロポーザルを経て株式会社 JTB に業務委託をしたものである。

<意見 31 ふるさと納税のポータルサイトについて>

市は、ポータルサイトの導入当初から令和元年度まで、1 つのポータルサイトしか利用していなかった。現在では、数多くのポータルサイトがインターネット上に存在しており、その中には一般に利用頻度が高いとされるサイトが複数ある。市の認知度を高め、ふるさと納税を推進するため、複数のポータルサイトの活用を進めるべきである。

また、どのポータルサイトを經由して寄附がなされているのか、返礼品の傾向、寄附者による寄附金の使い道の選択の傾向など多面的な分析をすべきである。

3. 倉敷市清掃施設整備基金

(1)基金の概要

所管部署	管理：一般廃棄物対策課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市清掃施設整備基金条例
設置年月日	平成元年 3 月 10 日
設置目的	清掃施設の整備の円滑な推進を図り、もって一般廃棄物の適正な処理と生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため。
基金が充当される事業の	清掃施設（ごみ焼却処分場、埋立最終処分場、リ

概要	サイクル施設等) の整備に係る事業に充当
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	一般会計歳入歳出予算に計上された額を積立てる。
基金の取崩方針	清掃施設整備のため、必要に応じて取崩しを行う。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

当基金の積立ておよび取崩しについては、一般会計の予算状況を考慮して判断される。当基金の対象事業は通常、例えば焼却施設の建設のように一度支出が出る場合には多額の予算が費やされる事業であるため、多額な支出の計画に備えて一般会計から当基金へ資金を保全する機能を果たしている。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	820	-	1,563,189	積立（運用利子 820 千円）
平成 28 年度	201,289	-	1,764,479	積立（一般からの繰入 200,000 千円、運用益 1,289 千円）
平成 29 年度	301,169	-	2,065,648	積立（一般からの繰入 300,000 千円、運用益 1,169 千円）
平成 30 年度	644	169,000	1,897,293	積立（運用益 644 千円） 取崩（新ごみ処理施設整備事業 4,000 千円充当、

				白楽町ごみ焼却処理場 解体・整備事業 34,000 千円充当、保管焼却灰処 理事業 131,000 千円充 当)
令和元年度	1,277	—	1,898,571	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用益	1,277 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
なし	—

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

(単位：千円)

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
白楽町ごみ焼却処 理場解体・整備事 業	604,452	—	0%
新ごみ処理施設整 備事業	77,908	—	0%
汚泥再生処理セン ター整備事業	24,687	—	0%
保管焼却灰処理事 業	908,749	—	0%

令和元年度において、対象事業についてはすべて一般財源で実施している。当基金では施設整備に係る多額の支出に備えるために、一般財源から積立てを行い、実際に

施設整備が行われる際にこれを充当して支出の一部に充てることを計画している。

市では、市に4つあるごみ焼却処理施設のうち令和6年度末に稼働停止する倉敷西部清掃工場及び市との事業契約が終了する水島エコワークスの2施設に代わる施設として、新たにごみ焼却処理施設の整備が必要となっている。また、市の主要な粗大ごみ処理施設である東部粗大ごみ処理場が供用開始から26年経過しており、新施設の整備が必要な状況である。このため、市は新たにごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等を整備し、市内のごみ処理を円滑かつ安定的に行うことを計画している。

(仮称)倉敷西部クリーンセンター整備運営事業(令和3年度～令和26年度)については、総事業費384億円(うち建設費206億円)が予定されている(なお、国からの交付金も見込まれている)。このような事業に対して当基金で積立てられた資金が充当される予定である。

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

4. 倉敷市学校施設整備基金

(1)基金の概要

所管部署	管理：教育施設課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市学校施設整備基金条例
設置年月日	平成23年2月22日
設置目的	市の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため。
基金が充当される事業の概要	学校の施設(土地、建物、設備、大型の工作物等)の整備。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	受領した寄附金及び基金の運用収益を積立てる。
基金の取崩方針	将来の財源不足に備え、可能な限り基金の取崩

	しは行わず、基金残高の温存に努める予定である。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	1,146	10,000	1,815,053	積立（運用益 1,146 千円） 取崩（通学路防犯カメラ設置事業充当）
平成 28 年度	201,440	-	2,016,494	積立（運用益 440 千円、一般からの繰入 201,000 千円）
平成 29 年度	201,349	1,000	2,216,843	積立（運用益 1,349 千円、一般からの繰入 200,000 千円） 取崩（通学路防犯カメラ設置事業充当）
平成 30 年度	691	100,000	2,117,535	積立（運用益 691 千円） 取崩（小学校費 10,000 千円、幼稚園費 10,000 千円、新共同調理場整備事業 80,000 千円）
令和元年度	1,426	-	2,118,961	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用益	1,426 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
なし	—

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
小学校校舎建設事業	568,288 千円	—	0%
小学校施設整備事業	3,101,483 千円	—	0%
中学校校舎建設事業	118,709 千円	—	0%
中学校施設整備事業	384,458 千円	—	0%
西中学校木造校舎保全事業	329,373 千円	—	0%
高等学校施設整備事業	43,200 千円	—	0%
特別支援学校施設整備事業	5,230 千円	—	0%
幼稚園施設整備事業	90,299 千円	—	0%
幼稚園園舎建設事業	164,261 千円	—	0%
認定こども園施設整備事業	33,441 千円	—	0%
学校施設災害復旧事業	1,761,495 千円	—	0%

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

5. 倉敷市産業廃棄物適正処理基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：産業廃棄物対策課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市産業廃棄物適正処理基金条例
設置年月日	平成 15 年 4 月 1 日
設置目的	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため
基金が充当される事業の概要	<p>①産業廃棄物の適正処理の推進（市の取組みを推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視体制の充実、強化により、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の不適正処理を防止する事業 ・法令説明会や会議などへの参加により、産業廃棄物の適正処理推進に必要な情報や知見を入手する事業 <p>等</p> <p>②産業廃棄物の意識の改革（市民の取組みを推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習や環境教育の実施により、市民等の循環型社会形成に向けた取組みを促進できる事業 ・啓発事業の実施により、市民等の循環型社会形成や 3R（「発生抑制」（リデュース）、「再利用」（リユース）、「再生利用」（リサイクル））推進に向けた取組みを促進できる事業 <p>等</p> <p>③産業活動の支援（事業者の取組みを支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究や技術開発により、事業者の 3R 推進に向けた取組みを支援する事業

	・3R 効果が高い施設整備により、事業者の 3R 促進に向けた取組みを支援する事業等
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	岡山県から交付された交付金等のうち、当年度に執行できなかった額を積み立てる。
基金の取崩方針	充当方針に合致した事業について、当年度に交付される交付金等で賄えない額を取崩している。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	基金残高が増加傾向にあるため、充当方針に合致する事業について、基金の有効活用を図りたい。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	8,619	-	815,751	積立(産業廃棄物処理税補助金 8,619 千円)
平成 28 年度	585	-	816,336	積立(産業廃棄物処理税補助金 585 千円)
平成 29 年度	2,271	18,969	799,638	積立(一般からの繰入 2,271 千円)、取崩(産廃排出・処理業者監視・指導事業費 16,656 千円、他課事業 2,313 千円)
平成 30 年度	40,289	74,854	765,073	積立(基金繰入金 16,485 千円、一般からの繰入

				23,804千円)、取崩(一般への繰入 31,636千円、循環型社会推進事業費 5,625千円、不法投棄防止対策事業 33,165千円充当、環境調査事業 4,428千円)
令和元年度	24,425	-	789,498	下表*1、2参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
一般からの繰入	24,425千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
なし	-

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
不法投棄防止対策事業	36,884千円	-	0%
循環型社会推進事業	-	-	0%
産廃排出・処理業者監視・指導事業	33,702千円	-	0%
環境調査事業	4,620千円	-	0%

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

6. 倉敷市環境保全基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：環境政策課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市環境保全基金条例
設置年月日	平成 22 年 2 月 26 日
設置目的	地球温暖化対策事業その他の環境保全施策の推進に要する経費の財源に充てるため。
基金が充当される事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策学習推進事業 (エコに関する出前講座(講師謝金)・イベント、緑のカーテン事業などの地球温暖化対策に関する事業) ・環境学習センター登録団体連携講座実施事業 (環境に関するワークショップ・屋外での講座(体験学習)などの団体と連携して行う環境保全推進に関する事業)
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	倉敷市環境保全基金条例第1条のとおり
基金の取崩方針	倉敷市環境保全基金条例第 1 条の目的を達成するための事業等に必要な場合に限り充てる
基金の目標額	なし
担当課の考える課題	基金の取崩しについては、倉敷市環境保全基金条例第 1 条「地球温暖化対策事業その他の環境保全施策の推進に要する経費の財源に充てる」に基づき運用しているが、処分(充当できる事業)について、もう少し具体化する必要性を感じている。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	862	536	3,574	積立（寄附金 862 千円、 運用益 0 千円） 取崩（衛生費-環境保全 費-環境学習費 536 千円 充当）
平成 28 年度	2,551	640	5,485	積立（寄附金 2,550 千 円、運用益 0 千円） 取崩（衛生費-環境保全 費-環境学習費 640 千円 充当）
平成 29 年度	2,108	292	7,300	積立（寄附金 2,105 千 円、運用益 3 千円） 取崩（衛生費-環境保全 費-環境学習費 292 千円 充当）
平成 30 年度	1,567	158	8,709	積立（寄附金 1,565 千 円、運用益 2 千円） 取崩（衛生費-環境保全 費-環境学習費 158 千円 充当）
令和元年度	401	334	8,777	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
寄附金	396 千円
運用益	5 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩（衛生費-環境保全費-環境学習費）	334 千円

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
地球温暖化対策学習推進事業	120 千円	120 千円	100%
環境学習センター登録団体連携 講座実施事業	213 千円	213 千円	100%

(3) 指摘事項及び意見

基金の残高が積みあがっている状況においては、基金の目的に沿った事業に充当し支出していくことが重要である。本基金は、寄附金を受領し残高が増加傾向にあり、寄附者の意思を尊重するためにも適切に支出していくことが求められる。

<意見 32 倉敷市環境保全基金の活用について>

本基金の残高は増加傾向にあり、事業への充当額はその残高に比して低調な状況であるから、充当対象の事業を拡大するなど、基金の活用を促進することが望まれる。この点、市は2011年2月に策定した倉敷市地球温暖化対策実行計画に基づき、温暖化対策事業を行っている。したがって、既に行っている事業の拡充や対象事業の拡大など寄附者の意思を汲んだ対応を検討すべきである。

7. 倉敷市減債基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：財政課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市減債基金条例
設置年月日	平成元年9月27日
設置目的	市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来

	にわたる市財政の健全な運営に資するため。
基金が充当される事業の概要	(1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において市債の償還の財源に充てるとき。 (2) 償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において市債の償還の財源に充てるとき。 (3) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。 (4) 市債のうち財源対策のため発行したものの償還の財源に充てるとき。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	基金の運用収益を積み立てる。 市場公募債の発行額の1/4を満期(5年)までに積み立てる。
基金の取崩方針	将来の財源不足に備え、可能な限り基金の取崩しは行わず、基金残高の温存に努める予定である。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	328, 127	-	3, 993, 053	
平成 28 年度	303, 505	-	4, 296, 558	
平成 29 年度	277, 847	-	4, 574, 406	
平成 30 年度	251, 427	-	4, 825, 833	

令和元年度	253,250	-	5,079,084	下表*1、2 参照
-------	---------	---	-----------	-----------

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用益	3,250 千円
剰余金	250,000 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
なし	-

市は市場公募債の発行額の 1/4 を発行の翌年度から 5 年間、発行価額の 5% ずつ積み立てている。令和元年度の基金増加（剰余金）の 250,000 千円の内訳は、平成 26 年度～平成 30 年度にそれぞれ 1,000,000 千円ずつ市場公募債を発行しているため、 $1,000,000 \text{ 円} \times 5\% \times 5 \text{ 年} = 250,000 \text{ 千円}$ を積み立てている。

通常、市場公募債 1,000,000 千円発行 5 年後には 250,000 千円の倉敷市減債基金が積み立てられ、残額 750,000 千円は借換債の発行を財源とし、償還するところであるが、市は一般財源から 1,000,000 千円の償還が実現できている。一般財源から償還すると、剰余金が減少し、前述の財政調整基金の積立額が減少することになるが、財政調整基金については、中核市平均値程度を維持している。

財政調整基金とは別途倉敷市減債基金を設置し、可能な限り基金の取崩は行わない方針とすることで、将来の市債の償還に必要な財源を確保している。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

8. 倉敷市交通拠点施設整備基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：交通政策課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市交通拠点施設整備基金条例
設置年月日	平成2年3月9日
設置目的	交通拠点施設の整備の円滑な推進を図り、もって住民の利便性と地域の振興に資するため。
基金が充当される事業の概要	・新駅設置事業
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	基金の運用益を積み立てる。
基金の取崩方針	当面の間、基金の取崩し予定はなし。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	今後の基金のあり方。

当基金は、ボートレース児島（競艇場）の収益を源泉として積み立てていた資金を、平成2年に基金として設置したものである。それゆえに、積み立てた資金は、当初はJR 瀬戸大橋線のボートレース児島の近くに新駅を設置することを目的としていたのであった。倉敷市交通拠点施設整備基金条例の設置目的は一般的に交通拠点整備を行うことであるが、基金設置後も、議会等で当基金の使途が検討や言及がなされる場合には、この経緯を踏まえた議論が行われてきた。

(2) 実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	増加	減少	残高	備考
平成27年度	986	—	1,324,448	積立（運用益986千円）

平成 28 年度	364	—	1,324,812	積立（運用益 364 千円）
平成 29 年度	878	—	1,325,690	積立（運用益 878 千円）
平成 30 年度	413	—	1,326,104	積立（運用益 413 千円）
令和元年度	893	—	1,326,997	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用益	893 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
なし	—

当基金は、平成 2 年に競艇事業会計から繰り入れた 10 億円を元金として設置された。当基金は、昭和 63 年に開通した JR 瀬戸大橋線の児島駅から延びる同路線上に新駅を設けボートレース児島の利用者等の利便性を図る事業に充当することを企図していたが、基金の設置から 30 年以上が経過するなかで、事業の具体化が議論されるどころか、すでに長年にわたって当基金の在り方についての問いかけが議会においてなされる状況であり、時の経過とともに方向性が見いだせない状況になりつつある。

令和 2 年 6 月 27 日（レース開催日）に現地の様子を確認した。ボートレース児島は JR 瀬戸大橋線児島駅から、約 1.6 km に存在し、ボートレース児島には 7 便（児島駅便、倉敷駅便（塩生経由）、倉敷駅便（天城経由）、総社便、天満屋便、福山便、金光駅便（新倉敷駅経由））の無料バスが発着している。また、駐車場は多数の自家用車が駐車していた。現状を考慮すると、建設コストをかけて新駅を設置することは、経済合理性の観点からは現実的ではない。

小さいが、児島駅からポートルース
児島が確認できる。



JR 瀬戸大橋線の児島駅からポートルース児島に向かって撮った写真



無料バス停留場



駐車場の様子

(3) 指摘事項及び意見

条例は交通拠点施設の整備の円滑な推進を図り、もって住民の利便性と地域の振興に資することを目的としていることから、必ずしもポートレース児島のための新駅を建設することに限定していないが、これまで資金を取崩した実績はない。このままでは、当基金が有用な財源として機能していない状態が継続することから、この状況を打開する議論を始める必要がある。基金の目的を新駅に限定せず幅広く捉え、また事業実施の対象となる地域につき基金の経緯を踏まえてポートレース児島のある児島地区に重きをおくべきか否かについても議論・調整を行った上でその活用方法に関するアイデアを検討すべきである。

児島地区は市内でも人口減少が著しいエリアであり、交通の利便性にその原因の一部が見いだせるのであれば、行政としては資金の使途を交通拠点施設の整備に限定している現在の規定を見直し、全国的な問題となっている路線バスの維持確保や公共交通の利便性向上等に資する事業を使途に加えるなど、適切な策を講じるべきであり、当基金が有用な財源として機能することが期待される。

<意見 33 倉敷市交通拠点施設整備基金の活用について>

設置当初の目的が実質的に失われつつある当基金については、市および地域の長年にわたる状況変化を考慮して、その使途の再検討を行い、交通拠点施設の整備に加え、既存の公共交通の維持確保、利便性向上のための財源として有効に活用すべきである。

9. 倉敷市国際交流基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：国際課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市国際交流基金条例
設置年月日	平成2年4月1日
設置目的	市の国際交流事業を促進し、市民の国際感覚の かん養と国際親善に対する意識の高揚を図る。
基金が充当される事業の 概要	民間国際活動事業補助事業 市内の民間団体が市民主体の国際交流・協力・

	貢献に関する活動を行う場合に、経費の一部を補助し、地域の国際化を推進する。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	基金の運用収益を積み立てる
基金の取崩方針	一般会計歳入歳出予算に計上された額の範囲内であれば、事業費から運用益を差し引いた不足分について取崩を行う。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	民間団体の国際交流が活発となれば、補助金が増加していくが、それに見合う運用益が得られておらず、基金を取崩すこととなっている。令和2年度以降、原資を取崩すことになる可能性が高い。

市は平成13年に国際交流・協力・貢献を総合的に推進するため市民参加による団体として倉敷市国際交流協会を設立した。倉敷市国際交流協会設立以前は、国際交流基金運営委員会により国内事業・民間国際活動事業補助事業を基金から支出していた。これに加えて、国際姉妹都市提携委員会が実施していた海外への派遣・海外からの受入事業を倉敷市国際交流協会が実施することとなった。倉敷市国際交流協会設立時に基金から支出する事業の精査を行い、倉敷市国際交流協会事業補助金交付要綱を定め、民間団体への補助を行ってきた。

倉敷市国際交流協会の運営は市の国際課が行っている。倉敷市国際交流基金から取崩した金額は、条例の定めるところにより市の一般会計に歳入され、倉敷市国際交流協会の交付金に充当される。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成27年度	-	66	501,373	取崩(民間国際活動事業)

				補助事業 66 千円充当)
平成 28 年度	-	39	501,334	取崩 (民間国際活動事業補助事業 39 千円充当)
平成 29 年度	-	153	501,181	取崩 (民間国際活動事業補助事業 153 千円充当)
平成 30 年度	-	354	500,826	取崩 (民間国際活動事業補助事業 354 千円充当)
令和元年度	-	333	500,493	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
なし	-

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
民間国際活動事業補助事業充当	333 千円

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
民間国際活動事業 補助事業	668 千円	333 千円	49.8%

令和元年度においては、主として日本語教室や国際交流イベントの合計 19 件の補助事業に対して合計 668 千円の補助金が支給された。基金からの充当額は、基金の運用収益 335 千円と国際交流協会の預金利息 0 千円を対象事業費から差し引いた金額である。

倉敷市国際交流基金は平成 2 年に 5 億円の繰り入れにより設置された基金である。基金設置当初は運用益を財源として現在より幅広い事業を実施していくことが企図されていた。しかし、長年にわたる金利の低下により現在、当初より極めて低い運用益しか得られていない。

(3) 指摘事項及び意見

当基金は現在の事業を続ければ令和2年度以降において当初の5億円を割り込むことが確実な状況である。以前にも運用益をほぼ全て支出する状況にあり、平成17年度以降の方針として、事業の継続のため原資を取崩すこととしている。基金の原資の維持にこだわらなければ、5億円を超える残高がありながら基金の取崩しが333千円しかないという状況は、利用が極めて低調であるともいえる。基金の利用が低調となった要因は、特に最近の数年間において、比較的多額になりやすい海外派遣事業への充当がなかった影響が大きい。

<意見 34 倉敷市国際交流基金について>

基金の残高が積みあがった状態で、事業への充当もその残高に比して低調な状況であるため、当基金の事業についてPRを行うことで基金の認知度の拡大を図ったり、民間団体から充当対象事業の拡大のニーズをヒアリングしたりするなど、基金の活用を促進することが望まれる。

10. 倉敷市文化振興基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：文化振興課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市文化振興基金条例
設置年月日	平成2年4月1日
設置目的	倉敷市内の芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、もって芸術その他の文化の向上に寄与するため。
基金が充当される事業の概要	市内の芸術家や文化団体が行う芸術文化の振興や普及活用に対する援助を行う助成金事業 倉敷市芸術文化栄誉賞や倉敷市芸術文化奨励賞の表彰事業

基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	受領した寄附金を積立てる。
基金の取崩方針	一般会計歳入歳出予算に計上された額の範囲内であれば、事業費から運用益を差し引いた不足分について取崩しを行う。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	基金の取崩しが続いている。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	-	2,805	489,122	取崩（助成金事業 2,805 千円）
平成 28 年度	100	5,225	483,996	積立（寄附金 100 千円） 取崩（助成金事業 5,225 千円）
平成 29 年度	-	3,217	480,778	取崩（助成金事業 3,217 千円）
平成 30 年度	-	3,125	477,653	取崩（助成金事業 3,125 千円）
令和元年度	-	2,574	475,079	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
なし	-

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩（事務費＋交付金＋振込手数料 －運用益－通帳利息）	2,574 千円

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
倉敷管弦楽団創立 45 周年記念第 45 回定期演奏会	2,145 千円	300 千円	13.9%
コーログリーチネ 25 周年記念演 奏会	1,458 千円	300 千円	20.5%
女声コーラスアンコーラ “The15thAnniversaryConcert”	596 千円	108 千円	18.1%
第 5 回倉敷オカリナワールドフ ェスティバル	1,261 千円	205 千円	16.2%
御室流華道岡山支部 第 50 回記念支部展	2,301 千円	161 千円	7.0%
第 21 回全国中学生選抜将棋選手 権大会 女子の部	128 千円	20 千円	15.5%
第 60 回全日本吹奏楽コンクール 中国大会（グリーンハーモニー）	1,310 千円	120 千円	9.1%
第 19 回全国中学校総合文化祭富 山大会演劇発表会（東陽中）	908 千円	238 千円	26.2%
第 60 回全日本吹奏楽コンクール 中国大会（川福ハートフルウイン ズ）	819 千円	170 千円	20.7%
第 60 回全日本吹奏楽コンクール 中国大会（倉敷市立水島中学校）	503 千円	120 千円	23.8%
第 32 回全日本マーチングコンテ	1,167 千円	200 千円	17.1%

スト中国大会(倉敷市立福田中学校)			
第 36 回マーチングバンド中国大会(倉敷市立第一中学校)	870 千円	140 千円	16.0%
第 36 回マーチングバンド中国大会(倉敷市立真備東中学校)	705 千円	126 千円	17.8%
第 36 回マーチングバンド中国大会(倉敷市立真備中学校)	505 千円	87 千円	17.2%
第 72 回全日本合唱コンクール全国大会	1,041 千円	155 千円	14.8%
第 18 回中国地区高等学校将棋選手権大会	35 千円	9 千円	25.3%
第 47 回マーチングバンド全国大会	5,530 千円	300 千円	5.4%
第 28 回全国高等学校文化連盟将棋新人大会	119 千円	20 千円	16.7%

市内の芸術家や文化団体が行う芸術文化の振興や普及活動に対する援助を行い、芸術文化の向上に寄与することを目的とした助成金制度を設けている。その審査・決定は、市が委嘱する民間有識者で構成された倉敷市文化振興基金運営委員会が行っている。その対象事業は以下のとおりである。

助成対象事業

事業区分	助成額決定方法 (限度額)	助成対象となる活動					
発表	助成対象経費の1/3 (30万円)	・5周年及び10周年を記念として行う公演、展覧会、出版などの芸術文化の発表で、通常より意欲的で創造的なもの。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。					
全国大会等参加	予選を勝ち抜いて出場するもの	<table border="1"> <tr> <td>全国大会 助成対象経費の1/3かつ 参加人数×1万円を超えない額 (学生30万円, 一般20万円)</td> <td>中国大会 助成対象経費の1/3かつ 参加人数×5千円を超えない額 (学生20万円, 一般12万円)</td> <td rowspan="2">・市または県を代表して、芸術文化部門の全国大会、中国大会などに出場する活動。 ※引率は1人までとする。</td> </tr> <tr> <td>予選を勝ち抜くことなく出場するもの</td> <td>中国大会 助成対象経費の1/6かつ 参加人数×5千円を超えない額 (学生20万円, 一般12万円)</td> </tr> </table>	全国大会 助成対象経費の1/3かつ 参加人数×1万円を超えない額 (学生30万円, 一般20万円)	中国大会 助成対象経費の1/3かつ 参加人数×5千円を超えない額 (学生20万円, 一般12万円)	・市または県を代表して、芸術文化部門の全国大会、中国大会などに出場する活動。 ※引率は1人までとする。	予選を勝ち抜くことなく出場するもの	中国大会 助成対象経費の1/6かつ 参加人数×5千円を超えない額 (学生20万円, 一般12万円)
	全国大会 助成対象経費の1/3かつ 参加人数×1万円を超えない額 (学生30万円, 一般20万円)	中国大会 助成対象経費の1/3かつ 参加人数×5千円を超えない額 (学生20万円, 一般12万円)	・市または県を代表して、芸術文化部門の全国大会、中国大会などに出場する活動。 ※引率は1人までとする。				
予選を勝ち抜くことなく出場するもの	中国大会 助成対象経費の1/6かつ 参加人数×5千円を超えない額 (学生20万円, 一般12万円)						
研修	助成対象経費の1/3 (6万円)	・将来が囀望される若手芸術家の国内、海外研修または地域文化活動の指導者育成講習会などを受講する活動。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。					
団体事業	助成対象経費の1/3 (30万円)	・倉敷市文化連盟等の芸術文化の各分野を包括する文化団体が主催して行う意欲的で創造的な活動。 周年事業、優秀舞台芸術提供事業、新規事業、他団体との交流事業など。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。					
鑑賞	助成対象経費の1/3 (20万円)	・文化団体、学校などが主催して広く市民を対象として行う舞台芸術鑑賞のための活動で、5周年及び10周年を記念して行う、通常より意欲的で創造的なもの。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。					
伝統文化	助成対象経費の1/3 (20万円)	・伝統工芸技術、郷土芸能などを保存・継承する活動。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。					
全国大会等開催	助成対象経費の1/3 (全国20万円) (西日本12万円) (中国6万円)	・本市で開催される芸術文化部門の全国大会、中国地区大会などの開催。 ※原則として会場持ち回りで行われる一般公募または地域を代表して参加する展示・公演。					
指導者等招聘	助成対象経費の1/3 (20万円)	・規約等を有する団体が、文化団体の技術向上のためや郷土文化の研究のために、指導者を招聘する活動。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。					
郷土文化普及啓発	助成対象経費の1/3 (30万円)	・郷土に関する文学者、偉人、文化遺産等の調査・研究や顕彰のために行う活動。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。					

(3) 指摘事項及び意見

事業実績について、音楽に関係したものが多く、これは、全国大会等参加に区分されるものが多く、その要件が明確であること、全国大会等参加助成は1団体につき、同一年度内に2回まで申請できることなどが理由と考えられる。一方、その他の事業については、全国大会が少なかったり、要件に意欲的で創造性が求められるなど判断が必要な場合があり、実績が少ないと考えられる。

<意見 35 倉敷市文化振興基金の助成対象事業について>

芸術文化と一言でいっても、音楽、演劇の他、絵画、彫刻などの美術、映像芸術、アニメーションなどのメディア芸術と幅広く、また新しい分野も生み出されている。その継続と発展を図るために、多様な芸術文化とその新たな担い手を育成することが重要と考える。

しがたって、既存の枠組みに捉われない先駆的な事業等についても、広く周知し公募するよう検討すべきである。

11. 倉敷市スポーツ振興基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：スポーツ振興課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市スポーツ振興基金条例
設置年月日	平成2年9月29日
設置目的	市民のスポーツ活動を促進し、心身の健全な発達とスポーツの普及振興に資するため
基金が充当される事業の概要	<p>援助・奨励事業</p> <p>(1) 各種大会への出場選手等に対する助成</p> <p>(2) 各種研修会への参加者に対する助成</p> <p>(3) 講習会・研修会等による指導者の養成</p> <p>(4) スポーツ・レクリエーション普及、振興事業への助成</p> <p>(5) その他運営委員会が特に必要と認める事業</p> <p>運営委員会が主催する事業</p> <p>(1) スポーツ栄誉賞・スポーツ奨励賞の被表彰者の推薦</p> <p>(2) 寄附金の募集や採納式の実施に関する事業</p> <p>(3) その他市民のスポーツ振興に関する事業</p>
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計

基金の積立て方針	歳入（利子収入、寄附金収入）は取崩時に支出済額から控除している。
基金の取崩方針	繰入金（取崩金）＝事業経費（支出済額）－歳入（利子収入＋寄附金収入）
基金の目標額	特に目標額は設定していない。
担当課の考える課題	原資の減少と歳入の確保。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	-	13,215	393,932	取崩 13,215 千円（援助奨励事業 13,442 千円、運営委員会が主催する事業 459 千円 歳入（寄附金 183 千円、運用益 503 千円））
平成 28 年度	-	14,346	379,585	取崩 14,346 千円（援助奨励事業 13,937 千円、運営委員会が主催する事業 787 千円 歳入（寄附金 110 千円、運用益 269 千円））
平成 29 年度	-	13,300	366,285	取崩 13,300 千円（援助奨励事業 13,038 千円、運営委員会が主催する事業 585 千円 歳入（寄附金 70 千円、運用益 253 千円））
平成 30 年度	-	15,034	351,250	取崩 15,034 千円（援助奨励事業 13,695 千円、

				運営委員会が主催する 事業 1,604 千円 歳入 (寄附金 150 千円、運用 益 115 千円))
令和元年度	-	9,575	341,674	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
なし	-

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩（援助奨励事業、運営委員会が 主催する事業）	9,575 千円 ※内訳 事業費 14,688 千円－（寄附金 4,875 千 円＋運用益 237 千円）

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
援助奨励事業、運営委員会が主 催する事業	14,688 千円	9,575 千円	65.2%

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

12. 倉敷市地域福祉基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：保健福祉推進課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市地域福祉基金条例
設置年月日	平成5年7月1日
設置目的	地域福祉活動を促進し、高齢者等の保健福祉の増進を図るため。
基金が充当される事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業活動を行うボランティア団体への3年間の助成を行う「助成事業」 ・障がい者・ボランティアの国内宿泊研修事業や地域共助型ボランティア育成事業の「委託事業」 ・寝たきりやひとり暮らしの高齢者に日常生活用具を給付する事業（健康長寿課が実施）
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	受領した寄附金及び基金の運用収益を積立てる。
基金の取崩方針	本来は果実運用型だが、現在は金利の低迷により運用益で事業実施を行うことができないため、原資を取崩して事業を実施している。事業経費（運営委員会報償金・食料費含む）のうち果実分を引いた残額について取崩している。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	元来運用益により事業を行うところ、低金利のため原資の取崩しにより事業を行っていること。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	540	2,683	602,396	積立（運用益 540 千円） 取崩（助成事業費 571 千円、委託事業費 1,368 千円、事務費・予備費 15 千円、報酬・食糧費 107 千円、日常生活用具給付事業費 619 千円充当）
平成 28 年度	416	2,269	600,542	積立（寄附金 35 千円、運用益 380 千円） 取崩（助成事業費 857 千円、委託事業費 788 千円、事務費・予備費 18 千円、報酬・食糧費 114 千円、日常生活用具給付事業費 490 千円充当）
平成 29 年度	428	3,119	597,851	積立（寄附金 30 千円、運用益 398 千円） 取崩（助成事業費 895 千円、委託事業費 1,370 千円、事務費・予備費 51 千円、報酬・食糧費 100 千円、日常生活用具給付事業費 702 千円充当）
平成 30 年度	186	2,834	595,203	積立（運用益 186 千円） 取崩（助成事業費 799 千円、委託事業費 1,370 千円、事務費・予備費 90 千円）

				円、報酬・食糧費 93 千円、日常生活用具給付事業費 481 千円充当)
令和元年度	516	2,947	592,773	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用益	399 千円
寄附金	117 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩（助成事業費）	951 千円
取崩（委託事業費）	1,396 千円
取崩（事務費・予備費）	49 千円
取崩（報酬・食糧費）	107 千円
取崩（日常生活用具給付事業費）	441 千円

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
助成事業	951 千円	951 千円	100%
委託事業	1,396 千円	1,396 千円	100%
日常生活用具給付事業	441 千円	441 千円	100%

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

13. 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：耕地水路課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金条例
設置年月日	平成7年7月1日
設置目的	中山間地域等の土地改良施設及びこれに関連する地域資源の多面的な活用を促進することにより、農村地域の活性化を図り、地域住民の参加による施設の整備保全と環境保全に資するため。
基金が充当される事業の概要	・ふるさと・水と土保全対策事業 ・農業施設管理事業 農地や農業施設の保全活動の普及啓発のためのチラシやポスターを作成する。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	積立金の予算措置は行わず、基金設置時の元金を基に運用益のみを積み立てる。
基金の取崩方針	運用益を活用して農地や農業用施設の保全活動を実施する場合に取崩しを行う。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	近年は低金利により活動可能な運用益が確保できていないため活動実施できていない。

当基金は、平成7年に地方交付税を財源として設置された。当初の財源は市が1,000万円、旧船穂町が1,000万円であり、合併により当初の元金を2,000万円有することとなった。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	9	—	20,490	積立（運用益 9 千円）
平成 28 年度	3	—	20,493	積立（運用益 3 千円）
平成 29 年度	13	—	20,507	積立（運用益 13 千円）
平成 30 年度	6	—	20,513	積立（運用益 6 千円）
令和元年度	13	—	20,527	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用益	13 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
なし	—

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
ふるさと・水と土 保全対策基金事業	—	—	0%
農業施設管理事業	542,892 千円	—	0%

市は基金設置当初である平成 8 年に啓発を目的としたパンフレットを作成して以降、事業への充当は一切行われていない。令和元年においても、農業施設整備管理事業は多額の歳出があるものの、当基金の趣旨に沿って充当する対象とはならず、当基金からの充当額はない。

他市に目を向けても、平成 27 年に法制化された多面的機能支払交付金において類似の取組みを行っているところ、充当すべき事業を創出し基金を活用するアイデアに窮している状況にある市も多く、市もこの例外ではない状況にある。

一方で、農村地域をめぐる状況は年々変化し、地域住民の高齢化が避けられない状況となっている。高齢化により農村地域の環境を保全する営み、例えば草刈りなどが十分になされず環境維持を行うこと自体が難しくなっている。

市としては、このような環境変化に応じ、基金の趣旨に合う新規の事業の実施に対して基金を取崩して事業費への充当を行うことを検討してきたが、充当事業が見いだせないまま現在に至っている。

(3) 指摘事項及び意見

農村地域は高齢化に端を発する諸課題を抱えており、多面的機能支払交付金などの制度によりその対策が講じられてきたところである。また市は一般財源における事業でも諸課題に取り組んでいる。当基金もその一端を担うべき制度となることが期待されるが、現在まで、事業間の実施内容の重複などにより有効な活用方法を見いだせないできた。

しかしながら、例えば多面的機能支払交付金については市街化地域で農業を営む一定の集落があった場合においては交付の対象にはならない一方で、そのような地域が抱える課題は農業振興地域の営農者が抱える課題と大きく相違するものではない。

農業を取り巻く制度の変遷や時代の流れによる環境の変化によって、このような既存制度がカバーできていない事象が生じているはずであり、当基金の活用方法の検討の余地が残されていると考える。

<意見 36 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金の活用について>

長年に渡って基金が活用できていない状況にあるため、充当すべき事業を検討すべきである。対象事業は新規事業にこだわらず既存制度では十分に施策が行き渡らないケースを補完する事業に充当するなど、新たな視点での活用を検討すべきである。

14. 倉敷市よい子いっぱい基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：生涯学習課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市よい子いっぱい基金の設置，管理及び処分に関する条例
設置年月日	昭和 54 年 9 月 17 日
設置目的	青少年の健全育成を願って浄財を寄せられた市民の期待にこたえ、本市青少年健全育成の実をあげるための資金とするため。
基金が充当される事業の概要	青少年グループ又は個人の活動奨励に関する事業 青少年の国際感覚を養うに役立つ事業 青少年の健全育成に役立つ事業
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	受領した寄附金及び基金の運用収益を積立てる。
基金の取崩方針	基金事業費が基金運用益及び当該年度の寄附金をもって充てても不足がある場合、運営委員会の承認を得た後、基金原資を取崩す。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	令和 2 年度より、「中学校弁論大会」「イングリッシュキャンプ」事業への助成を始めている。これまでも、被災した子供たちへの支援や地域つながりづくり支援など、新しい助成事業を検討してきたが、「広く、あまねく子供たちに」助成することが前提条件となっているため、採用されていない。今後とも、寄附者のお気持ちに応えるため、新しい助成事業を検討したい。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	4,539	-	205,743	積立（寄附金 4,539 千円） 基金事業費へ充当（運用益 628 千円、寄附金 960 千円） 取崩 なし
平成 28 年度	4,122	-	209,865	積立（寄付金 4,122 千円） 基金事業費へ充当（運用益 303 千円、寄附金 1,248 千円） 取崩 なし
平成 29 年度	2,959	-	212,825	積立（寄付金 2,959 千円） 基金事業費へ充当（運用益 240 千円、寄附金 1,360 千円） 取崩 なし
平成 30 年度	1,615	-	214,440	積立（寄附金 1,615 千円） 基金事業費へ充当（運用益 137 千円、寄附金 1,500 千円） 取崩 なし
令和元年度	2,211	-	216,652	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
寄附金	2,211 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
なし	—

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
よい子強い子表彰 事業	251 千円	251 千円	100%
倉敷っ子なかよし 作品展助成事業	450 千円	450 千円	100%
中学生立志式記念 行事助成事業	711 千円	711 千円	100%
よい子いっぱい芸 術鑑賞助成事業	100 千円	100 千円	100%
基金事業事務費	42 千円	42 千円	100%

(3)指摘事項及び意見

市は、基金の運用管理にあたって倉敷市よい子いっぱい基金運営委員会を設置し、基金事業実施要領を定めており、当該委員会において事業の計画を諮るものとしている。

また、市は、本基金において寄附を募っており、直近10年では多い年度で6,990千円、少ない年度でも3,116千円を受領している。一方で、事業に充当している金額は多い年度でも1,621千円である。その結果、基金残高は増加傾向にある。

平成27年度から令和元年度の事業実績では、3つの助成事業と1つの表彰事業が毎年度同程度の規模で行われている。

<意見 37 倉敷市よい子いっぱい基金の新規事業について>

直近 5 年間では同一の事業が同規模で継続されており、基金の活用の観点と寄附者の思いに応えるため、新規事業への積極的な取り組みが望まれる。

また、事業の実施にあたり「広く、あまねく子供たちに」との前提を置いていることは、基金の目的と整合しており、適切なものとする。しかしながら、定義について解釈に幅があることから、事業の選定を行いやすくするためにも、ガイドラインや例示を示すことを検討すべきである。

15. 倉敷市将棋文化振興基金条例

(1) 基金の概要

所管部署	管理：文化振興課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市将棋文化振興基金条例
設置年月日	平成 5 年 12 月 22 日
設置目的	大山康晴十五世名人の将棋文化の普及への遺志を継承し、日本古来の伝統文化である将棋の振興を図り、もって市民文化の向上に寄与するため。
基金が充当される事業の概要	倉敷市将棋文化振興基金表彰事業及び財団法人倉敷市文化振興財団の実施する将棋事業。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	受領した寄附金及び基金の運用収益を積立てる。
基金の取崩方針	表彰事業について取崩しを行う。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	運用益でできる事業に限りがある。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	-	-	46,445	積立（運用益 78 千円） 取崩（文化振興財団へ将棋事業のための交付金として充当 78 千円）
平成 28 年度	97	-	46,542	積立（寄附金 97 千円、 運用益 58 千円） 取崩（文化振興財団へ将棋事業のための交付金として充当 58 千円）
平成 29 年度	25	100	46,468	積立（運用益 30 千円（表彰事業のうち筆耕手数料 4 千円は運用益を充当したため、積立額は 25 千円）、一般会計からの繰入 100 千円） 取崩（表彰事業費 100 千円）
平成 30 年度	14	58	46,425	積立（運用益 14 千円、一般会計から繰入 58 千円） 取崩（表彰事業費 58 千円）
令和元年度	-	-	46,425	積立（運用益 31 千円） 取崩（文化振興財団へ将棋事業のための交付金として充当 31 千円）

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
第 27 期大山名人 杯倉敷藤花戦	22,847 千円	-	0%
大山名人杯争奪第 18回全国小学生倉 敷王将戦	8,665 千円	-	0%
第 10 回倉敷美観 地区青空将棋道場	1,447 千円	31	2.1%
第 4 回白壁倉敷将 棋フェスタ	1,219 千円	-	0%
第 44 回倉敷市中 学生将棋大会 第 24 回倉敷市小 学生将棋大会	994 千円	-	0%
第 77 期名人戦七 番勝負第 3 局	579 千円	-	0%

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

16. 倉敷市緑化基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：出納課 運用：出納室 活用：公園緑地課
根拠例規	倉敷市緑化基金条例
設置年月日	昭和 62 年 3 月 25 日
設置目的	緑豊かなうるおいのあるまちづくりの一環とし

	て、民有地等緑化の推進及び緑の保全を図る。
基金が充当される事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣設置補助事業 ・ 花壇設置補助事業 ・ 都市緑化基金等連絡協議会会費
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	基金の運用利息と個人や団体からの寄附金を積み立てる。
基金の取崩方針	基金の運用利息や寄附金を活用し、民有地や交友用地の緑化を推進する。
基金の目標額	なし
担当課の考える課題	生垣・花壇設置補助事業の利用が低調であり、当事業の活性化を図るとともに、新規事業の検討を行う必要がある。

昭和 30 年代後半からの都市化の発展によって、緑地が著しく減少する中、昭和 55 年に都市における総合的な緑化を推進するための方策について諮問がなされ、その答申において、民有地の緑化を推進することの重要性や、都市緑化基金の設立等が提言された。この流れを受けた施策として、市が昭和 62 年に当基金を設置したものである。

生垣設置補助金は、生垣を作る場合や既設の塀を生垣に作りかえる場合に利用でき、植栽する樹木費用の補助（最大 10 万円）と既設ブロック塀等撤去費用の補助（最大 5 万円）をするものである。

花壇設置補助金は住宅または事務所で、道路に面した場所に花壇を新設する場合にその設置費用を補助（最大 5 万円）するものである。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	563	229	182,549	積立（寄附金 255 千円、

				運用益 338 千円) 取崩 (生垣設置補助金 179 千円、花壇設置補助金 20 千円、都市緑化基金等連絡協議会会費 30 千円)
平成 28 年度	61	249	182,361	積立 (寄附金 15 千円、運用益 45 千円) 取崩 (生垣設置補助金 185 千円、花壇設置補助金 34 千円、都市緑化基金等連絡協議会会費 30 千円)
平成 29 年度	79	111	182,330	積立 (寄附金 34 千円、運用益 45 千円) 取崩 (生垣設置補助金 81 千円、都市緑化基金等連絡協議会会費 30 千円)
平成 30 年度	21	127	182,224	積立 (寄附金 2 千円、運用益 18 千円) 取崩 (生垣設置補助金 97 千円、都市緑化基金等連絡協議会会費 30 千円)
令和元年度	110	217	182,117	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
寄附金	91 千円
運用益	18 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
生垣設置補助金	187 千円
都市緑地化基金等連絡協議会会費	30 千円

当基金は一般会計からの繰入が設置時の昭和 62 年に 100,000 千円、翌昭和 63 年に 50,000 千円あり、寄附金の繰入の累計が 44,486 千円、同じく運用益の累計が 77,418 千円あった。一方、取崩しは累計で 89,787 千円となっている。

現在はこの基金を使って生垣設置補助事業（平成元年から）、花壇設置補助事業（平成 26 年から）、都市緑化基金等連絡協議会会費の各事業費に充当されている。

一方で、平成 30 年から実施している花いっぱいバスツアーのように、基金の目的に沿った事業であるものの、一般財源により実施し基金からの充当を行っていない事業が複数ある。

(3) 指摘事項及び意見

基金残高が積みあがっている状況下においては基金の目的に沿った事業に充当し支出していくことが重要である。特に過去に寄附金を受領して積み立てた金額も依然積みあがった状況にあるから、寄附者の意思を尊重するためにも適切に支出していくことが重要である。公園緑地課では、一般財源で実施している事業にも当基金の目的に沿う既存事業があることから、それらの既存事業の拡大や新規事業の実施の際には基金を活用していきたいと考えている。そのみでは対象事業の拡大の機会が限られるため、既存の基金の対象事業についても補助金利用拡大を図りたい考えである。検討に当たっては、既存の充当事業のニーズ掘り起こしのための市民への周知、寄附者の意向のヒアリングをするなどによる事業の検討を行うことが望まれる。

<意見 38 倉敷市緑化基金の活用について>

基金の残高が積みあがった状態で、事業への充当もその残高に比して低調な状況であるから、充当対象の事業を拡大するなど、基金の活用を促進することが望まれる。特に、寄附金により積み立てられた金額についても積み上がっている状況であり、寄附者の意思を汲んだ対応を早急に検討すべきである。

17. 倉敷市奨学基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：学事課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市奨学基金の設置、管理および処分に関する条例
設置年月日	昭和 43 年 4 月 1 日
設置目的	優秀な素質をもつ者で経済的理由等により学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校、高等学校に附置した専攻科、特別支援学校高等部専攻科、高等専門学校、大学、専門職大学及び専修学校専門課程、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づく看護学校（准看護学校を含む。）、理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）に基づく理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設並びに職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく職業能力開発大学校に進学することが困難であると認められる者に対して学資を給与し、又は貸与する。
基金が充当される事業の概要	奨学金給付貸付事業
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	返還一部免除型貸付の返還金を積み立て。返還一部免除型制度新設時に、基金内で運用することとしたため。
基金の取崩方針	給付・貸付として支給した金額を取崩し（選考委員報酬含む）。
基金の目標額	積立の目標額はない。

担当課の考える課題	基金取崩し終了後の予算設計が必要。
-----------	-------------------

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	—	—	201,861	—
平成 28 年度	307,139	—	509,001	積立（寄附金 5,000 千円、有価証券売却益 2,139 千円、一般会計からの繰入 300,000 千円）
平成 29 年度	12,402	—	521,404	積立（寄附金 1,100 千円、一般会計からの繰入 11,302 千円）
平成 30 年度	4,683	—	526,087	積立（一般会計からの繰入 4,683 千円）
令和元年度	380	33,645	492,822	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
返還一部免除型貸付返還金	380 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
奨学金給付貸付事業	33,645 千円

当基金は、当初旧児島地区、旧玉島地区に存した基金その他の基金を昭和 43 年に一本化したことによる 7,000 千円、寄附金 121,161 千円、一般会計からの繰入 73,700 千円が平成 27 年度以前の累計の原資となり、積み立てられてきた。

令和元年度より、従来は一般会計で行ってきた奨学金給付貸付事業の奨学金給付・貸付に対して大幅に充当することとなったとともに、返還一部免除型貸付制度の返還

金を当基金に積み立てることとなった。給付型、貸付型、返還一部免除型貸付の給付・貸付総額は返還一部免除型貸付の返還金よりも多額となることから、将来に向かって基金の減少が予想される運用となっている。

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
奨学金給付貸付事業	34,910 千円	33,645 千円	96.4%

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

18. 倉敷市緊急援護資金貸付基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：福祉援護課 運用：保健福祉局 福祉援護課、児島・玉島・水島保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課
根拠例規	倉敷市緊急援護資金貸付基金条例
設置年月日	昭和 43 年 6 月 27 日
設置目的	本市内の低所得世帯が、急迫した事情による緊急出費を要する場合に緊急援護資金を貸し付けるため。
基金が充当される事業の概要	倉敷市緊急援護資金貸付基金
基金の種類別	定額運用基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	なし
基金の取崩方針	なし

基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	未回収のものについて、早急に回収を行う。

「急迫した事情」で緊急に出費が必要な「低所得世帯」に対し、資金を貸し付ける制度である。

- ・貸付の限度額は1世帯に対し1回6万円以内
- ・償還期間は12カ月以内
- ・利子は無利子

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成27年度	-	-	22,940	
平成28年度	-	-	22,940	
平成29年度	-	-	22,940	
平成30年度	20,000	-	42,940	積立（一般からの繰入 20,000千円）
令和元年度	-	0	42,940	下表*1、2参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
なし	-

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩（ATM手数料）	0千円

貸付の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
期首残高	18,534	18,354	17,897	16,874	16,674
新規貸付金額	5,803	4,817	4,353	4,167	4,728
回収金額	5,983	5,274	5,376	4,367	4,700
期末残高	18,354	17,897	16,874	16,674	16,702

(3) 指摘事項及び意見

滞納については、督促のほか借受人の状況に応じて分割返済などにより回収を進めている。

市の管理台帳上、償還残額が残っている貸付のうちもっとも貸付年月の古いものは昭和 55 年 9 月であり、借受人が死亡しているものも含まれている。当該貸付制度開始以降、監査実施時点までにおいて実施された不納欠損処理はない。なお、令和元年度において貸付年月から 10 年経過しておりかつ一度も返済のない償還残額は 6,916 千円であり、最終返済日から 10 年経過している償還残額は 3,534 千円である。

<意見 39 不納欠損処理について>

今後の回収が極めて困難と見込まれる債権についても長期間管理することは費用の面から合理性に欠ける。

引き続き借受人の状況に応じた督促を継続するとともに、時効が到来した債権などについては、条例に従い債権放棄の手続きのうえ不納欠損処理を行うことで、債権の整理を進めるべきである。

19. 倉敷市地域振興基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：財政課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市地域振興基金条例

設置年月日	平成 17 年 7 月 27 日
設置目的	市民の連帯の強化及び地域振興に要する経費の財源に充てるため。
基金が充当される事業の概要	各地区の地域振興に資する事業
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	平成17年度から平成19年度の3か年で、合併特例債を活用して積立を行った。
基金の取崩方針	各地区の地域振興に資する事業の財源として取崩す。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	-	-	4,000,000	
平成 28 年度	-	-	4,000,000	
平成 29 年度	-	-	4,000,000	
平成 30 年度	-	-	4,000,000	
令和元年度	-	100,000	3,900,000	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
なし	-

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩（土木費）	100,000 千円

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
真備緊急治水対策事業 (道路分)	76,466 千円	76,000 千円	99.4%
真備緊急治水対策事業 (河川分)	24,170 千円	24,000 千円	99.3%

市は、平成 17 年 8 月に旧船穂町、旧真備町と合併している。この合併に伴って、合併特例債 3,799,900 千円を起債している。これは、市町村合併特例事業として当時の市町村の合併の特例に関する法律に基づいて行われたものである。

基金の積立ては、合併によってそれぞれの地域の活力が失われないよう、地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のためのソフト事業を行うために行われ、運用益を財源に充てるものである。基金の積立ての財源として、上記の合併特例債の起債が認められている。

具体的には、基金額の 95%に合併特例債を充当できるものとされ、合併特例債の返済額（元利償還金）の 70%について、10 年間、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されるものである。

また、合併特例債により設置した基金について、取崩しはその実施年度の前年度末までに当該基金設置のために起こした合併特例債の償還が終わった額の範囲内とすることが国の通知により認められている。

市は、平成 30 年 5 月に上述した合併特例債の償還を完了しており、令和元年度にはじめて治水対策事業に充当するため基金の取崩しを行った。

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

20. 倉敷市立図書館図書整備基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：中央図書館 運用：出納室
根拠例規	倉敷市立図書館図書整備基金の設置，管理及び処分に関する条例
設置年月日	昭和 53 年 3 月 10 日
設置目的	倉敷市立図書館の図書を整備充実し、市民の教養文化の向上に資するため。
基金が充当される事業の概要	豊かな人間性を育むため、一般図書・新聞雑誌・視聴覚用備品等の図書資料の充実整備を図り、図書館サービスの向上に努める。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。
基金の取崩方針	寄附者の意思を尊重し、可能な限り基金の取崩しは行わず、基金残高の温存に努める予定である。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

(2) 実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	-	-	15,000	
平成 28 年度	-	-	15,000	
平成 29 年度	-	-	15,000	

平成 30 年度	-	-	15,000	
令和元年度	-	-	15,000	

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
図書購入等事業	86,228 千円	-	0%

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

21. 商工業活性化基金

(1)基金の概要

所管部署	管理：商工課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市商工業活性化基金条例
設置年月日	平成 25 年 12 月 26 日
設置目的	財団法人岡山県被服協会の解散後の清算に伴い、市へ寄附される現金を原資とし、市の産業振興に資する事業に活用するために設置。寄附者の意向は、繊維産業をはじめとした市の産業振興に資する事業の活用である。
基金が充当される事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維産業担い手確保・育成調査事業 繊維マイスターなど、検定試験がない分野に独自の技能検定試験を構築し、制度を PR する。 <ul style="list-style-type: none"> ・若手技術者全国大会等出場報奨金 若手技術者等の全国大会への出場等を支援する。
基金の種別	積立基金

予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	受領した寄附金及び基金の運用収益を積立てる
基金の取崩方針	10年程度を目途に、全額取崩していく。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	基金を取崩すにふさわしい事業の創設。

当基金は財団法人岡山県被服協会が清算する際の残余財産から市が寄附を受けた金額計 39,147 千円を当初の原資として設置された。この寄附は市の産業振興に資する事業への活用を期待してのものであったこと、とりわけ協会が被服に関する団体であったことから、市は繊維産業に貢献する使途に支出していきたいと考えている。

市は当基金の保有する金額を一定期間（10年を目途としている）にわたって産業振興に資する事業に充当していきたいと考えており、商工課においては、一定の事業に継続的に充当するのではなく産業振興に貢献する事業の自走化までを支える形での支出を行っていきたいと考えている。

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	4,010	—	43,225	積立（運用益 66 千円、一般からの繰り入れ（プレミアム商品券）3,943 千円）
平成 28 年度	53	—	43,279	積立（運用益 53 千円）
平成 29 年度	80	—	43,360	積立（寄附金 52 千円、運用益 28 千円）
平成 30 年度	13	1,544	41,828	積立（運用益 13 千円）、取崩（繊維産業担い手確保育成調査事業費 1,544 千円充当）
令和元年度	28	1,385	40,471	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用益	28 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
繊維産業担い手確保育成調査事業	772 千円
若手技能者全国大会等出場奨励金	613 千円

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
繊維産業担い手確保育成調査事業	1,573 千円	772 千円	49.0%
若手技能者全国大会等出場奨励金	613 千円	613 千円	100%

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

22. 倉敷市災害復興基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：財政課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市災害復興基金条例
設置年月日	平成 30 年 9 月 5 日
設置目的	災害(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める災害をいう。)からの復旧復興を図るため。

基金が充当される事業の概要	平成30年7月豪雨の災害復旧・復興事業。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	平成30年7月豪雨の復旧・復興に対する寄附金等を積み立てる。
基金の取崩方針	平成30年7月豪雨の災害復旧・復興事業に充当する。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成30年度	1,482,134	0	1,482,134	積立(寄附金482,134千円、児島モーターボート競走事業会計から繰入1,000,000千円)
令和元年度	1,034,530	471,600	2,045,065	下表*1、2参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
児島モーターボート競走事業会計から繰入	1,000,000千円
寄附金	33,535千円
運用益	994千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩(教育費)	361,000千円

取崩（災害復旧費）	110,600 千円
-----------	------------

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
学校施設災害復旧事業	2,022,187 千円	108,000 千円	5.3%
被災児童生徒通学支援事業	679,394 千円	361,000 千円	53.1%
文化施設災害復旧事業	81,106 千円	2,600 千円	3.2%

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

23. 倉敷市土地開発基金

(1)基金の概要

所管部署	管理：公有財産活用室 運用：出納室
根拠例規	倉敷市土地開発基金条例
設置年月日	昭和44年9月30日
設置目的	公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため。
基金が充当される事業の概要	（倉敷市土地開発基金規則第3条から） ・都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく土地取得事業 ・道路等用地取得事業 ・学校用地等取得事業 ・その他公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地取得事業

基金の種別	定額運用基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	定額基金のため方針はない。
基金の取崩方針	定額基金のため方針はない。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし
その他	運用益は一般会計に計上（条例第5条）

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成27年度	-	-	1,930,000	
平成28年度	-	-	1,930,000	
平成29年度	-	-	1,930,000	
平成30年度	-	-	1,930,000	
令和元年度	-	-	1,930,000	

貸付の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
期首残高	-	-	-	-	-
新規貸付金額	-	-	-	-	500,000
回収金額	-	-	-	-	-
期末残高	-	-	-	-	500,000

「Ⅲ. 債権」に記載の倉敷市土地開発公社に対する貸付金は、土地開発公社が公共用地の先行取得を行う際、事業資金を金融機関から調達するのではなく、一般会計から土地開発公社へ事業資金貸付を行い、金融機関への利払いを圧縮しているものであ

る。

倉敷市土地開発基金については、弾力的に用地取得できるという点はあるものの、議会への説明を経ずして用地を取得することから、近年は基金を利用しての用地取得を行わず、現金のまま置かれていた。

そこで、土地開発基金の利活用を図り、公社の更なる利払い圧縮のため、平成 30 年度に基金から公社に対して事業資金を貸付けできるように「倉敷市土地開発基金条例」を改正したものである。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

24. 倉敷市公共施設整備基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：公有財産活用室、財政課、商工課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市公共施設整備基金条例
設置年月日	平成 27 年 2 月 24 日
設置目的	本市の公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため。
基金が充当される事業の概要	公共施設の整備、改修等の財源として使用する。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	今後、公共施設の大規模改修や大型公共事業が見込まれるため、決算剰余金を活用して積立を行う。
基金の取崩方針	予算編成時の事業内容や財源等を総合的に判断し取崩しを行う。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	高度経済成長期に建てられた公共施設等が一斉

	に更新時期を迎えるため、さらに積み立てることが必要。
--	----------------------------

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度	1,000,619	—	1,550,619	積立(預金利子 619 千円、 一般会計からの繰入 1,000,000 千円)
平成 28 年度	1,300,983	—	2,851,602	積立(預金利子 983 千円、 一般会計からの繰入 300,000 千円)
平成 29 年度	600,638	—	3,452,241	積立(預金利子 638 千円、 一般会計からの繰入 600,000 千円)
平成 30 年度	1,077	317,000	3,136,318	積立(運用利子 1,077 千円) 取崩(※平成 30 年度取崩額 の内訳のとおり)
令和元年度	202,112	26,000	3,312,431	下表*1、2 参照

(※) 平成 30 年度取崩額の内訳

事業名	内容	金額
市民病院関係経費	市民病院建設費	100,000 千円
文化施設管理運営事業	芸文館設備改修費	65,000 千円
運動公園利活用推進事業	運動公園再生整備費	82,000 千円
プラネタリウム更新事業	プラネタリウム更新費	70,000 千円

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
運用利子	2,112 千円
一般会計からの繰入	200,000 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
取崩（倉敷ファッションセンター設備修繕費）	26,000 千円

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
倉敷ファッションセンター運営事業 （倉敷ファッションセンター設備修繕費）	25,542 千円	26,000 千円	101.7%

(3)指摘事項及び意見

充当割合が100%を超えており、基金充当額26,000千円と事業費25,542千円の差額458千円の基金の目的外利用の有無が問題となる。この点、公共設備である倉敷ファッションセンターの設備修繕が25,542千円で完了し、差額の458千円は倉敷ファッションセンターの向かいにある倉敷市児島産業振興センター（公共設備）の修繕に充てており、倉敷市公共施設整備基金の充当目的から逸脱したものではないが、会計において、26,000千円が倉敷ファッションセンター運営事業費となっている。

したがって実態としては、以下のとおり全額公共設備整備充当されているが、会計において流用が行われていない。

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
倉敷ファッションセンター設備修繕費	25,542 千円 458 千円	26,000 千円	100%

倉敷市児島産業振興センター設備 修繕費			
------------------------	--	--	--

<意見 40 倉敷市公共施設整備基金の対象事業の会計処理について>

基金充当は設置目的に沿って行われるべきものであり、流用が行われた場合は流用の会計処理を行うとともに、基金充当が適切に行われたことを明確にすべきである。

25. 倉敷市森林環境譲与税基金

(1) 基金の概要

所管部署	管理：農林水産課 運用：出納室
根拠例規	倉敷市森林環境譲与税基金条例
設置年月日	令和2年2月26日
設置目的	森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため。
基金が充当される事業の概要	森林環境譲与税の用途は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条で明示され、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。 本市では、森林経営管理制度の実施による森林整備として、森林所有者への意向調査や森林管理（間伐など）などのほか、木材の利用の促進に向けた施策として、木造公共建築物の整備などに充当を予定している。
基金の種別	積立基金
予算計上会計	一般会計
基金の積立て方針	充当事業費を確保し、計画的かつ安定的に事業

	を実施するため、基金を積み立てる。
基金の取崩方針	充当事業の実施年度に取崩す。
基金の目標額	積立の目標額はない。
担当課の考える課題	なし

(2)実績

基金残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	増加	減少	残高	備考
平成 27 年度				
平成 28 年度				
平成 29 年度				
平成 30 年度				
令和元年度	14,033	-	14,033	下表*1、2 参照

*1：令和元年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額
基金積立	14,033 千円

*2：令和元年度の基金減少理由内訳

減少理由	金額
なし	-

令和元年度における基金の対象事業への充当割合

事業名	事業費決算額 (A)	基金充当額 (B)	充当割合 (B/A×100)
森林環境調査事業	5,170 千円	-	0%

平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」（令和 6 年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創

設されている。森林環境税は個人住民税の均等割の納税者から国税として年額 1 千円上乗せして市町村が徴収するものである。森林環境譲与税は国が市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与するものである。森林環境税は令和 6 年度に施行するものとされ、森林環境譲与税は森林環境税に先行して令和元年度から施行されている。

市は、令和元年度において譲与された森林環境譲与税 19,203 千円のうち、森林環境調査事業 5,170 千円を行い、残額 14,033 千円を基金に積み立てている。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

第5章 総括

最後に総括意見として、市有財産のうち、監査のメインとなった①不動産、②物品、③基金について、上述した指摘事項・意見を再掲しながら記載する。

①不動産について

公有財産管理台帳システムに登録されている不動産について、定期的な棚卸や現地調査を行っていないことが、本監査において最も重要な指摘事項である。監査人のサンプル抽出により、個別の監査対象となった不動産について、二重計上、除却処理漏れ、実在しない不動産等が多数検出された。所管部署がそもそも存在を認識していない不動産のため、市有の土地が無断で利用されているケースも散見された。

市有財産の有効活用は、市有財産が適切に管理・把握されていることが前提である。監査人の抽出したサンプルは一部に過ぎないため、まずは、公有財産管理台帳システムに登録されている不動産について、すべて棚卸を行い、公有財産管理台帳システムに登録されている情報のみでは、状況などが不明確な不動産については、現地調査を行うべきである。上記を踏まえ、公有財産管理台帳システムの管理や作業フローの在り方について記載している。

平成20年度包括外部監査の意見となった不動産については、処分等が困難なもの等を除き、概ね適切に対応がなされていた。

ポイント	対応する主な指摘事項及び意見
公有財産管理台帳システム、不動産の棚卸	(指摘事項16) 不動産の棚卸の実施について
不動産の二重計上	(指摘事項3) 二重計上の固定資産について
実在しない不動産	(指摘事項4) 登記されている事実が確認できない固定資産について
不動産の除却漏れ	(指摘事項5) 払下げ済みの固定資産について
市有の土地の無断利用	(指摘事項11) 旧安江住宅跡地の管理、不動産の売却について (意見7) 兎島下の町1丁目の土地の有効利用について

公有財産管理台帳 システムの管理	(意見 17) 各所管部署での公有財産管理台帳システムの確認 と管理について
---------------------	---

②物品について

物品については監査事務局が定期監査を行っており、適正を欠いた事例等を定期的に各部署に通知しているが、所管部署まで適切に浸透しておらず、監査人の現物調査においても、現物確認できないものが検出された。

長年にわたり物品の現物調査が適切に行われていないのであれば、事例を通知する等のみでは今後の物品の管理が改善される期待は薄い。物品調査の統一的なマニュアルが整備されていないこと、全部署が現物調査を実施したことを網羅的に確認する体制となっていないことが問題である。物品調査の統一的なマニュアルを整備するとともに、実地調査を実施したリストを各部署が作成し、取りまとめ部署に報告させるべきである。

ポイント	対応する主な指摘事項及び意見
物品調査のマニュアル整備	(指摘事項 21) 物品調査のマニュアルの作成について
実地棚卸を全部署が実施したことの確認	(指摘事項 22) 物品調査の報告と取りまとめについて

③基金について

基金については、事業への充当が不十分な基金や、長期間事業が実施されておらず、長期間取崩が行われていない基金が存在する。基金充当対象の事業が見いだせないこと、対象事業に対する市民利用が乏しいこと等が主な要因であり、所管部署において、充当対象の事業の実施、創出に苦心している。

また、市の全ての基金(25基金)のうち7基金は、利率が高い時代である昭和62年～平成2年に設置されており、積み立てた預金利息で事業を推進することをモデルとしたと考えられる。現在の低利率時代においては、積み立てた預金利息では事業費を賄いきれない。近い将来、利率が飛躍的に上昇する期待は薄く、基金設置時の積立額

を取崩し事業に充当するなど、現在の社会状況に整合させた基金の運用が今後必要ではないかと考える。

ポイント	対応する主な指摘事項及び意見
事業への充当が不十分な基金	(意見 32) 倉敷市環境保全基金の活用について (意見 34) 倉敷市国際交流基金について (意見 37) 倉敷市よい子いっぱい基金の新規事業について (意見 38) 倉敷市緑化基金の活用について
長期間取崩しが行われていない基金	(意見 33) 倉敷市交通拠点施設整備基金の活用について (意見 36) 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金の活用について

最後に

従来、自治体は予算執行を中心とした、いわゆるキャッシュフローが重視されているところであるが、人口減少・少子高齢化が進展している中、市の既存の財産の有効活用は重要な課題であり、ストック情報把握の重要性は今後高くなると考えられる。市のストック情報について、より適切な把握・管理体制となり、市有財産が一層有効に活用されることを期待している。